

地域福祉
分野

女川町

女川町地域福祉計画

第3次

一人ひとりの幸せに向けて
つながり合い支え合う
みんなのまち おながわ



シーパルちゃん

令和7年度～令和11年度
女川町

はじめに

本計画は、本町の最上位計画である「女川町総合計画2019」の政策目標の一つ「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち－保健・医療・福祉分野－」を実現するために、福祉の分野別計画の共通部分を担う計画であり、分野別計画の上位計画に位置づけられます。

近年、少子高齢化と人口減少が進行する中、意識やライフスタイル、家族の在り方の変化、つながりの希薄化、社会的孤立などによって地域の生活課題は複雑化、複合化する傾向にあります。

このような中で人と人、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合い、暮らしていける「地域共生社会」の実現が求められています。

今回の第3次計画は、震災後策定した第1次計画の「一人ひとりの幸せ」、第2次計画の「つながり合う」を継承し、新たに「一人ひとりの幸せに向けてつながり合い支え合う みんなのまち おながわ」を基本理念に、計画を見直し、全町で地域共生社会の実現を目指す計画としました。

また、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含し、あらゆる人が尊厳を持って暮らすことができるよう推進します。

さらに、本計画が目標とする、地域福祉の風土づくりや福祉を支える人づくり・地域づくり、包括的支援の仕組みづくり、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりを通して、町民の生活が充実していくことを目指していきます。

これからも、世代を問わずにいきいきと過ごせる活力に満ちた町となるよう、町民の皆様や関係者の皆様の変わらぬ御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケートやヒアリング等で貴重な御意見をいただきました町民・関係機関・団体等の皆様、熱心な御審議をいただきました女川町地域福祉計画推進委員会の委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

女川町長 須田 善明



目 次

第1部 計画の概要

第1章 地域福祉計画の考え方・枠組み	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	6
4 「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉を取り巻く動き	7
5 策定体制	10
6 計画の進行管理体制	11
第2章 女川町の地域福祉を取り巻く現状と課題	12
1 人口・世帯	12
2 地域福祉を取り巻く状況	15
3 町民アンケート調査	23
4 関係機関・団体等への調査	37
5 第2次計画の評価	41
6 計画策定に当たっての課題	51
<まとめ>女川町地域福祉計画（第3次）に向けた課題と方向	53

第2部 女川町地域福祉計画（第3次）

第1章 基本理念・理念実現のための視点・基本目標	55
1 基本理念	55
2 基本理念を実現する視点	56
3 基本目標	57
4 施策の体系	58
5 計画における圏域の考え方	59
6 数値目標の設定	60
第2章 施策の展開	61
基本目標1 つながり合い支え合う人づくり・地域づくり	61
基本施策1 地域福祉を育む意識づくり・風土づくり	61
(1) 地域福祉の意識づくり	62
(2) 地域や郷土を大切にする風土づくり	63
(3) 生きがいづくり・社会活動の推進	63
基本施策2 地域福祉を支える人づくり・活動づくり	64
(4) 地域福祉の担い手の確保・育成・活用	65
(5) 福祉の専門人材の確保及び雇用の創出	66
(6) 地域福祉に関する活動基盤づくりと情報の周知	67

基本施策3 支え合い、見守り合う地域づくり	68
(7) 支え合い・見守り合う地域づくり	69
(8) 地域づくりのための福祉関連団体ネットワークの充実	70
基本目標2 包括的支援の仕組みづくり	71
基本施策4 包括的な相談支援体制	71
(9) 総合相談ネットワークの構築	72
(10) 多様なニーズに寄り添う相談・支援	74
基本施策5 多様な福祉課題に対応した支援体制づくり	75
(11) 生活困窮者への支援	76
(12) 多様な福祉課題を抱える人への支援	76
(13) 再犯防止の推進	77
基本施策6 一人ひとりの尊厳を尊重する支援体制づくり	79
(14) 地域で暮らし続けるための権利擁護の推進	80
(15) 成年後見制度の利用促進	82
基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり	84
基本施策7 災害時・防災対策の充実	84
(16) 日頃からの防災対策と体制の整備	85
(17) 要配慮者への支援体制づくり	85
基本施策8 安心して暮らせる地域づくり	87
(18) 生活支援・外出支援の推進	88
(19) 地域福祉を進める取組	88
(20) 協働で進める公民連携の地域づくり	89
 第3部 計画の推進体制	
第1章 計画の推進体制	91
1 進行管理システム	91
2 進行管理スケジュール	92
 資料編	
1 検討体制	93
2 検討経緯	94
3 コミュニティデータシート	96
4 用語集	97

第1部 計画の概要

第1章 地域福祉計画の考え方・枠組み

1 計画の背景と目的

全国的にも少子高齢化と人口減少が進行する中で、個人の意識やライフスタイル、家族の在り方が変化し、単身世帯の増加、支え合いやつながりの希薄化、社会的孤立などにより、地域の生活課題は複雑化、複合化している傾向にあります。

こうした中、これまでの制度やサービス、分野の枠、支える側・支えられる側といった従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら、暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国では、この「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を二度にわたり改正し、包括的支援体制を整備する観点から、属性や世代を問わない相談支援や参加支援、地域づくりを本格化してきました。

県においても「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」を策定し、「すべての県民がともに支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」に向けて取り組んでいます。

本町では、東日本大震災後の地域での支え合いとつながりを目指した「女川町地域福祉計画」を策定し、「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ」に向けた取組を進めてきました。しかし、本町を取り巻く生活環境はこれまで大きく変化し、これからも変化を続けると予想されることから、あらゆる町民に向けた包括的な支援体制がますます重要になっています。

そこで地域福祉計画（第2次）（以下、「第2次計画」という。）の期間の終了に当たり、町民の生活実態と意向を把握しながら、地域共生社会の実現を目指す本町にふさわしい、効果的で細かな方策の在り方を検討するとともに、福祉の部門別の計画での共通課題をまとめ、対策を講じていくこととしました。

また、地域福祉推進の中核である女川町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、町内外の社会福祉事業者や教育機関などとともに、連携の場をつくり、本町が目指す地域共生社会の実現に向けた基盤整備の検討を進めることとしました。

以上の背景と趣旨を踏まえ、地域福祉計画（第3次）を策定します。

なお、本計画では、罪を犯した者等が地域で孤立することなく、あらゆる人々とともに歩む「第二次再犯防止推進計画」と、疾病や障害の有無にかかわらず、すべての住民が本人らしい生活を継続できるよう、地域における権利擁護支援、意思決定支援のネットワークをつくる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込んだ計画とし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進していきます。

<本計画とSDGsの関連>

本町では、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現するため、国連サミットで採択された「SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）」¹を推進しています。

SDGsの推進に当たり、本町では、石巻市、東松島市とともに、「石巻圏域2市1町SDGs推進宣言」を行い、圏域住民の一人ひとりを主役に、より一層の連携・協力を深め、SDGsの視点に立った地域課題の解決を目指しています。

このSDGsの理念である「誰一人取り残さない」は、福祉関連計画の理念にも通じるものであり、本計画においても目指す目標としていくことが必要となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



¹ SDGs（持続可能な開発目標）：国連が定めた2030年までの開発目標であり、「誰一人取り残さない」を目標に、現在また将来にわたり、豊かな暮らししができ発展できる社会を実現するために取り組む目標。

2 計画の位置づけ

（1）地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念、基本的考え方及び総合的な方向性を示す計画です。

また、「地域福祉計画」は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載することとされており、福祉の分野別計画の「上位計画」となっています。

市町村地域福祉計画（社会福祉法抜粋）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努める。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条（※1）第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

※1（参考）第 106 条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第4条に規定される「地域福祉の推進」の実現に向けて、第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定する計画です。計画の主体は「すべての地域住民」、「社会福祉に関する活動を行う者」、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」であり、それらが相互に協力して、地域福祉の推進を目指していくものです。

「地域福祉計画」は、地域福祉の理念、指針、考え方を示す行政計画であり、「地域福祉活動計画」は、その基本指針や考え方に基づき、地域福祉推進の中心となって行動する計画であり、両計画は「車の両輪」の関係にあると考えられています。

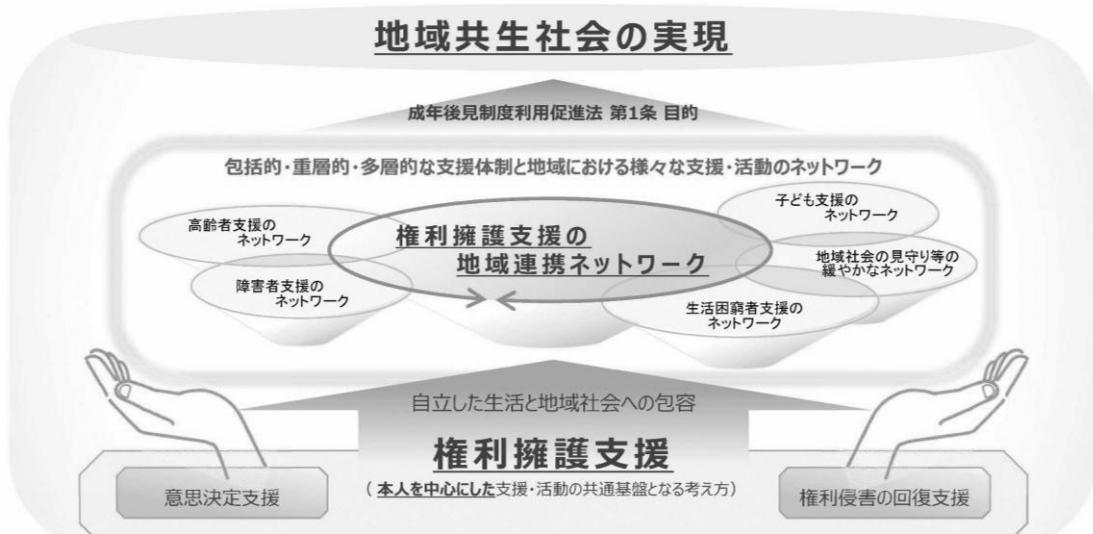
そのため、本町と社協は連携体制をつくり、調査結果やデータ、理念・方針の共有を行いながら、計画を策定・推進しています。

（2）地域福祉計画（第3次）に包含する計画

本計画には、地域福祉との一体的な展開が求められている「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止等の推進に関する法律」（第8条）に規定する「再犯防止推進計画」を包含しています。

① 成年後見制度利用促進基本計画

本町ではこれまで、成年後見制度の運用を行い、社協と連携した権利擁護事業を推進してきました。第3次計画の策定に当たっては、国の成年後見制度利用促進基本計画の第2期計画のスタートに伴い、県、近隣市及び社協とも更に連携し、成年後見制度利用促進の取組を進めます。



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要資料

② 再犯防止推進計画

平成29年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、地方公共団体において再犯防止等に関する施策を講じることとし「再犯防止推進計画」の策定が必要となりました。県でも地域福祉支援計画の見直しに当たり、「再犯防止推進計画」を位置づけていることから、本計画でも、町における「再犯防止推進計画」の施策を包含した計画とします。

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月）

罪を犯した者等が地域で孤立することなく、あらゆる人々とともに歩む「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す

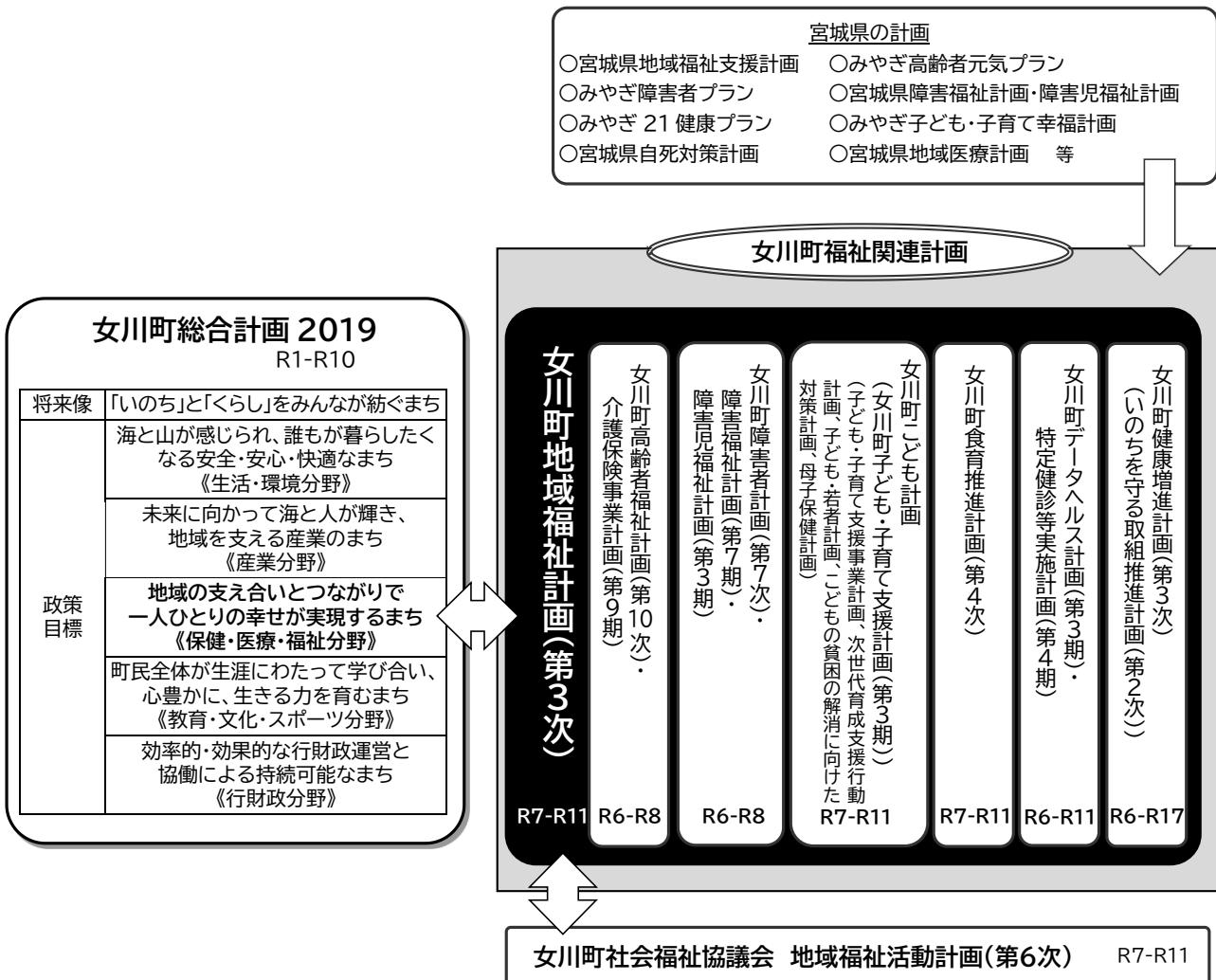
＜第二次推進計画の基本的方向性＞

- ① 罪を犯した者等が地域で孤立することのないよう、対象者の主体性を尊重し、課題に応じた息の長い支援を実現
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化し、罪を犯した者等への支援の実効性を高めるための相談拠点等を構築
- ③ 国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にする

(3) 関連計画との関係

女川町地域福祉計画（第3次）は、「女川町総合計画2019」を最上位計画としており、本町の福祉関連計画である高齢者分野、障害者分野、子ども分野、健康・食育分野の上位計画としても位置づけられています。

図表 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

本計画も含めた各福祉関連計画の計画期間は、図表のとおりです。

図表 計画期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
女川町復興計画 女川町総合計画	女川町復興計画 H23～30年度											
地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画)		地域福祉計画 (第1次)		地域福祉計画(第2次)					地域福祉計画(第3次)			
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		高齢者福祉計画(第8次)・ 介護保険事業計画(第7期)		高齢者福祉計画(第9次)・ 介護保険事業計画(第8期)		高齢者福祉計画(第10次)・ 介護保険事業計画(第9期)						
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画		障害者計画(第5次)・ 障害福祉計画(第5期)・ 障害児福祉計画(第1期)		障害者計画(第6次)・ 障害福祉計画(第6期)・ 障害児福祉計画(第2期)		障害者計画(第7次)・ 障害福祉計画(第7期)・ 障害児福祉計画(第3期)						
こども計画(女川町子ども・子育て支援計画(第3期)) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、子ども・ 若者計画、こどもの貧困の解消に 向けた対策計画、母子保健計画)		子ども・子育て支援 計画(第1期)		子ども・子育て支援計画(第2期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)		こども計画(女川町子ども・子育て支援計画(第3期)) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、子ども・ 若者計画、 こどもの貧困の解消に向けた対策計画、母子保健計画)						
健康増進計画 (いのちを守る取組推進計画 (自殺対策計画))				健康増進計画(第2次)				健康増進計画(第3次)				
				いのちを守る取組推進計画(第1次)				(いのちを守る取組推進計画(第2次)) R6～R17年度				
データヘルス計画・ 特定健診等実施計画				データヘルス計画(第2期)・ 特定健診等実施計画(第3期)				データヘルス計画(第3期)・ 特定健診等実施計画(第4期)				
食育推進計画		食育推進計画 (第2次)		食育推進計画(第3次)				食育推進計画(第4次)				
女川町社会福祉協議会 地域福祉活動計画		地域福祉活動計画 (第4次)		地域福祉活動計画(第5次)				地域福祉活動計画(第6次)				

4 「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉を取り巻く動き

(1) 地域共生社会の実現に向けた動き

① 平成 12 年度 社会福祉法制定（社会福祉基礎構造改革）

我が国における「地域福祉」は、平成12年度に制定された「社会福祉法」（社会福祉事業法から名称変更）の中でうたわれ、介護保険法、障害者総合支援法、子ども子育て支援法での福祉サービスの展開とともに、充実が図られてきました。

介護保険分野においては、各自治体で地域包括ケアシステムの構築が進められ、地域包括支援センターが設置され、地域密着型サービス、介護予防サービスなどが展開されてきました。

② 平成 28 年度 「地域共生社会の実現」の提唱

「地域共生社会の実現」は、平成28年度「ニッポン一億総活躍プラン」でうたわれ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指した取組が進められています。

その後、社会福祉法の二度にわたる改正を経て、市町村での包括的支援体制及び重層的支援体制事業が創設され、具体化されてきました。

地域共生社会の実現

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

③ 平成 29 年度社会福祉法改正（包括的支援体制）

社会福祉法は、平成29年度に見直しが行われ、8050問題やダブルケア、社会的孤立など制度の狭間や複合的で複雑な課題を解決していくために、改めて「地域福祉の推進」の定義が見直され、「地域福祉計画」を福祉の上位計画とすること、市町村において包括的支援体制の整備を目指した取組を進めることが規定されました。

○第4条第1～3項「地域福祉の推進」の見直し

（「地域住民等」の規定、「地域生活課題」を把握・分析し解決する推進方法を明記、「本人及び世帯」の視点、「関係者との連携」の強化）

○第 106 条 第3項 市町村における包括的支援体制の整備

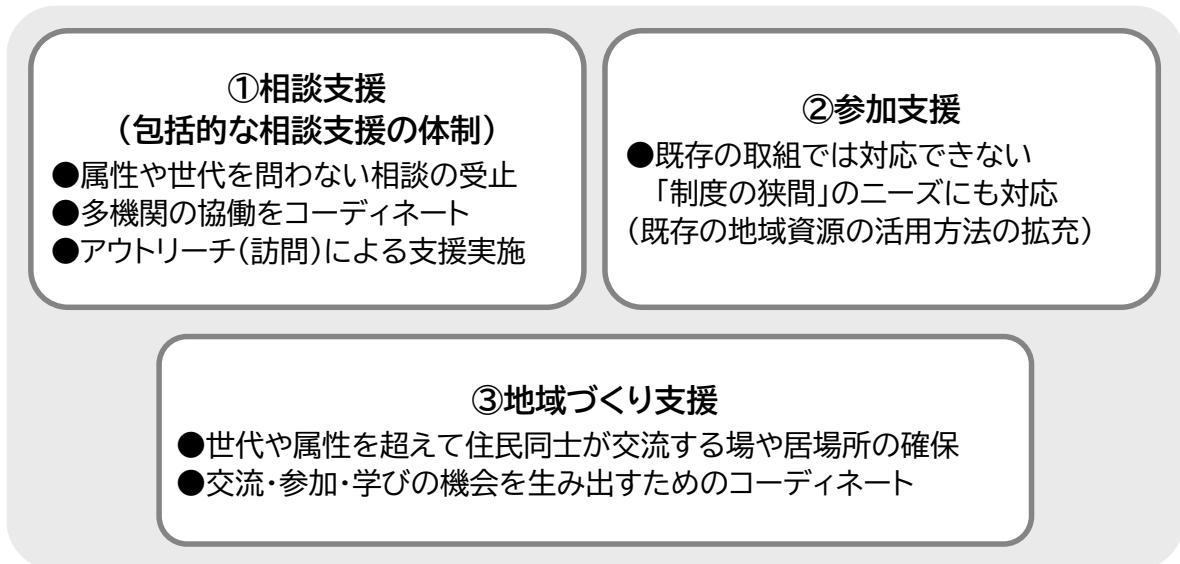
○第 107 条 計画策定の努力義務化、福祉各分野計画の「上位計画」に位置づけ

④ 令和3年度社会福祉法改正（重層的支援体制事業の整備）

社会福祉法は、令和3年4月にも見直され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村包括的支援体制の整備を踏まえ、更に多様な担い手による地域活動の仕組みとして、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、分野ごとに行っていた相談や事業を一体的に行うものであり、これまで参加しづらかった住民の参加を促し、新たな地域づくりなどを行っていくものであり、令和5年10月現在、全国346の自治体が実施若しくは予定をしています。

重層的支援体制整備事業の構成



相談支援	・高齢、障害、子ども、健康の窓口が包括的に相談を受け止め、属性や世代、内容に関わらず、複雑・複合化した事案で解決が困難である場合は、各分野が連携して対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎ、課題解決を目指す。
参加支援	・既存の制度では対応できないニーズを有している人に対し、その人が抱える生活課題を整理し、地域における社会資源等を活用して参加を促し、社会とのつながりを回復することを目的とする。 ・既存の社会資源との調整、新たな社会資源の開拓を行い、多様な支援ができるようにしていく。
地域づくり	・各分野の相談者だけでなく、すべての地域住民が孤立しないよう世代や属性に捉われない地域での居場所づくり等などに向けた支援を行う。 ・地域づくりは「つながる場を生み出し参加を支援」、「生活課題を抱えている人の気づきの場」などの役割が期待される。
多機関協働	・生活課題を抱える人や世帯のうち、それぞれの支援機関等だけでは困難なケースについて「重層的支援会議」、「支援会議」を開き、情報収集や生活課題等を整理して支援の方向性を調整し、課題解決を目指す。

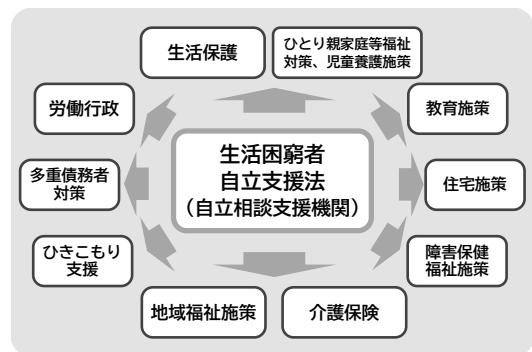
資料：厚生労働省・宮城県

（2）地域共生社会の実現に向けたさまざまな地域福祉施策への対応

地域共生社会の実現に向けて、さまざまな地域福祉の施策化が進んでいます。本計画に反映するものには、次のような施策があります。

① 生活困窮者自立支援法（生活困窮層に幅広い支援）

平成27年に制度改正された、生活困窮者の自立と尊厳及び包括的な地域づくりを目指した生活困窮者自立支援法については、多様な分野と連携した生活困窮層への支援が進められています。



② 孤独・孤立対策推進法（孤独・孤立をなくし、つながりを生み出す地域をつくるために）

住民が孤独・孤立になることを防ぐとともに、そのような状態にある人への支援をすることで、誰一人取り残さない社会や相互に支え合い、つながり合う社会を目指すものであり、多様な主体の連携が期待されています。

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

資料：孤独・孤立対策推進法 概要

③ 「認知症基本法」（認知症への偏見をなくし希望を持って暮らせる社会をつくるために）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、認知症の偏見をなくし、理解を深める啓発活動、認知症の人とともに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

共生社会の実現を目指す認知症基本法の基本理念

1.認知症の人が自らの意思によって生活できる、2.国民が認知症に関する正しい知識を持つ、3.認知症の人の障壁になるものを除去する、4.適切な保健医療サービスを提供する、5.認知症の人及び家族に適切な支援を行う、6.認知症の研究を推進する、7.認知症に対する総合的な取組を行う

資料：共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

④ 「こども基本法」（こどもの視点、予防の視点、アウトリーチ支援の強化のために）

令和5年4月に、こども施策の基本理念を定めた「こども基本法」が施行されています。施策・事業の取組は、「女川町こども計画（女川町子ども・子育て支援計画（第3期）」で位置づけています。

今後こども政策の基本理念（基本方針から）

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

すべてのこどもの健やかな成長、Well-being の向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない支援

予防的な関わりの強化、 プッシュ型支援、アウトリーチ

エビデンスに基づく政策立案、PDCA サイクル（評価・改善）

資料：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針より

5 策定体制

（1）地域福祉計画推進委員会での検討

学識経験者や各種団体、事業者、町民代表から構成された「女川町地域福祉計画推進委員会」において検討しました。

（2）地域福祉計画策定に伴うニーズ調査（地域生活に関する調査）の実施

見直しに当たり、令和5年8月から9月にかけて、町内に居住する18歳以上の町民500人を対象として実施した「女川町地域生活に関する調査」の結果を受けて、計画を検討しました。

図表 「女川町地域福祉計画策定に伴うニーズ調査（地域生活に関する調査）」調査概要

調査対象	女川町に居住する18歳以上の町民500人 (令和5年8月1日現在の住民基本台帳から地区・年代で層化し無作為抽出)
調査方法	郵送配布－郵送回収 督促礼状1回
調査時期	令和5年8月23日（水）～9月13日（水）
有効回収数 (有効回収率)	246 (49.2%)
調査項目	A 基本属性 B 住んでいる地域 C 地域活動・ボランティア活動 D 日常生活 E 本人や周りの人の困りごと等の状況 F 自殺対策 G 福祉関連施策

（3）関係機関・団体等への調査

関係機関に計画策定に当たっての課題、要望等について調査を実施しました。

（4）女川町・女川町社会福祉協議会事務局会議

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進に当たり、本町と社協の関係職員等による事務局会議を開催しました。

（5）コミュニティカルテの作成

行政区ごとの統計データ、地域資源の状況、社協実施の地区座談会の結果等を整理したコミュニティカルテを作成しました。

（6）パブリックコメント

計画素案を町ホームページに掲載し、パブリックコメントを実施しました。

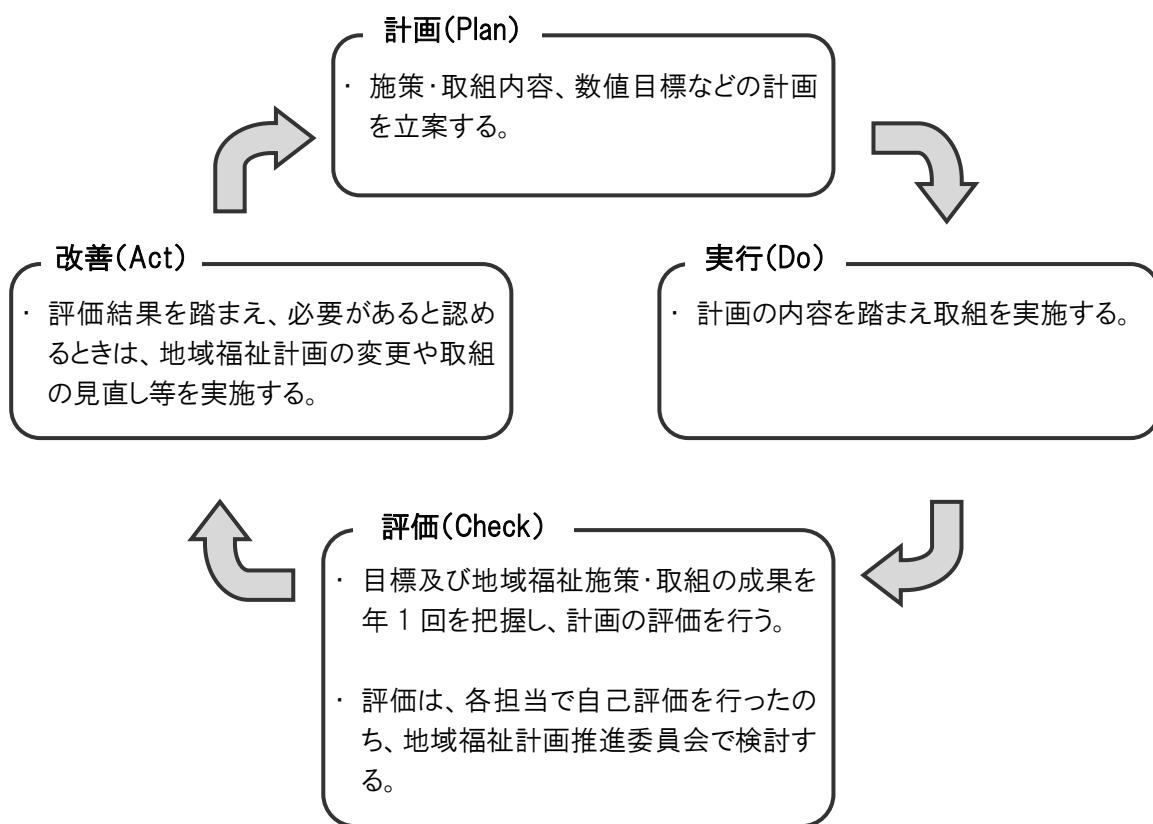
6 計画の進行管理体制

(1) 地域福祉計画推進委員会での点検・評価

本計画を着実に推進するため、地域福祉計画推進委員会を継続開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。担当を中心に関係機関と連携を図りながら、ニーズや地域における課題等に適切に対応し、地域福祉施策を推進します。

計画の進捗に当たっては、新たに定めるP D C Aサイクルにより検討を行います。評価結果は、自己評価ののち、地域福祉計画推進委員会で検討、取組の進捗状況について年1回評価を行い、数値指標についても計画期間内に検証し、計画の変更や取組の見直し等を実施します。

図表 P D C Aサイクルの図



第2章 女川町の地域福祉を取り巻く現状と課題

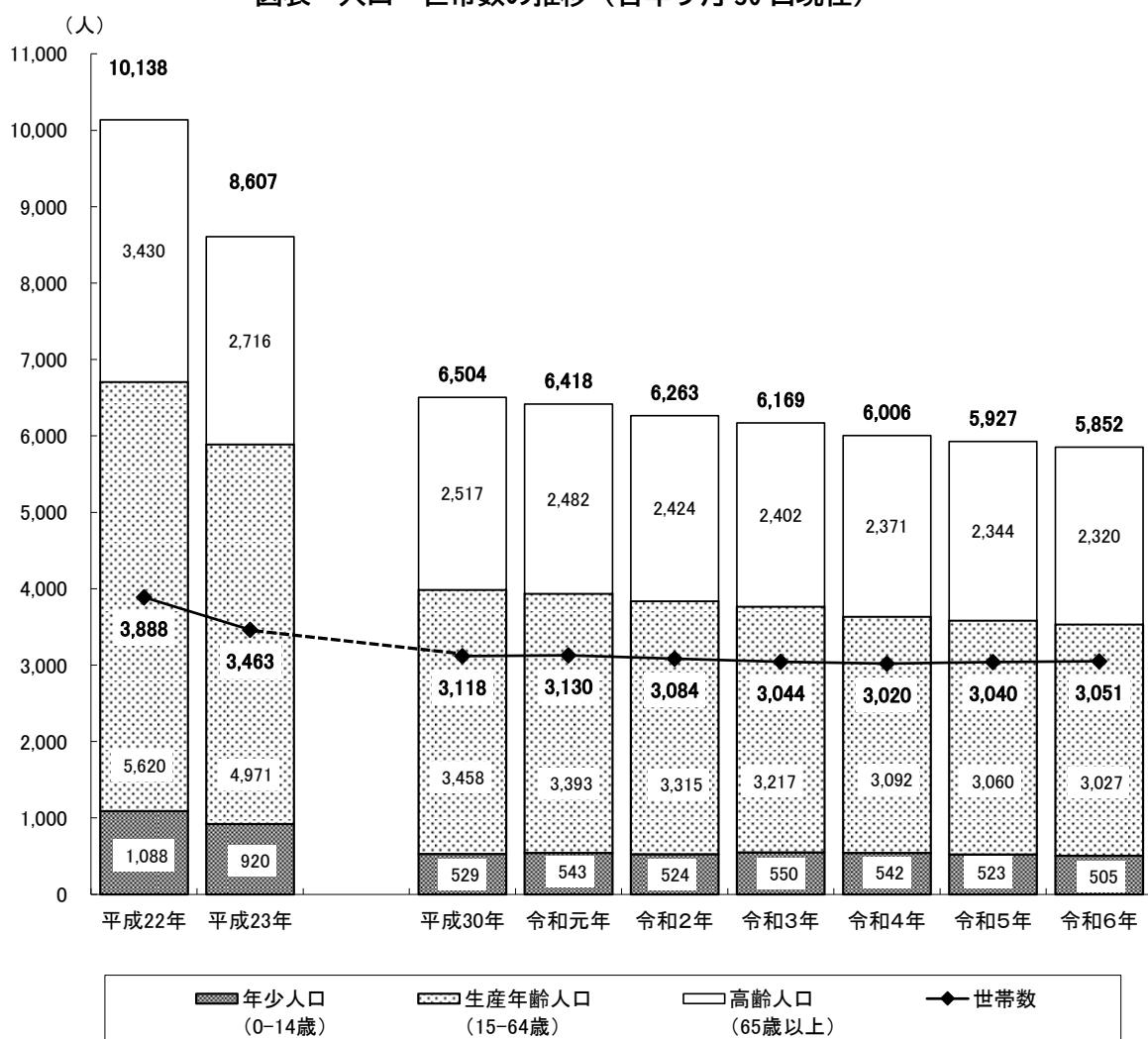
1 人口・世帯

(1) 人口・世帯数の推移

住民基本台帳による本町の人口は、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて大幅に減少し、少子高齢化が進行しています。

人口は、その後も緩やかに減少を続けており、令和6年は5,852人になりました。世帯数も減少傾向にありますが、近年は横ばいであり、令和6年は3,051世帯となりました。

図表 人口・世帯数の推移（各年9月30日現在）



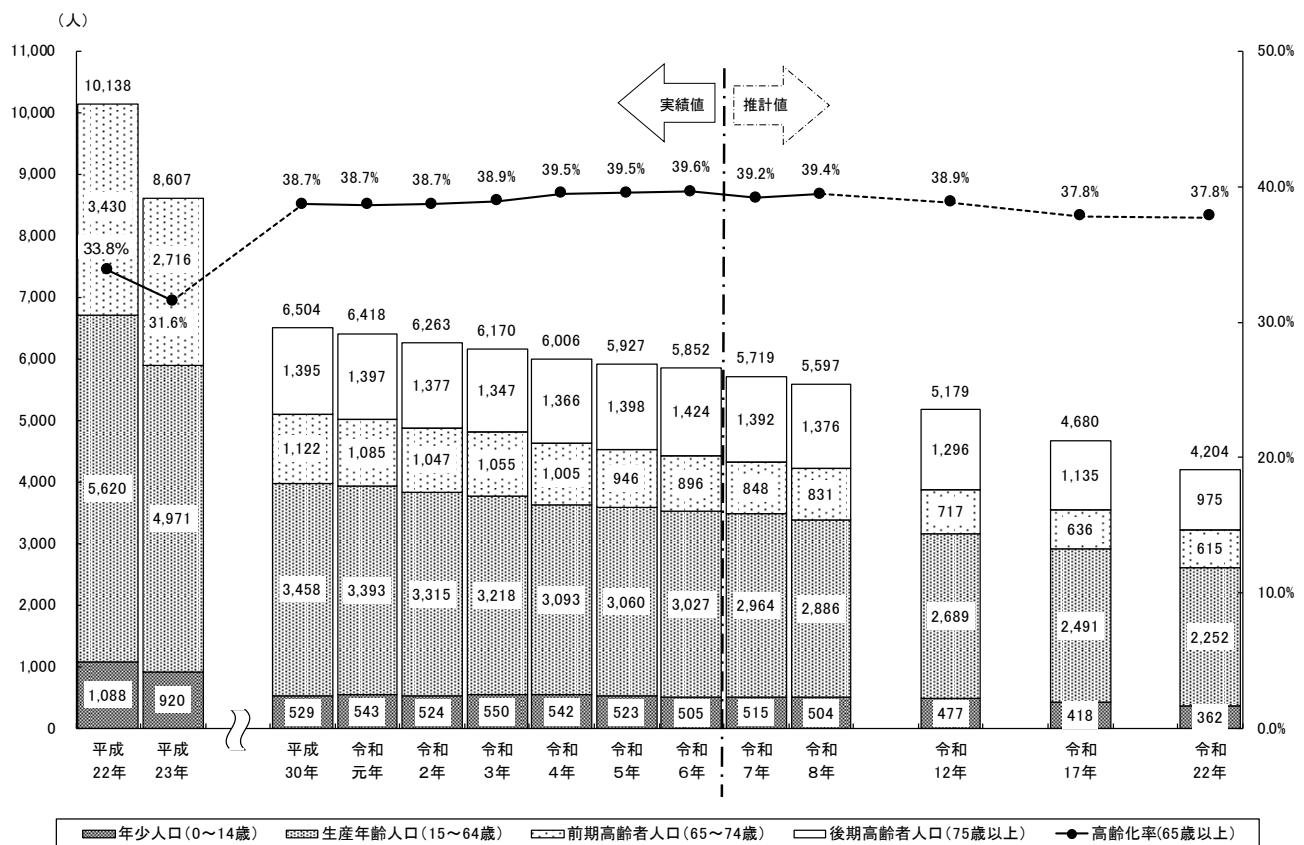
資料：女川町住民基本台帳

(2) 人口の推移・推計

本町の人口は、震災後、急激な人口減少のち緩やかに減少が進んでおり、令和6年9月30日現在、5,852人となりました。高齢者人口も、町の人口の減少に伴い平成30年の2,517人から令和6年には2,320人となりましたが、高齢化率は38.7%から39.6%と上昇しています。

今後、この5年間の各歳人口の傾向が続くと想定した場合の人口推計（コーホート変化率法、自然体）を行ったところ、本町の年齢3区分別の人口構造は大きくは変化しないものの、高齢者の高齢化が進み、75歳以上、85歳以上の割合が高くなることが予測されます。特に、75歳以上人口は、令和8年には約25%となり、本町の4人に1人が後期高齢者になると予測されます。

図表 女川町における人口の推移及び推計



	実績						推計					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	
高齢化率 (65歳以上)	38.7%	38.7%	38.9%	39.5%	39.5%	39.6%	39.2%	39.4%	38.9%	37.8%	37.8%	
後期高齢化率(75歳以上)	21.8%	22.0%	21.8%	22.7%	23.6%	24.3%	24.3%	24.6%	25.0%	24.3%	23.2%	
(85歳以上)	7.5%	7.6%	7.8%	8.0%	8.1%	7.9%	8.5%	8.5%	9.5%	10.4%	10.1%	

資料：女川町住民基本台帳（基準9月30日）により女川町健康福祉課が推計
推計値は令和5年9月までの実績に基づき算出

(3) 世帯構成の推移

本町の世帯数は、東日本大震災の影響もあり、平成22年から平成27年にかけて大幅に減少しましたが、令和2年には増加し、3,135世帯となりました。令和2年の世帯構成をみると、単独世帯が1,512世帯となっており、全世帯の48.2%となっています。

図表 世帯構成の推移（各年 10月1日現在）

(世帯、%)

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
合計	3,937	100.0%	3,937	100.0%	2,818	100.0%	3,135	100.0%
親族世帯	2,915	74.0%	2,690	68.3%	1,547	54.9%	1,619	51.6%
核家族世帯	2,010	51.1%	1,918	48.7%	1,243	44.1%	1,342	42.8%
夫婦のみの世帯	892	22.7%	830	21.1%	538	19.1%	563	18.0%
夫婦と子どもの世帯	773	19.6%	737	18.7%	461	16.4%	483	15.4%
男親と子どもの世帯	45	1.1%	46	1.2%	45	1.6%	50	1.6%
女親と子どもの世帯	300	7.6%	305	7.7%	199	7.1%	246	7.8%
その他の親族世帯	905	23.0%	772	19.6%	304	10.8%	277	8.8%
非親族世帯	5	0.1%	12	0.3%	14	0.5%	4	0.1%
単独世帯	1,017	25.8%	1,231	31.3%	1,257	44.6%	1,512	48.2%

資料：国勢調査

(4) 高齢者世帯の推移

本町の世帯数は平成22年から平成27年にかけて減少しましたが、令和2年には再び増加傾向にあります。65歳以上の親族のいる世帯の割合は、平成27年の48.4%から令和2年の48.1%と減少しています。そのうち、高齢夫婦世帯は12.1%から11.6%と減少しましたが、高齢単身世帯の割合は13.2%から15.2%と上昇しています。

図表 本町の高齢者世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	3,937世帯	3,937世帯	2,818世帯	3,135世帯
65歳以上の親族のいる世帯 (対全世帯数比)	2,189世帯 55.6%	2,226世帯 56.5%	1,363世帯 48.4%	1,507世帯 48.1%
高齢夫婦世帯＊ (対全世帯数比)	424世帯 10.8%	496世帯 12.6%	340世帯 12.1%	365世帯 11.6%
高齢単身世帯 (対全世帯数比)	431世帯 10.9%	472世帯 12.0%	373世帯 13.2%	476世帯 15.2%

*高齢夫婦世帯とは、夫及び妻の年齢が65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 地域生活・コミュニティ（行政区別年齢3区分別人口）

住民基本台帳の行政区別年齢3区分別人口（令和6年9月30日）の構成をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合（高齢化率）が50%以上であるのは9地区となっており、うち出島、寺間、江島では70%以上となっています。一方、宮ヶ崎は高齢化率が20%台となり、町内各地区での年齢構成の開きは大きくなっています。

図表 行政区別年齢3区分別人口（令和6年9月30日現在）

行政区	人口(人)						割合(%)					
	合計	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15~64歳)	高齢者 人口 (65歳以上)	後期 高齢者 人口 (75歳以上)	後期 高齢者 人口 (85歳以上)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15~64歳)	高齢者 人口 (65歳以上)	後期 高齢者 人口 (75歳以上)	後期 高齢者 人口 (85歳以上)	
町 中 心 部	大沢	128	5	56	67	37	8	3.9	43.8	52.3	28.9	6.3
	針浜	101	6	48	47	29	9	5.9	47.5	46.5	28.7	8.9
	浦宿一	359	9	228	122	83	31	2.5	63.5	34.0	23.1	8.6
	浦宿二	536	23	311	202	143	64	4.3	58.0	37.7	26.7	11.9
	浦宿三	142	22	75	45	28	8	15.5	52.8	31.7	19.7	5.6
	旭が丘	642	43	302	297	160	48	6.7	47.0	46.3	24.9	7.5
	上一	339	39	181	119	78	25	11.5	53.4	35.1	23.0	7.4
	上二	375	29	210	136	83	26	7.7	56.0	36.3	22.1	6.9
	上三	365	35	215	115	74	27	9.6	58.9	31.5	20.3	7.4
	西	318	35	163	120	75	34	11.0	51.3	37.7	23.6	10.7
	小乗	42	0	17	25	19	7	0.0	40.5	59.5	45.2	16.7
	女川北	125	12	61	52	29	6	9.6	48.8	41.6	23.2	4.8
	女川南	215	25	117	73	46	11	11.6	54.4	34.0	21.4	5.1
	大原北	292	15	121	156	116	46	5.1	41.4	53.4	39.7	15.8
	大原南	483	67	242	174	119	37	13.9	50.1	36.0	24.6	7.7
	清水	211	27	114	70	36	9	12.8	54.0	33.2	17.1	4.3
	宮ヶ崎	369	46	225	98	52	19	12.5	61.0	26.6	14.1	5.1
	石浜	114	5	66	43	26	9	4.4	57.9	37.7	22.8	7.9
離 半 島 部	桐ヶ崎	38	2	15	21	14	3	5.3	39.5	55.3	36.8	7.9
	竹浦	87	7	40	40	19	8	8.0	46.0	46.0	21.8	9.2
	尾浦	107	12	50	45	28	11	11.2	46.7	42.1	26.2	10.3
	御前浜	20	0	7	13	6	4	0.0	35.0	65.0	30.0	20.0
	指ヶ浜	50	8	24	18	3	2	16.0	48.0	36.0	6.0	4.0
	高白	29	1	14	14	10	2	3.4	48.3	48.3	34.5	6.9
	横浦	49	10	17	22	12	2	20.4	34.7	44.9	24.5	4.1
	大石原	9	0	3	6	4	2	0.0	33.3	66.7	44.4	22.2
	野々浜	10	0	6	4	1	0	0.0	60.0	40.0	10.0	0.0
	飯子浜	65	13	32	20	8	3	20.0	49.2	30.8	12.3	4.6
	塚浜	37	4	16	17	2	1	10.8	43.2	45.9	5.4	2.7
	小屋取	38	4	16	18	7	2	10.5	42.1	47.4	18.4	5.3
	出島	56	1	14	41	23	8	1.8	25.0	73.2	41.1	14.3
	寺間	35	0	7	28	16	3	0.0	20.0	80.0	45.7	8.6
	江島	48	0	8	40	28	15	0.0	16.7	83.3	58.3	31.3

資料：女川町住民基本台帳（令和6年9月30日）

※旧上一・二、旧西一、旧黄金、旧女川二、旧大原三・四、旧清水二・三は行政区別からは除き、合計には含みます。

(2) 要支援・要介護認定者

令和5年度末現在、第1号被保険者は2,344人となっています。要支援・要介護認定者は542人であり、要介護度別にみると、要支援2の割合が最も高くなっています。

平成30年度から令和5年度までの推移をみると、第1号被保険者数は人口減少に伴い、微減していますが、要支援・要介護認定者数はほぼ横ばいとなっています。このうち、要支援2は、平成30年度に105人だったものが、令和5年度には148人に、要介護2も85人だったものが、93人へと大幅に増加しています。

図表 第1号被保険者及び要支援・要介護認定者数の推移
(平成30年度～令和5年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数 (65歳以上)	2,518人	2,479人	2,435人	2,404人	2,379人	2,344人
要支援・要介護 認定者数	538人	556人	532人	526人	537人	542人
要支援1	79人	85人	73人	64人	61人	69人
要支援2	105人	112人	115人	123人	148人	148人
要介護1	118人	101人	91人	81人	82人	68人
要介護2	85人	91人	87人	104人	98人	93人
要介護3	84人	60人	61人	62人	50人	62人
要介護4	67人	73人	67人	52人	61人	68人
要介護5	30人	34人	38人	40人	37人	34人

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（「介護保険事業状況報告年報」令和5年度は3月月報）

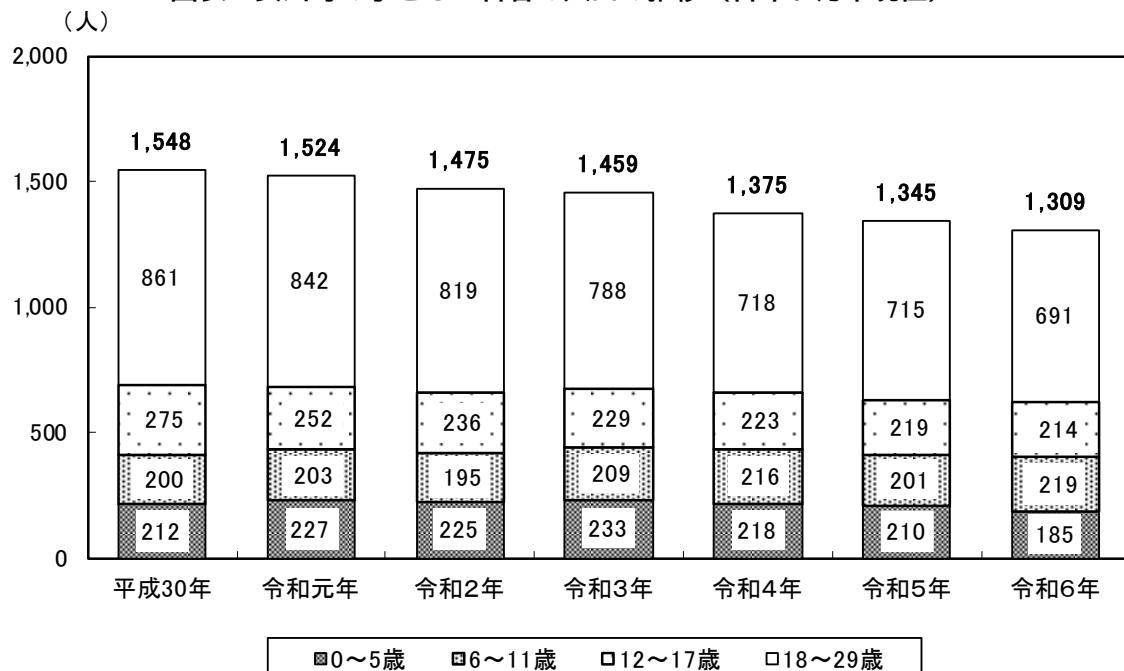
(3) 子ども・子育て

① 子ども・若者の人口

子ども・若者の人口（0～29歳）は、減少傾向にあり、令和6年9月30日現在では1,309人となっています。

年齢別にみると、12～17歳、18～29歳が特に減少傾向にあります。

図表 女川町の子ども・若者の人口の推移（各年9月末現在）

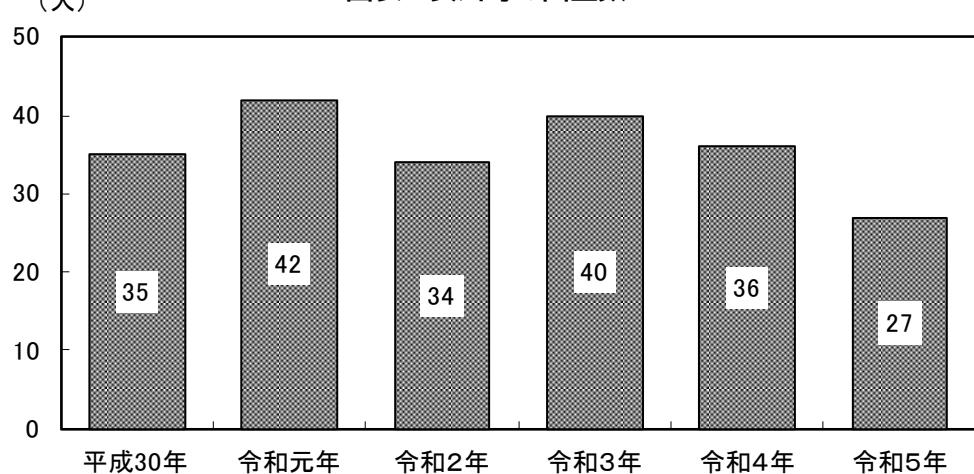


資料：女川町住民基本台帳

② 出生数

女川町の出生数（出生届時に女川町に住民登録をした人数）は、平成30年以降、30～40人前後で推移していましたが、令和5年は30人を下回り、27人となっています。

図表 女川町の出生数

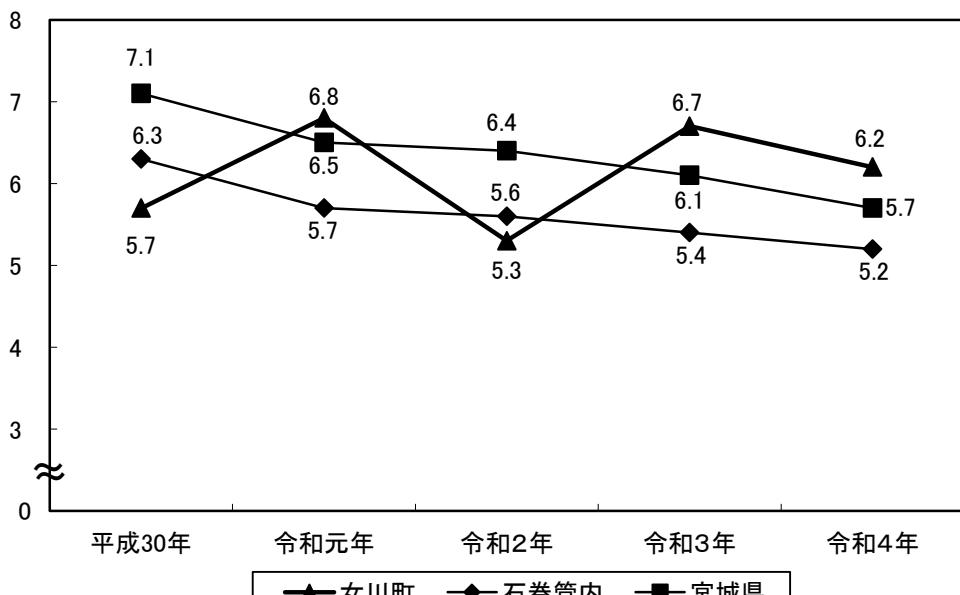


資料：健康福祉課

③ 出生率

本町の出生率（人口1,000人当たりの出生数）は、令和4年で6.2となっており、宮城県、石巻管内を上回っています。

図表 出生率（人口1,000人当たりの出生数）

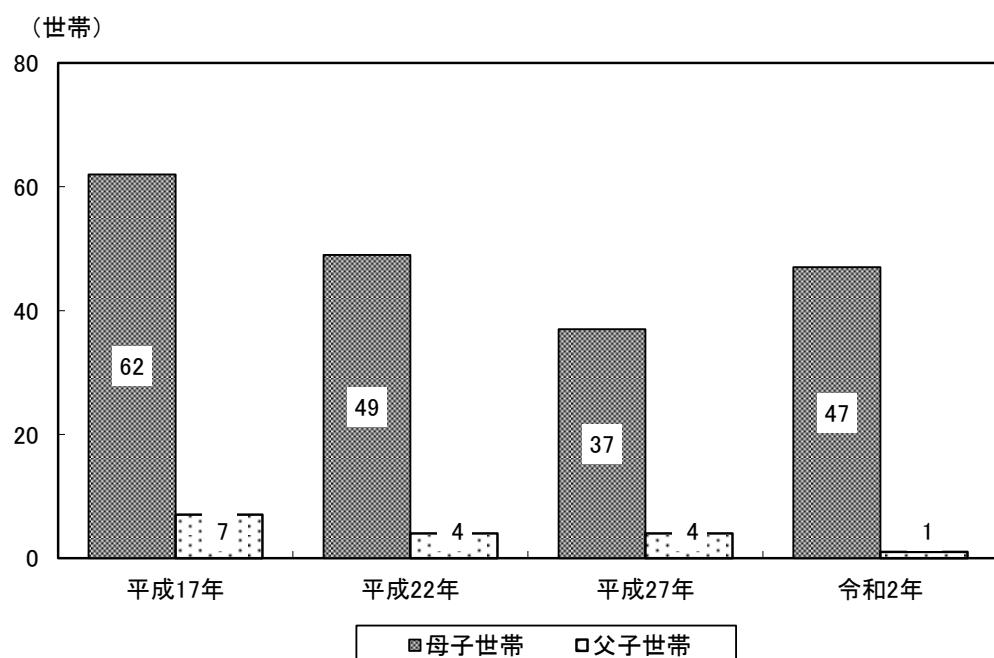


資料：宮城県ホームページ、人口動態統計

④ 母子世帯・父子世帯の推移

本町の母子世帯は、平成17年から平成27年まで減少傾向にありました。令和2年にはかけて増加し、47世帯となっています。父子世帯は平成27年から減少し、令和2年は1世帯となっています。

図表 母子世帯・父子世帯の推移



資料：国勢調査

※母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯

※父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯

(4) 障害のある人

① 身体障害者手帳交付者数

身体障害者手帳の交付数は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度は251人となっています。障害別にみると、「内部障害」が105人、「体幹・肢体不自由」が95人となっています。

図表 身体障害者手帳交付者数の推移（各年度末）

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内部障害	118	112	118	111	111	105
体幹・肢体不自由	124	129	117	111	101	95
聴覚・平衡機能	30	29	31	29	24	28
視覚障害	17	19	16	18	17	17
音声・言語・咀嚼機能障害	3	4	6	6	11	6
合 計	292	293	288	275	264	251

資料：健康福祉課

② 療育手帳交付者数

療育手帳の交付者数は、令和2年度から横ばい傾向にあり、令和5年度は50人となっています。令和5年度の内訳は、A（重度）が18人、B（その他）が32人となっています。

図表 療育手帳交付者数の推移（各年度末）

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A（重度）	20	20	20	19	18	18
B（その他）	24	24	29	30	32	32
合 計	44	44	49	49	50	50

資料：健康福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和3年度以降60人台で推移しており、令和5年度は68人となっています。等級別にみると、2級、3級が多く、令和5年度の内訳は、1級が5人、2級が34人、3級が29人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和4年度以降120人台で推移しており、令和5年度は120人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移
(各年度末)

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者 保健福祉手帳 交付者数	1級	3	3	4	4	3	5
	2級	28	30	30	35	36	34
	3級	16	19	22	27	26	29
	合計	47	52	56	66	65	68
自立支援医療（精神 通院医療）受給者数		102	109	117	109	121	120

資料：健康福祉課

④ 特別支援学級の状況

特別支援学級に在籍する生徒数は、令和5年度は小学校7人、中学校7人となっています。

図表 特別支援学級に在籍する生徒数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	4	4	4	5	6	7
中学校	3	4	5	4	3	7

資料：教育局

(5) 生活保護

生活保護世帯数・人数は、平成30年以降増加傾向にありましたが、令和4年、5年と減少に転じており、令和5年は生活保護世帯数が48世帯、人数は57人となっています。

図表 生活保護世帯の推移（各年4月1日現在）

(世帯、人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	50	51	53	55	56	48
人数	60	61	71	71	64	57

資料：宮城県

(6) 成年後見制度

令和5年度現在における本町の成年後見制度町長申立件数の後見人等の内訳をみると、司法書士が3件、社会福祉士が2件、社会福祉法人が1件となっています。

図表 成年後見制度町長申立件数の後見人等の内訳（令和5年度末）

(件)

	司法書士	社会福祉士	社会福祉法人
後見	1	0	0
保佐	2	1	1
補助	0	1	0
申立件数	3	2	1

資料：健康福祉課

(7) 避難行動要支援者

「女川町地域防災計画」において、在宅要配慮者のうち、避難行動要支援者の範囲が改められ、以下のとおりとなりました。

【支援対象範囲】

○生活の基盤が自宅にあり、地域による支援を希望する方で、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3以上を受けている者で、障害高齢者の日常生活自立度がB1以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者
- ② 身体障害者手帳2級以上の聴覚・視覚障害者又は3級以上の肢体・体幹障害者
- ③ 療育手帳Aの所持者
- ④ 精神保健福祉手帳2級以上の所持者で単身世帯の者
- ⑤ その他支援が必要な者（難病者等）

避難行動要支援者は令和6年6月1日現在では、271人となっています。

図表 避難行動要支援者（令和6年6月1日現在）

(人)

	対象	人数
要介護認定者	要介護認定3以上を受けている者で、障害高齢者の日常生活自立度がB1以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者	136
障害者手帳所持者	身体障害者手帳2級以上の聴覚・視覚障害者又は3級以上の肢体・体幹障害者	57
	療育手帳Aの所持者	10
	精神保健福祉手帳2級以上の所持者で単身世帯の者	14
その他支援が必要な者（難病者等）		83

※複数の対象項目に該当する方もいるため、各項目人数の合計は上記の避難行動要支援者数と異なります。

3 町民アンケート調査

(1) 調査概要

調査名	地域生活に関する調査
調査目的	女川町地域福祉計画（第2次）の計画期間終了に伴う、「女川町地域福祉計画（第3次）」と「女川町社会福祉協議会地域福祉活動計画（第6次）」を策定するために実施したもの。
調査対象	女川町に居住する18歳以上の町民500人 (令和5年8月1日現在の住民基本台帳から地区・年代で層化し無作為抽出)
調査方法	郵送配布－郵送回収 督促礼状1回
調査時期	令和5年8月23日（水）～9月13日（水）
有効回収数 (有効回収率)	246 (49.2%)
実施主体	女川町

(2) 調査結果（抜粋）

① 地域の支え合いつながり合い

◆自宅以外に気軽に行ける「居場所」の有無

自宅以外に気軽に行ける「居場所」の有無は、「ある（56.5%）」が5割台となっています。

年代別にみると、50～64歳では「ある（45.3%）」が4割台で低くなっています。

※クロス集計等で回答者数（n）が10以下の場合は分析から外している。

※年齢に無回答の方がいたため、年代別回答者（n）の計と、全体（N）は一致していない。

自宅以外に気軽に行ける「居場所」の有無（全体、年代別）

		ある	ない	無回答	(%)
全	体 (N=246)	56.5	41.5	2.0	
年代別	18～29歳 (n= 36)	63.9	36.1	0.0	
	30～49歳 (n= 41)	63.4	36.6	0.0	
	50～64歳 (n= 53)	45.3	54.7	0.0	
	65～74歳 (n= 63)	54.0	41.3	4.8	
	75歳以上 (n= 52)	59.6	36.5	3.8	

◆普段の近所づきあいの程度

普段の近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度 (43.5%)」が4割台を占め、「顔が会えば立ち話をする程度 (28.9%)」が2割台後半、「家を行き来するなど親しくつきあっている (16.7%)」が1割台、「ほとんどつきあいはない (10.6%)」が約1割となっています。

年代別にみると、年齢が低くなれば低くなるほど、近所づきあいが希薄になっており、18～29歳では、「あいさつをする程度 (63.9%)」が6割台、「ほとんどつきあいはない (27.8%)」が2割台後半となっています。

普段の近所づきあいの程度（全体、年代別）

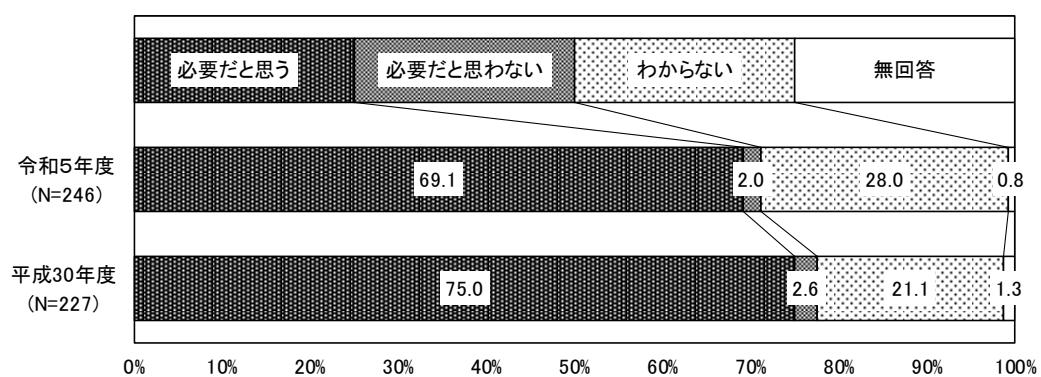
		し 家 くを つ行 きき あ来 つす てる いな るど 親	る 顔 程が 度会 え ば 立 ち話 をす	あ い さ つ を す る 程 度	い ほ と ん ど つ き あ い は な	無 回 答	(%)
全		体 (N=246)	16.7	28.9	43.5	10.6	0.4
年 代 別	18	～ 29 歳 (n= 36)	2.8	5.6	63.9	27.8	0.0
	30	～ 49 歳 (n= 41)	9.8	22.0	48.8	19.5	0.0
	50	～ 64 歳 (n= 53)	13.2	30.2	50.9	5.7	0.0
	65	～ 74 歳 (n= 63)	19.0	41.3	38.1	1.6	0.0
	75 歳 以 上	(n= 52)	32.7	34.6	23.1	7.7	1.9

◆住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性

住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性は、「必要だと思う (69.1%)」が7割弱、「わからない (28.0%)」が2割台後半となっています。

平成30年度調査と比較すると、「必要だと思う (75.0%→69.1%)」が低くなり、「わからない (21.1%→28.0%)」が高くなっています。

住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性（全体）【前回比較】

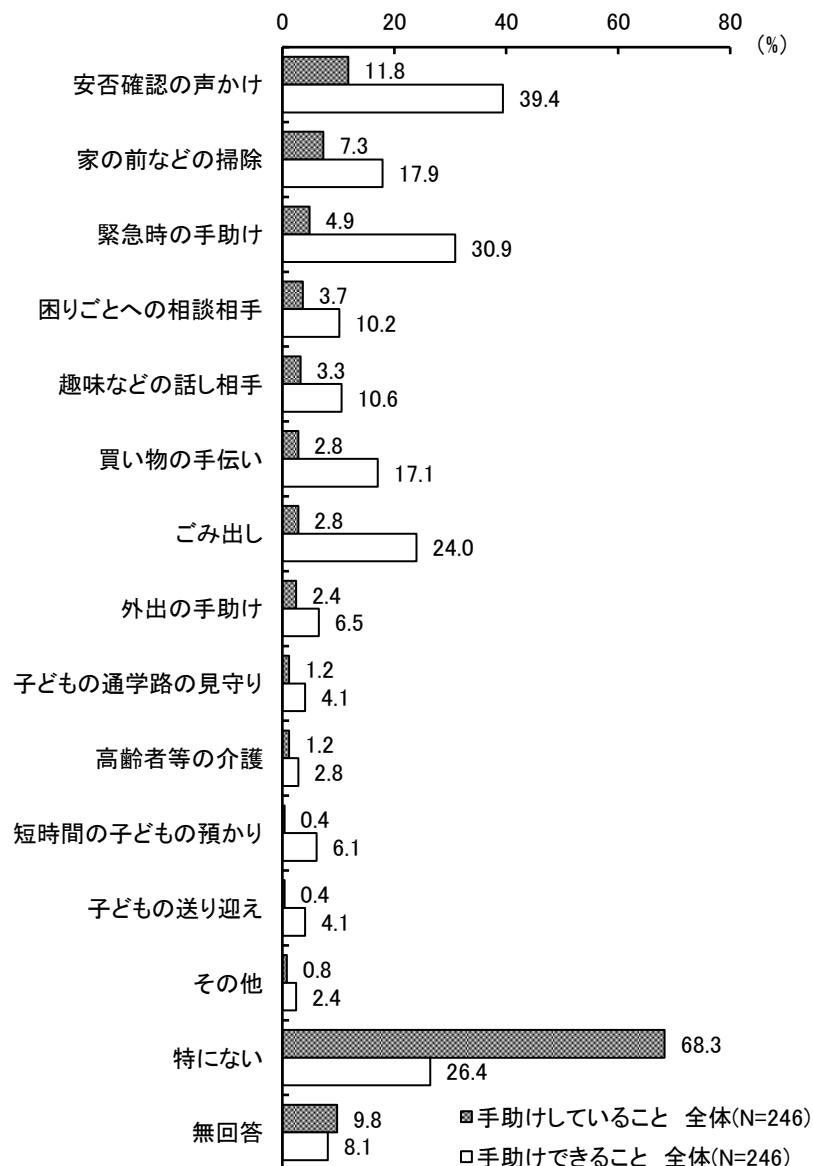


◆隣近所の困っている家庭への手助け

隣近所で困っている家庭があった場合に手助けしていることは、「安否確認の声かけ（11.8%）」が最も高く、「家の前などの掃除（7.3%）」、「緊急時の手助け（4.9%）」、「困りごとへの相談相手（3.7%）」が続いています。

隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできることは、「安否確認の声かけ（39.4%）」が最も高く、「緊急時の手助け（30.9%）」、「ごみ出し（24.0%）」、「家の前などの掃除（17.9%）」、「買い物の手伝い（17.1%）」が続いています。以上の5項目は、手助けしていることを10ポイント以上高くなっています。

隣近所の困っている家庭に手助けしていること、手助けできること（全体）：複数回答



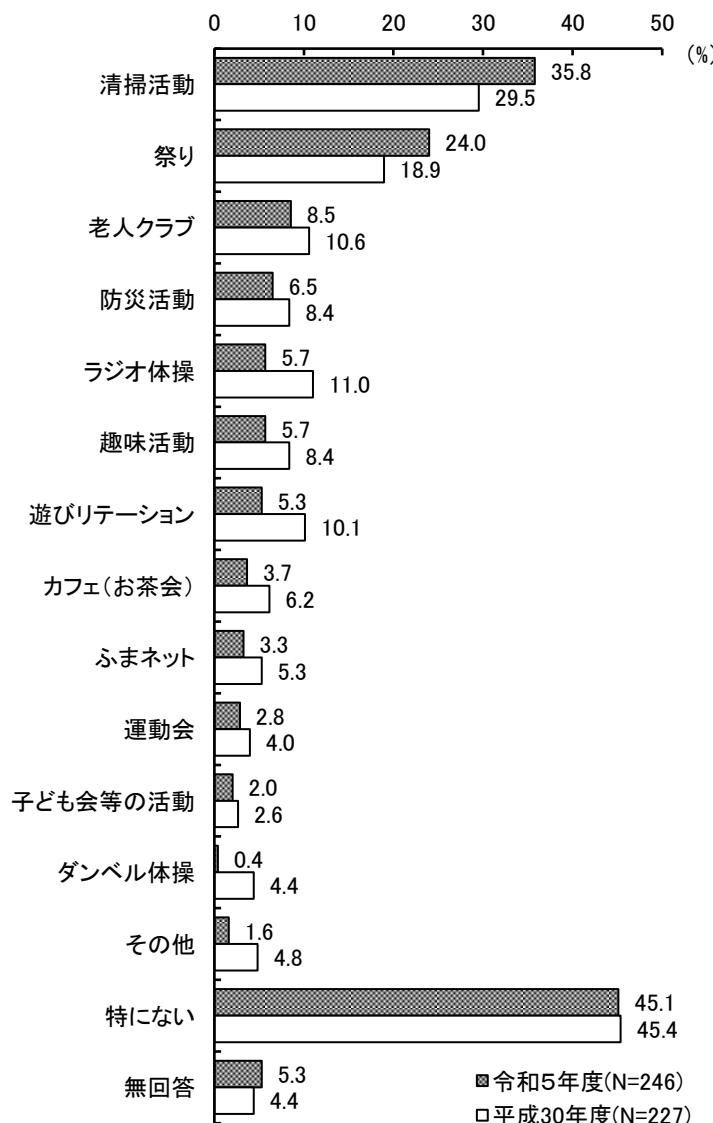
② コミュニティ活動

◆参加している地域活動

参加している地域活動は、「清掃活動（35.8%）」が最も高く、「祭り（24.0%）」、「老人クラブ（8.5%）」が続いています。なお、「特にない」は45.1%であり、4割を超える人が地域活動に参加していません。

平成30年度調査と比較すると、「清掃活動」、「祭り」の上位2位は同様ですが、前回3位だった「ラジオ体操（11.0%→5.7%）」は5.3ポイント低くなり5位となっています。

参加している地域活動（全体）：複数回答【前回比較】

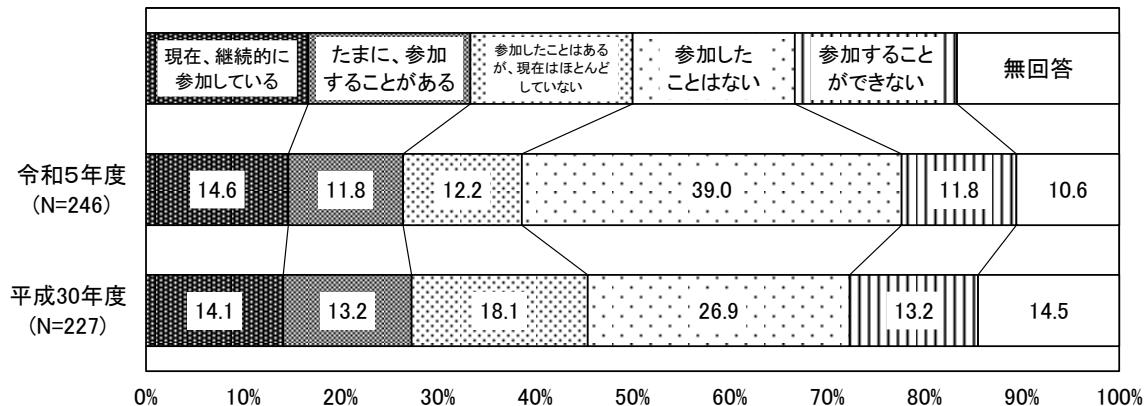


◆ボランティア活動に参加した経験

ボランティア活動に参加した経験は、「現在、継続的に参加している（14.6%）」と「たまに、参加することがある（11.8%）」を合計した《現在参加している》は26.4%であり、「参加したことはあるが、現在はほとんどしていない（12.2%）」まで含めた《参加したことがある》は38.6%です。

平成30年度調査と比較すると、「参加したことはない」が26.9%から39.0%になっており、12.1ポイント高くなっています。

ボランティア活動に参加した経験（全体）【前回比較】



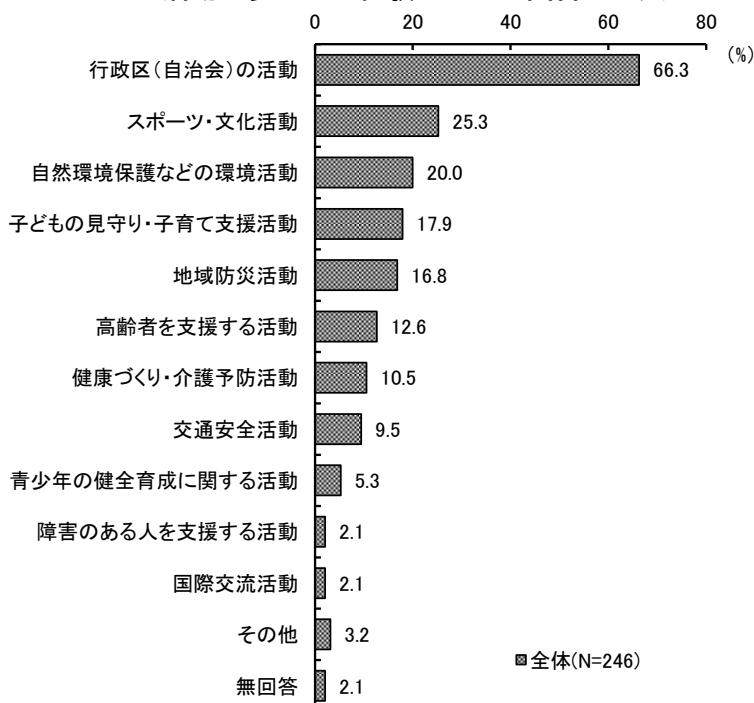
※平成30年度調査の選択肢は「参加」ではなく、「取り組む」としている

◆参加したボランティア活動の種類

ボランティア活動に参加した経験があると回答した人に、参加したボランティア活動の種類をたずねたところ、「行政区（自治会）の活動（66.3%）」が6割を超えて最も高く、「スポーツ・文化活動（25.3%）」、「自然環境保護などの環境活動（20.0%）」が続いています。

参加したボランティア活動の種類（全体）：複数回答

<ボランティア活動に参加した経験があると回答した人>

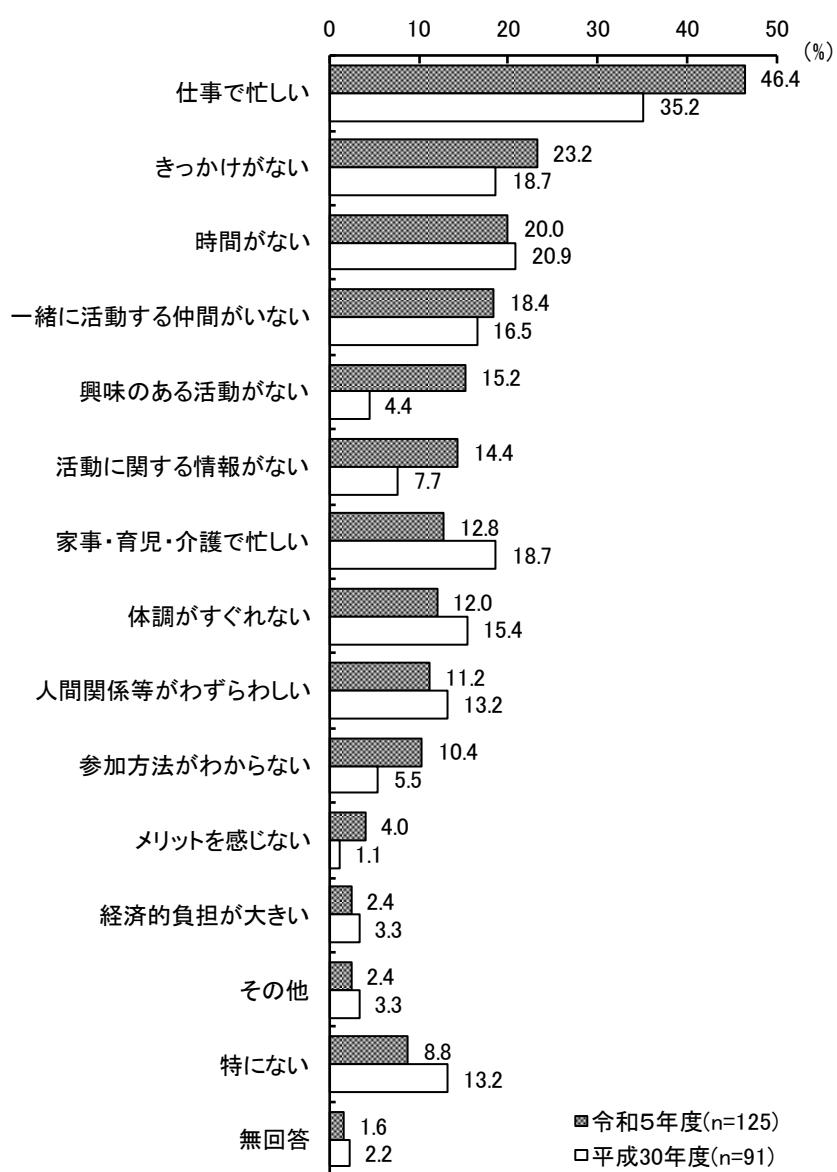


◆ボランティア活動に参加していない理由

ボランティア活動に参加した経験がないと回答した人に、ボランティア活動に参加していない理由をたずねたところ、「仕事で忙しい（46.4%）」が最も高く、「きっかけがない（23.2%）」、「時間がない（20.0%）」、「一緒に活動する仲間がない（18.4%）」、「興味のある活動がない（15.2%）」が続きました。

平成30年度調査と比較すると、「仕事で忙しい（35.2%→46.4%）」が最も高いことは同様ですが、その割合は11.2ポイント高くなっています。また「興味のある活動がない（4.4%→15.2%）」が10.8ポイント、「活動に関する情報がない（7.7%→14.4%）」が7.7ポイント高くなっています。

ボランティア活動に参加していない理由（全体）：複数回答【前回比較】
<ボランティア活動に参加した経験がないと回答した人>



③ 福祉的な課題

◆経済的な理由で困ったことの有無

経済的な理由で困ったことの有無の（1）～（7）について、いずれかで「あった」と回答した人について「経済的困窮経験あり」としたところ、「経済的困窮経験あり」の割合は18.7%となりました。

年代別にみると、「経済的困窮経験あり」の割合は、18～29歳で25.0%と高くなっています。

- (1) あなたやご家族が必要とする食料が買えないことがあった（嗜好品を除く）
- (2) あなたやご家族が必要とする衣料品が買えないことがあった（高価な衣服や貴金属を除く）
- (3) 電気料金、ガス料金、電話代等の未払いがあった
- (4) 家賃を滞納したことがあった
- (5) 借金の返済を滞納したことがあった
- (6) あなたやご家族が病気やけがのために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったが、実際にはできなかつた
- (7) あなたやご家族が進学（高校・大学等）をあきらめたり、進学先を変更したりしたことがあった

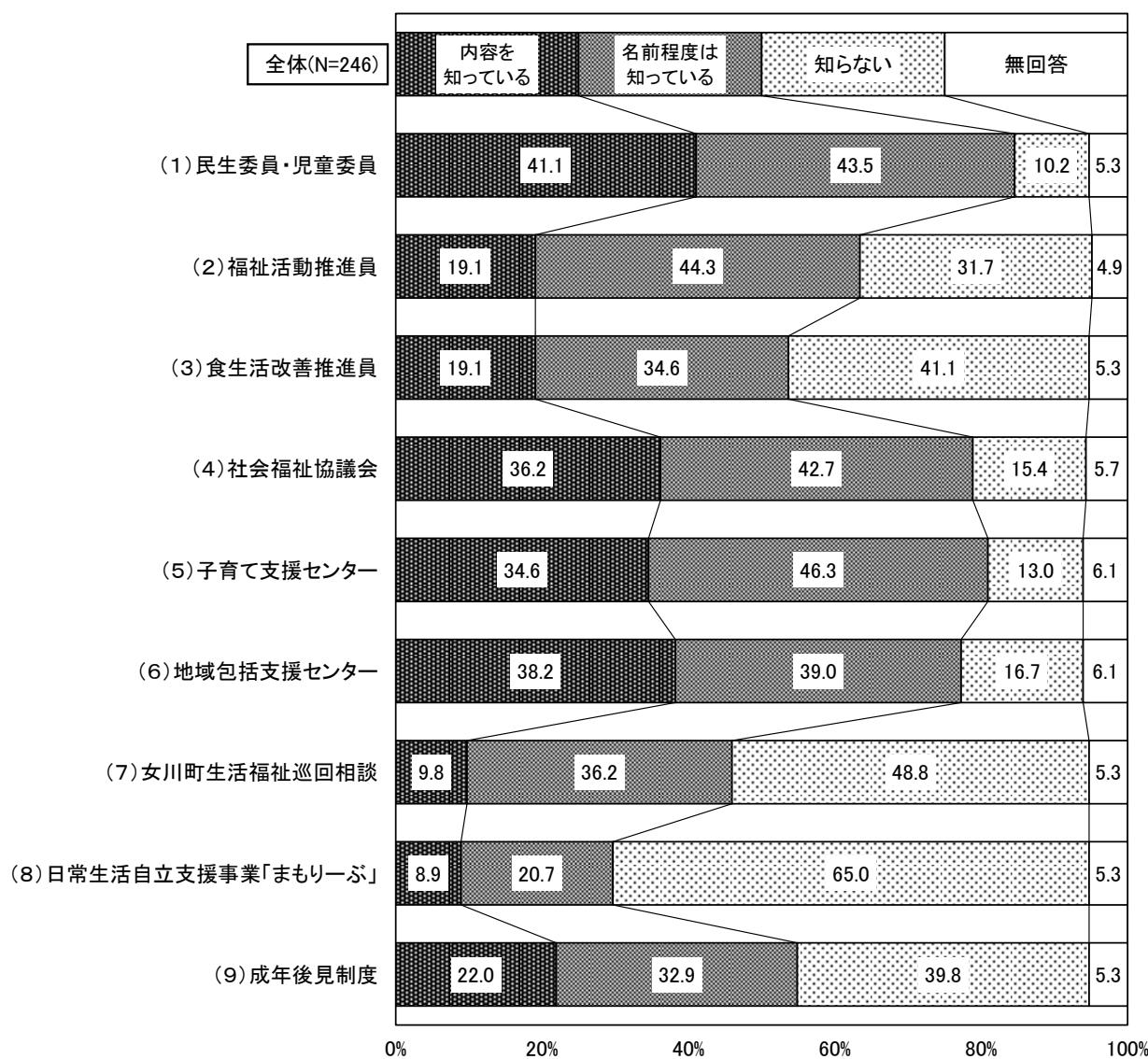
経済的な理由で困ったことの経験（全体、年代別）

		経済的困窮の経験あり	わざわざ経済的な困窮の経験なし・	無回答	(%)
全	体 (N=246)	18.7	78.0	3.3	
年 代 別	18～29歳 (n= 36)	25.0	72.2	2.8	
	30～49歳 (n= 41)	19.5	80.5	0.0	
	50～64歳 (n= 53)	20.8	79.2	0.0	
	65～74歳 (n= 63)	11.1	88.9	0.0	
	75歳以上 (n= 52)	21.2	65.4	13.5	

◆地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度

地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度は、「内容を知っている」は、『(1) 民生委員・児童委員』が4割強、『(6) 地域包括支援センター』、『(4) 社会福祉協議会』、『(5) 子育て支援センター』が3割台、『(9) 成年後見制度』が2割台、『(2) 福祉活動推進員』、『(3) 食生活改善推進員』が2割弱、『(7) 女川町生活福祉巡回相談』、『(8) 日常生活自立支援事業「まもりーぶ」』が1割未満となっています。なお、「内容を知っている」と「名前程度は知っている」を合計した《知っている》でも、『(7) 女川町生活福祉巡回相談』は4割台、『(8) 日常生活自立支援事業「まもりーぶ」』は3割弱にとどまっています。

地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度（全体）

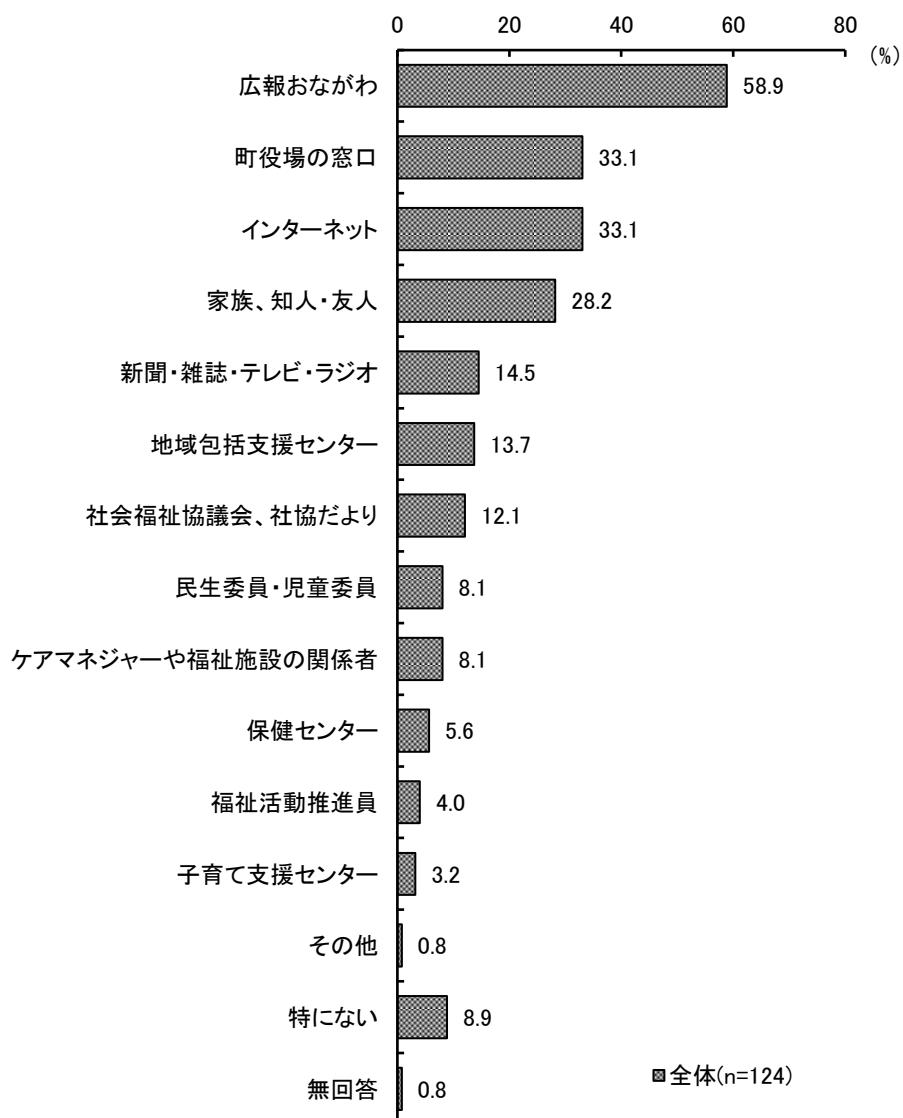


◆今後福祉サービスの情報を入手したい経路

福祉サービスに関する情報を入手できていない（「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」、「わからない」）と回答した人に、今後福祉サービスの情報を入手したい経路をたずねたところ、「広報おながわ（58.9%）」が5割代後半で最も高く、「町役場の窓口（33.1%）」、「インターネット（33.1%）」が同率で続き、次いで「家族、知人・友人（28.2%）となりました。

年代別にみると、18～29歳、30～49歳では「インターネット」、50～64歳、65～74歳では「広報おながわ」、75歳以上では「広報おながわ」と「町役場の窓口」が同率で最も高くなっています。

今後福祉サービスの情報を入手したい経路（全体）：複数回答
<福祉サービスに関する情報を入手できていないと回答した人>



今後福祉サービスの情報を入手したい経路（全体、年代別）：複数回答

＜福祉サービスに関する情報を入手できていないと回答した人＞

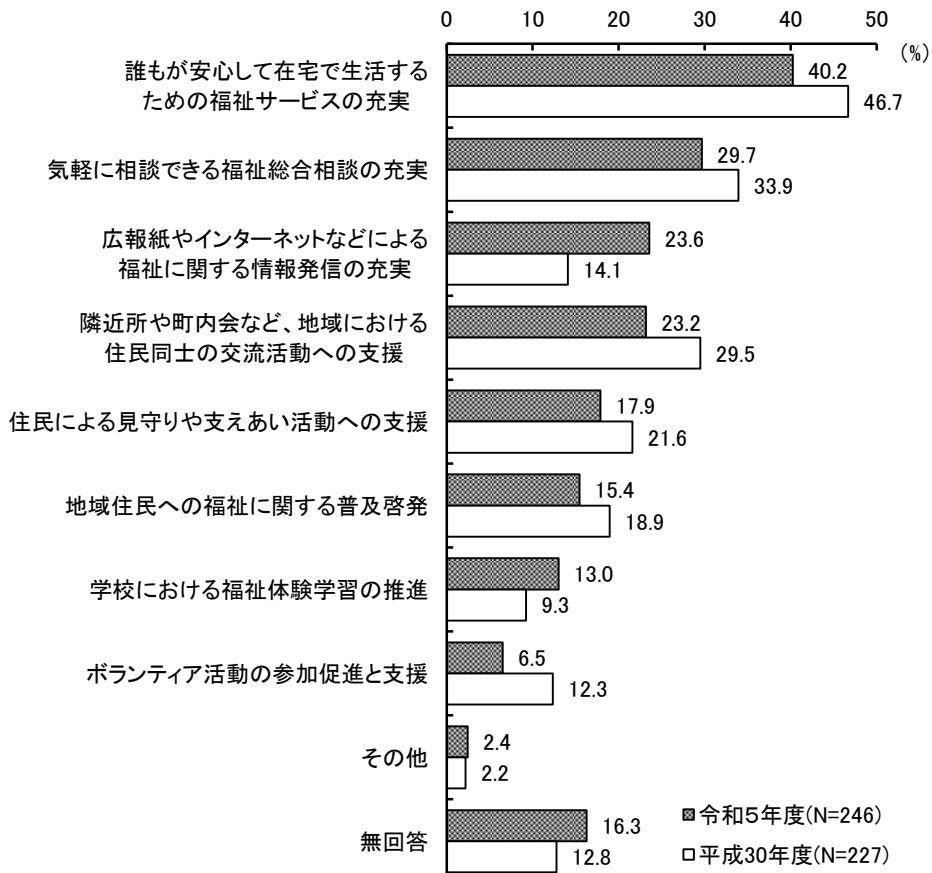
		広報おながわ	町役場の窓口	インターネット	家族、知人・友人	ピ・新聞・ラジオ・雑誌・テレビ	タ・地域包括支援セン	協・社会福祉協議会・社	民・生委員・児童委員	祉・ケアマネジヤー・や福	健・セントラ	福・祉活動推進員	子・育て支援センター	そ・の他	特・にない	(%)無回答
全　　体 (n=124)		58.9	33.1	33.1	28.2	14.5	13.7	12.1	8.1	8.1	5.6	4.0	3.2	0.8	8.9	0.8
年 代 別	18～29歳 (n= 25)	40.0	8.0	64.0	44.0	16.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	16.0	0.0
	30～49歳 (n= 26)	57.7	30.8	61.5	15.4	7.7	19.2	7.7	0.0	7.7	3.8	0.0	3.8	0.0	11.5	0.0
	50～64歳 (n= 29)	72.4	55.2	24.1	27.6	10.3	17.2	13.8	10.3	6.9	10.3	3.4	6.9	0.0	3.4	0.0
	65～74歳 (n= 26)	76.9	30.8	7.7	23.1	26.9	19.2	23.1	15.4	15.4	7.7	11.5	3.8	0.0	7.7	0.0
	75歳以上 (n= 18)	38.9	38.9	0.0	33.3	11.1	11.1	11.1	16.7	11.1	5.6	5.6	0.0	0.0	5.6	5.6

◆社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと

社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実 (40.2%)」が最も高く、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実 (29.7%)」、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実 (23.6%)」、「隣近所や町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援 (23.2%)」が続いているます。

平成30年度調査と比較すると、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実 (14.1%→23.6%)」が9.5ポイント高くなっています。

社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと（全体）：複数回答（3つまで）【前回比較】



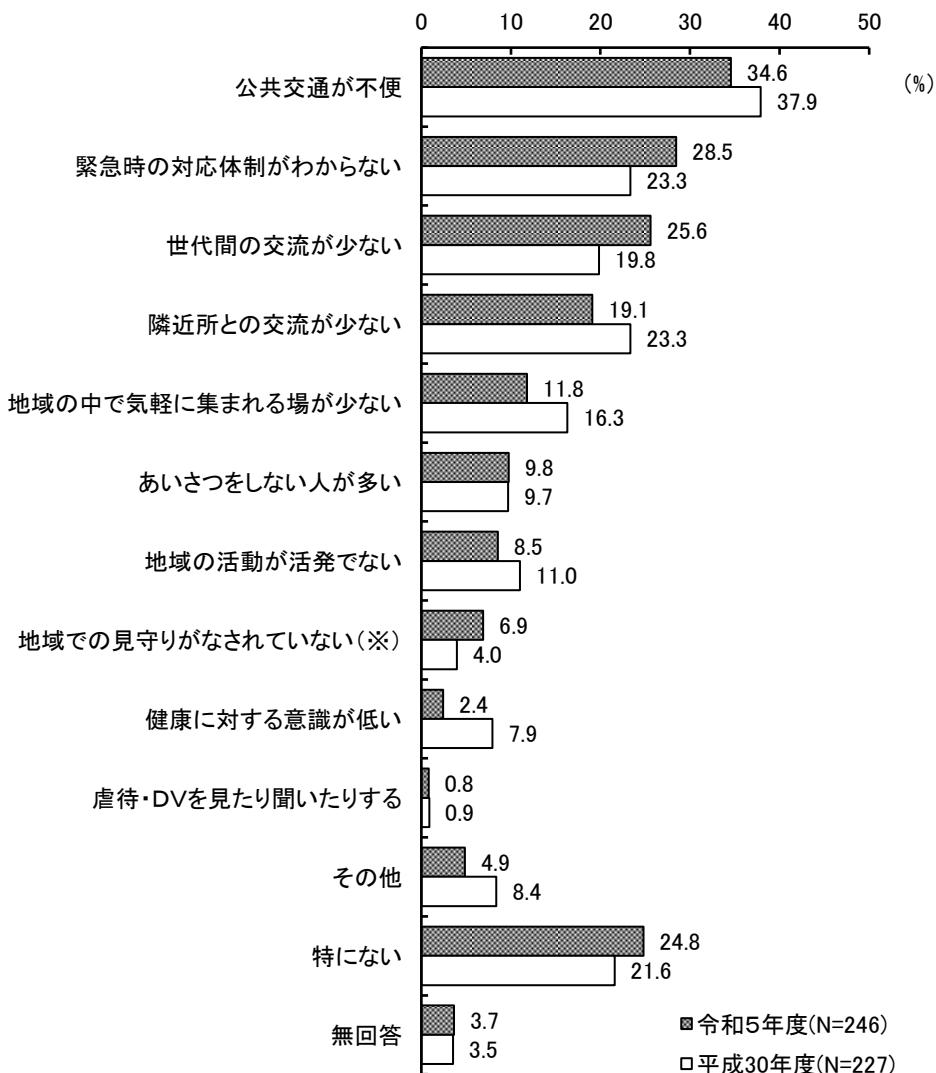
④ まちづくり

◆住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うもの

住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものは、「公共交通が不便（34.6%）」が最も高く、「緊急時の対応体制がわからない（28.5%）」、「世代間の交流が少ない（25.6%）」、「隣近所との交流が少ない（19.1%）」が続いています。なお、「特にない」は24.8%です。

平成30年度調査と比較すると、順位の変動があるものの、上位4位は同様です。また、「緊急時の対応体制がわからない（23.3%→28.5%）」、「世代間の交流が少ない（19.8%→25.6%）」は5ポイント以上高くなり、「健康に対する意識が低い（7.9%→2.4%）」は5ポイント以上低くなっています。

住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うもの（全体）：複数回答【前回比較】



※平成30年度調査は「地域での子どもの見守りがなされていない」

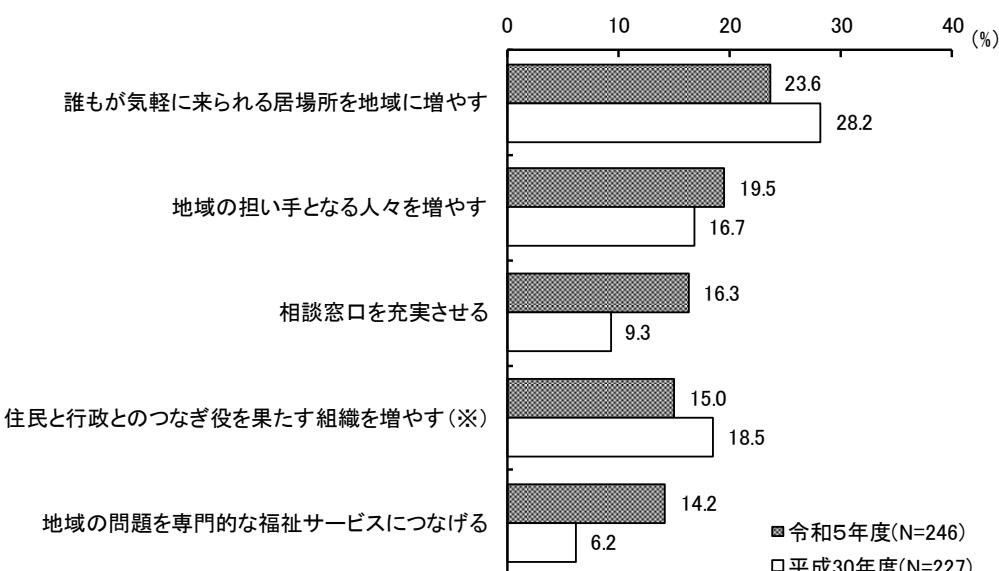
◆地域の課題を解決するために必要な方策

地域の課題を解決するために必要な方策は、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす（23.6%）」が最も高く、「地域の担い手となる人々を増やす（19.5%）」、「相談窓口を充実させる（16.3%）」、「住民と行政とのつなぎ役を果たす組織を増やす（15.0%）」が続いています。

平成30年度調査と比較すると、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」が最も高いことは同様ですが、平成30年度調査で2位だった「地域の集まりへの参加を促す（24.2%→13.8%）」、3位だった「行政区（自治会）の活動への参加を勧める（23.3%→8.5%）」は10ポイント以上低くなっています。一方で、「相談窓口を充実させる（9.3%→16.3%）」と「地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる（6.1%→14.2%）」は平成30年度調査から5ポイント以上高くなっています。

地域の課題を解決するために必要な方策（全体）：複数回答（3つまで）

【前回比較・上位5位】



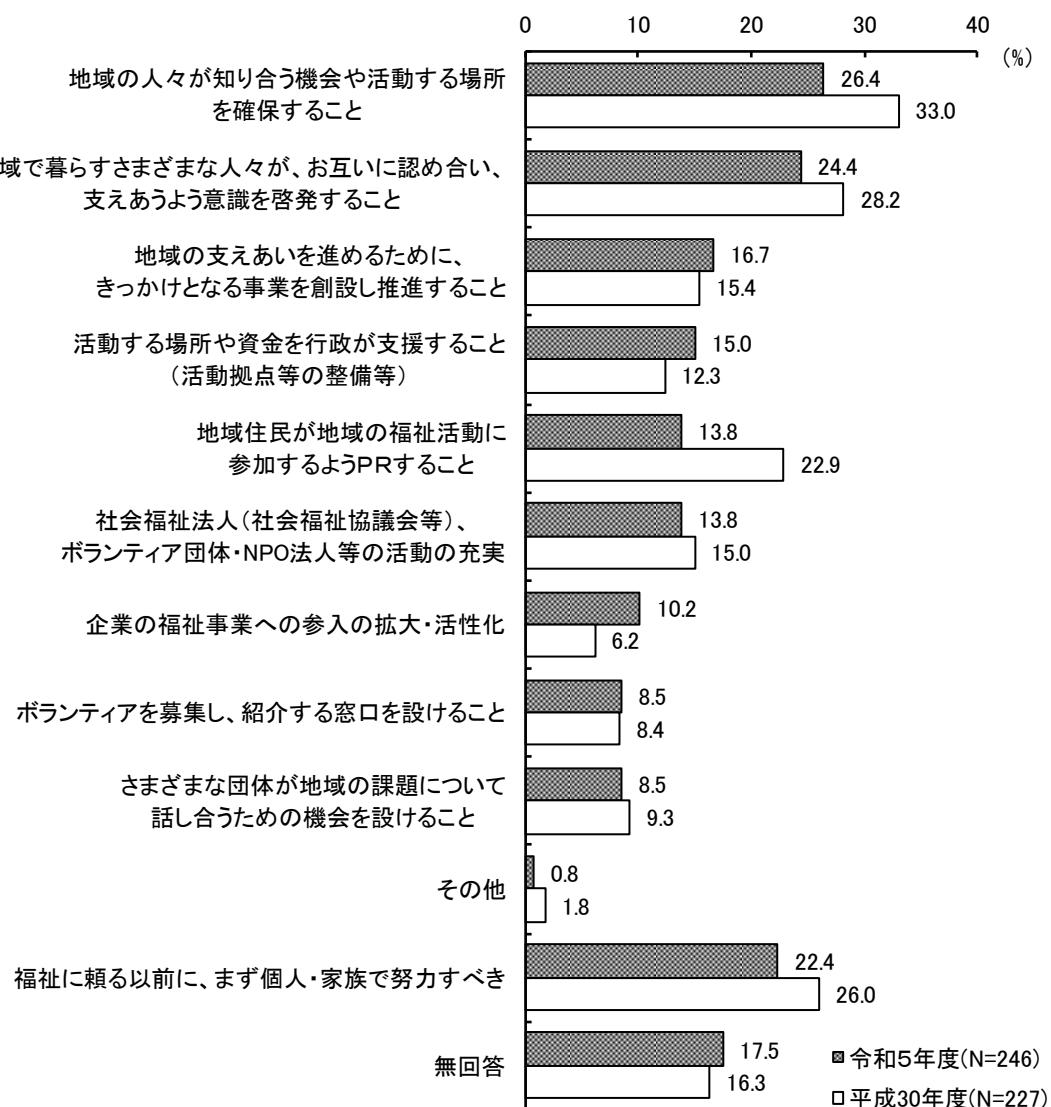
※平成30年度調査は「住民と行政をつなげるパイプ役を果たす組織を増やす」

◆地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うこと

地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うことは、仕組みでは「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること（26.4%）」が最も高く、「地域で暮らすさまざまな人々が、お互いに認め合い、支えあうよう意識を啓発すること（24.4%）」、「地域の支え合いを進めるために、きっかけとなる事業を創設し推進すること（16.7%）」が続いています。なお、「福祉に頼る以前に、まず個人・家族で努力すべき」は22.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、上位2位は同様ですが、平成30年度調査で3位だった「地域住民が地域の福祉活動に参加するようPRすること（22.9%→13.8%）」は5位となり、9.1ポイント低くなっています。

地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うこと（全体）：複数回答（3つまで）【前回比較】

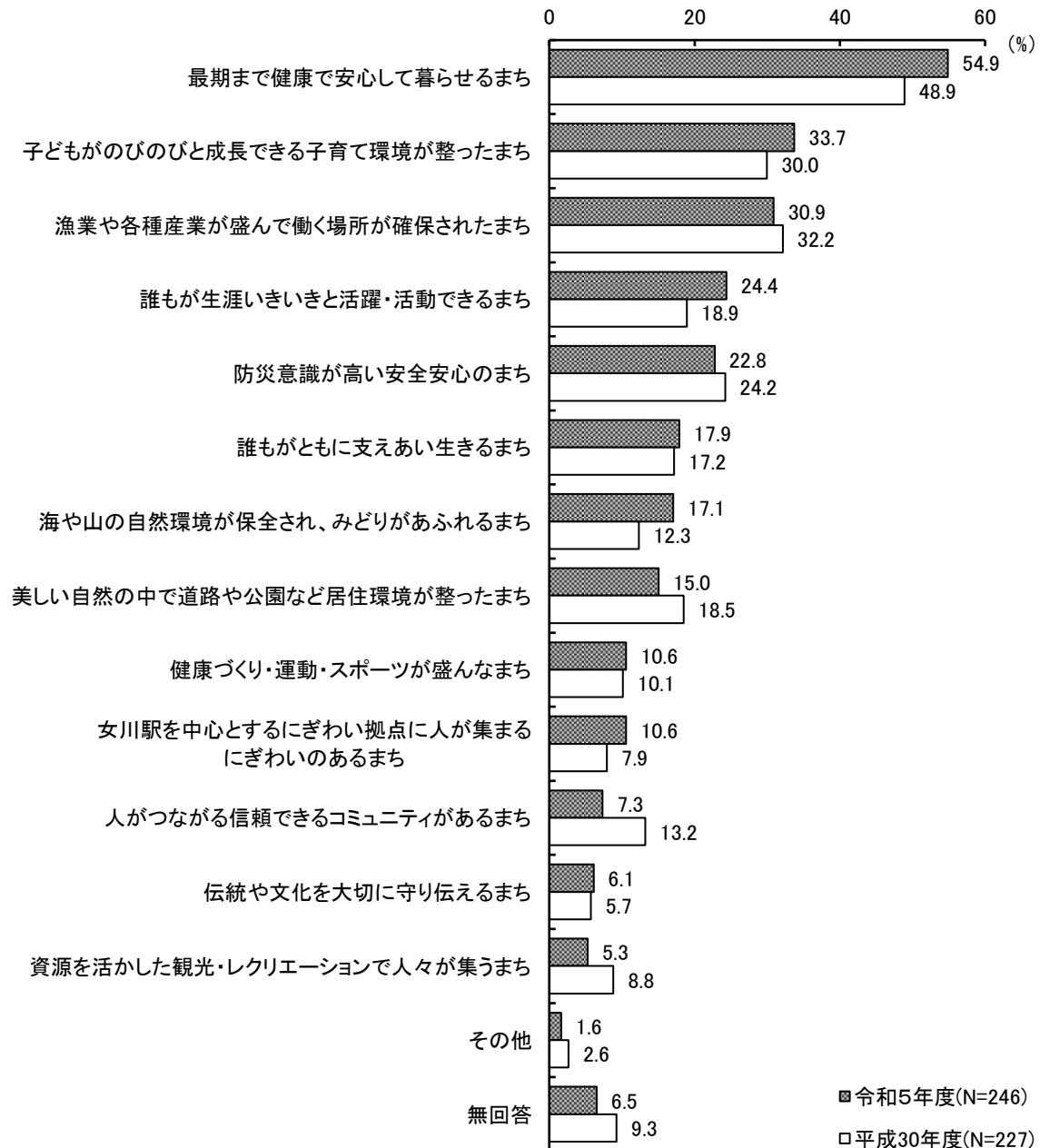


◆女川町の将来の姿で望むもの

女川町の将来の姿で望むものは、「最期まで健康で安心して暮らせるまち（54.9%）」が最も高く、「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち（33.7%）」、「漁業や各種産業が盛んで働く場所が確保されたまち（30.9%）」が続いています。

平成30年度調査と比較すると、順位の入れ替わりはあるものの上位3位は同様です。

女川町の将来の姿で望むもの（全体）：複数回答（3つまで）【前回比較】



4 関係機関・団体等への調査

本計画策定に向けた現状把握、課題の整理のため、地域福祉活動、生活困窮者支援、子ども・若者支援、就労支援、高齢者支援、障害者支援等を行う団体へのヒアリングを行いました。

（1）調査概要

区分	調査対象	調査内容
全体として	① 社会福祉法人女川町社会福祉協議会 ② 女川町地域包括支援センター	・活動の現状(福祉全般、権利擁護、ボランティア活動等) ・活動の課題(最近の特徴等) ・地域の課題 ・課題解決への提案 ・行政への要望等
行政機関	① 女川町民生児童委員協議会	・活動の現状(課題の認知件数、他機関連絡件数) ・活動の課題 ・地域の課題 ・課題解決への提案 ・行政への要望等
相談支援	① 石巻市地域若者サポートステーション ② NPO 法人 TEDIC(石巻圏域子ども・若者総合相談センター) ③ 宮城県自立相談支援センター	・活動の現状(相談件数、継続件数等) ・活動の課題(困難な事例等) ・地域の課題 ・課題解決への提案 ・行政への要望等
サービス事業所	① 女川町地域活動支援センター うみねこ園 ② NPO法人 きらら女川 ③ 社会福祉法人 永楽会 ④ 女川町地域医療センター ⑤ ぱんぱきん株式会社 ⑥ デイサービスふらっと女川	・事業の現状(利用者数等) ・事業の課題(人材の確保等) ・地域の課題 ・課題解決への提案 ・行政への要望等

(2) 調査結果 *本項では、カッコ内の対象名のうち、法人種別等を省略して記載しています

① 活動・事業の現状／課題

- ・地域づくり会議は現在住民のみの参加となっているため、今後は事業者も対象として開催したい。(社協)
- ・地域の支え手となる新たな人材、若い年代への普及啓発活動を行う必要性がある。(地域包括支援センター)
- ・受けた相談に対する解決策はフォーマルサービスに委ねてしまう部分が多く、住民主体で介入できる部分は声がけ見守りにとどまっている。(地域包括支援センター)
- ・防災体制に関しては、町で作成する個別計画との照合がどの程度行われているか不明な点が課題である。(地域包括支援センター)
- ・登下校時の児童・生徒の見守り挨拶運動の実施。(民生児童委員協議会)
- ・地域住民と一緒に行うひとり暮らし高齢者の見回り活動。(民生児童委員協議会)
- ・地域のサロン（お茶会）への民生児童委員の協力。(民生児童委員協議会)
- ・民生委員・児童委員の「なり手」の確保。(民生児童委員協議会)
- ・ニート状態が長引けば長引くほど社会とのつながりが難しくなる。一日も早く、一人でも多くの対象者がサポステを利用していただけるようになることを望む。(石巻市地域若者サポートステーション)
- ・地域社会と断絶していて問題が表面に出てこない。出てきたときには問題解決が難しくなっている。(宮城県自立相談支援センター)
- ・石巻市内からの相談は多いが、女川町や東松島市に住む子ども・若者からの相談件数は少ない。子ども・若者から相談があっても、その後コンタクトを取り続けることが難しい人が多い。(TEDIC)
- ・世帯の事情で圏域外に引っ越してしまうとつながりが途絶えてしまうことがある。近隣の市町と連携して、つながり続けることのできる見守りが必要。(TEDIC)
- ・必要とされる医療・介護の変化など未知の先読みが難しい。(地域医療センター)
- ・一時期人材不足が課題だった。町の方で退職者（定年退職など）運転業務などできる方などを把握して、斡旋してくださると助かる。(きらら女川)
- ・町内在住の職員の確保が難しい。(ぱんぱきん、ふらっと女川)
- ・同町の人口減少等に伴う入居希望者・利用者数の減少。(永楽会)

② 地域の課題

- ・現在は適度な距離感を設けたい人が多く、集まる場所も集会所より公園やカフェ等のほうがよいという人も多くなっている。(社協)
- ・研修や講座に参加し地域福祉への理解や関心を高めたことを、負担感なく活かせるような活動や場の提供が必要。(地域包括支援センター)
- ・町内で、必要な時に気軽に利用できる、レスパイト機関（施設）が限られている。(地域包括支援センター)
- ・若年世帯との交流が少なく、地域コミュニティづくりに支障が生じている。(民生児童委員協議会)
- ・高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の見守り体制の充実。(永楽会)

- ・町で、障害者や高齢者の生活状況をより詳しく把握してほしい。(きらら女川)
- ・ニート・ひきこもり状態にあると想定できる人を困り感が少ない状況の内に、サポステにつないでもらう仕組みが必要である。(石巻市地域若者サポートステーション)
- ・石巻圏域（女川町、石巻市、東松島市）を地域としたとき、相談ケースに対して、つなぎ先が固定化されている。交通の便や市町をまたいでの連携が課題。(T E D I C)
- ・町内で宿泊を伴う受入先がないため、町外に移り住まざるを得ないことで周囲との関係性が途絶えてしまう。(うみねこ園)
- ・高齢独居、老老世帯、認知症高齢者の増加など、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが難しい状況がみられる。(地域医療センター)
- ・災害公営住宅をはじめ、自立再建した方々の高齢化に伴い、外出支援ニーズ、買い物支援ニーズが高まっている。(ぱんぱきん)
- ・原子力災害発生時の在宅の要支援者の避難行動・避難手段の再考。(永楽会)
- ・地域の方々の福祉（介護保険制度、障害者制度）に対する知識が低い。(ふらっと女川)
- ・24時間緊急時に応する窓口がない。(ふらっと女川)
- ・介護認定者でサービス利用をせず、おむつ券やタクシー券補助のみ受けている方が多いように感じる。(ふらっと女川)

③ 課題解決への提案

- ・適度な距離感を望んでいる人が多くなっているため、見守り、支え合いということより、緩やかなつながり合いを継続していくことがテーマとなる。(社協)
- ・処遇困難事例を対応できるチームへの協働、組織としての研鑽。(地域包括支援センター)
- ・福祉サービス、介護サービスのフォーマルサービス以外の横出しサービスなど、新たな資源を探るための協働。(地域包括支援センター)
- ・町民バスの運用の見直し。(民生児童委員協議会)
- ・福祉分野における地域おこし協力隊員の募集。(民生児童委員協議会)
- ・女川町・石巻市・東松島市に住んでいる39歳までの町民を対象にした出張相談会を月に1回実施。(T E D I C)
- ・女川町内の相談会の実施。女川町から高校へ進学する際に相談先の周知を行う。(T E D I C)
- ・障害者・高齢者の日中活動先、雇用の場、中間就労先などを、町・関係機関・住民が協力して作っていく。(宮城県自立相談支援センター)
- ・保護者の緊急時の際の子どもの受入先を町内に確保するか、若しくは緊急時に特化した送迎手段の検討が必要。(うみねこ園)
- ・本町の福祉関係者が地域包括ケアシステムを発展的に再構築し、「小さくまとまつた」町の利点を最大限に活かして、事業者の枠を超えて福祉的課題に対応すべき。(永楽会)
- ・認知症高齢者の見守りや支援を行える施設（住宅）等を整備する。(地域医療センター)
- ・介護人材確保に向けた、介護における入門的研修の実施。(ぱんぱきん)
- ・総合事業のサービス開発を行い、生活援助ニーズと外出支援ニーズへ対応する。(ぱんぱきん)
- ・住宅確保要配慮者への災害公営住宅優先入居支援策の検討。(ぱんぱきん)

④ 第3次計画に望むこと、町への提案

- ・「避難行動要支援者名簿の更新」については、要支援者名簿の対象となっている人のみを対象とした計画を作るのはどうか。(社協)
- ・伝統文化を大切にすることで、郷土や地域を良くしたいという郷土への想いを醸成するという、先の目指す姿を書いてほしい。(社協)
- ・基本施策「多様な福祉的課題に対応した支援」には、具体的な取組が自殺予防や再犯防止など限定的な課題のみとなっているが、孤立・孤独関連など広い意味のものを入れたほうがよいのではないか。(社協)
- ・身寄りがない人への支援ということが地域福祉計画に書かれるといいと思う。(社協)
- ・どの事業に力を入れていくのか、そのためにどう動くのか、また現在行われている事業の「拡充」や「充実」という部分を行政として具体的にどう進めていくのかを明確に計画に載せてほしい。(地域包括支援センター)
- ・小・中と女川町で育ってきた子どもが進学や就職とともに、生活の場を近隣の他地域に移すことが考えられるため、他の自治体との連携が必要。(T E D I C)
- ・障害のある人の家族の想いの実現のため、当事者家族と共に考える場をつくりながら、常に当事者の現状とニーズをアップデートすることが重要。(うみねこ園)
- ・女川町ならではの顔の見える支援を今後も継続していただきたい。特に障害分野では人と人とのつながりや関係性、相談のしやすさが求められることから、保健師が積極的に介入して、障害福祉施策を進めていただくことも必要。(うみねこ園)
- ・原子力災害発生時の在宅の要援護者の避難行動・避難手段等への積極的な介入。(永楽会)
- ・町内の交通手段が乏しいため対策を望む。(民生児童委員協議会)
- ・交通弱者への対応。(永楽会)
- ・「地域包括ケアシステム（女川モデル）」を効率的・効果的に機能させるために、これまで以上に指導的立場から同システムを牽引すると表明してほしい。(永楽会)
- ・若い世代が町外に流出せず、高齢や認知症の方の介護・支援の職に就けるような仕組みづくり。(地域医療センター)
- ・人材確保策、軽度者に対するサービス開発（生活支援・移動支援）、住まいの安定確保については一体的かつ早急に取り組む必要がある。(ぱんぱきん)
- ・金銭補助のみではなく、サービス向上、事業の安定を図る政策をしてほしい。(ふらっと女川)

5 第2次計画の評価

第2次計画では、3つの基本目標と13の基本施策を設定し、具体的な取組を進めてきました。

第2次計画の具体的な取組は、町・社協・町民・事業者のそれぞれの主体が、自らの取組内容（個別取組）を定め、目標達成に向けて、実施・推進してきたことが特徴です。

そこで計画の評価に当たっては、各主体が個別に評価を行い（○：計画記載のとおり実施（実施）、△：計画記載の一部を実施（一部実施）、×：未実施（未実施）、自由記述）、その結果をまとめ、全体での評価を行いました。

以下、①基本目標ごとの具体的な取組の点数化による実施状況（率）のまとめ、②基本施策別にみた具体的な取組の課題のまとめを示し、計画の評価とします。

（1）基本目標1 誰もが支え合う地域づくり

① 基本目標別にみた、具体的な取組の実施状況（率）のまとめ

【女川町】（16具体的な取組）

町の取組として、人権尊重教育、共生教育等があり、コロナ禍の影響があった小中学校でのボランティア活動以外の取組については、実施できました。

【社協】（19具体的な取組）

支え合い意識を高める取組や集いの場づくり、地域リーダーの育成等殆どの活動を継続しています。令和4年度に「未実施」だった「地区座談会」は、令和5年度には「一部実施」となり、平均は1.95となっています。

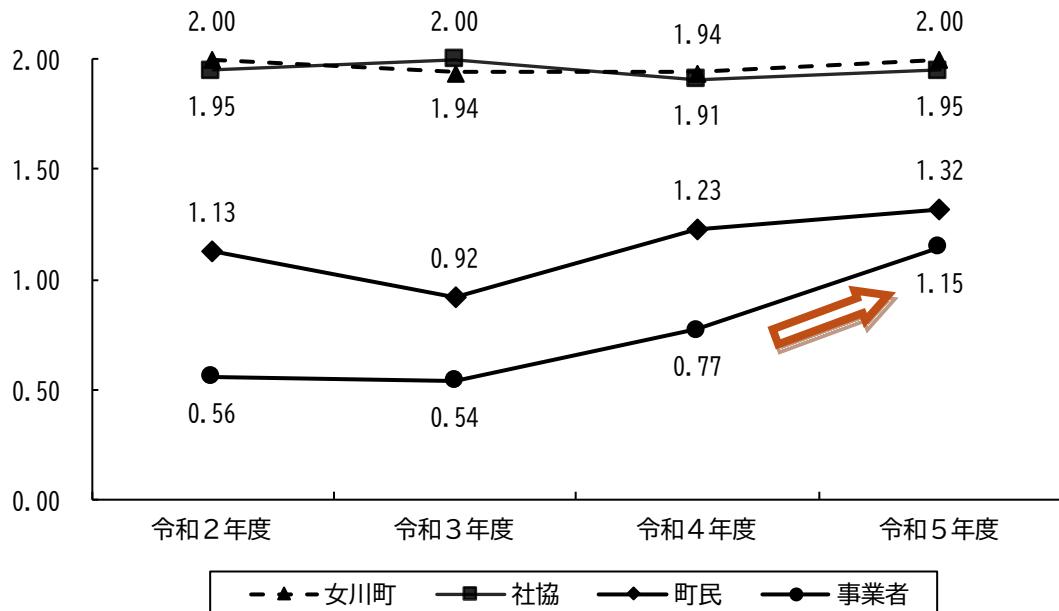
【町民】（13具体的な取組）

取組は令和3年度には低迷しましたが、令和4年度以降は「実施」が増え、参加割合が高まっています。平均は令和2年度が1.13、令和5年度が1.32でした。

【事業者】（13具体的な取組）

令和2・3年度とも「未実施」が多く、平均は0.56、0.54と低調でしたが、コロナ禍が収束した令和5年度には、「未実施」の取組が少なくなったことから、平均が1.15となりました。

「基本目標1 誰もが支え合う地域づくり」の平均点（※1）の推移（主体別）



「基本目標1 誰もが支え合う地域づくり」の取組状況の評価結果（主体別）

主体	個別取組	評価 (※2)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女川町	16	○	16	15	15	16
		△	0	1	1	0
		×	0	0	0	0
社協	22	○	21	22	21	21
		△	0	0	0	1
		×	1	0	1	0
町民	13	○	25	16	27	36
		△	54	52	30	28
		×	13	23	11	12
事業者	13	○	21	20	18	33
		△	9	9	9	16
		×	61	62	31	23

※1：平均点は○：2点、△：1点、×：0点で計算しました。なお、町民・事業所は、推進委員会町民委員7名、推進委員会事業所委員6名が評価したため、それぞれの施策ごとに平均点（無回答は母数から除く）を出しており、その施策ごとの平均点となっています。

※2：女川町、社協は、1つの施策の中に複数事業があり、評価が分かれているため、評価の結果の合計と対象施策数は一致しません。町民・事業所は、推進委員会町民委員7名、推進委員会事業所委員6名が評価したため、評価の結果はそれぞれの回答数となっています。なお、無回答は記載していません。

② 基本施策別にみた具体的取組の課題のまとめ

□基本施策1 地域福祉に対する意識づくり

- ・ふれ合い、誘い合い、支え合いの住民活動は、令和2年度、3年度は活動が低調でしたが、コメント内容からは令和4年度、5年度には、回復基調にあることが推察されています。

【評価結果での取組例】

- ・となり近所が昔ながらのつきあいで体の不調があった時など助け合って声かけをしている
- ・老人クラブ等の会合の場における支え合い意識の啓発を行った
- ・お茶会等の開催における声掛けを推進した
- ・あいさつを交わすきっかけづくりとしてラジオ体操等を実施した
- ・ゆるやかヨガ＆ストレッチを行った

- ・意識づくりの取組例として学校でのコンスタントな活動が記載されています。

【評価結果での取組例】

- ・いじめ防止標語の作成や人権の花植樹活動、人権ポスターの作成
- ・特別支援学級の児童生徒との交流、小中合同での活動などを通じ互いを思い合う教育を実施
- ・A L Tを配置し外国語指導や国際教育を実施
- ・中学校の英語教員が小学校に乗り入れ授業を行い、英語学習を実施
- ・おにぎり大使の派遣事業で生徒がオーストラリアで国際交流に参加 等

- ・事業者と町民との交流の事例として、令和4年度、5年度に次のような活動が記されています。

【評価結果での取組例】

- ・5年生の児童が先生役になってクッキーづくり体験学習
- ・社協から委託された介護予防教室にて、ボランティア体験の場を提供
- ・生徒が、町の花いっぱい運動、海浜清掃等を町民の方々と一緒にに行っている
- ・介護老人保健施設、通所リハビリセンターでのボランティア活動の受入れ

□基本施策2 コミュニティを支える人づくり

- ・町、社協、事業者が行う人材育成研修や事業はそれぞれ進んでいるものの、相互での「人材の交流」や「事業者間の交流」が少ないことが課題となっています。

【評価結果での取組例】

- ・専門職の指導を受けながらあそびりふまねっとを実施
- ・ふまねっと運動の指導者養成の研修を実施
- ・小学校において出前講座ボッチャを通して啓発を行った
- ・授業や福祉委員会の活動で福祉について実践させた
- ・社内研修会の実施のほか、外部研修の参加機会を設けている
- ・関係機関主催の研修（オンラインも含む）に多数の参加・交流があった
- ・相談支援従事者研修、発達支援研修、医療的ケア児コーディネーター研修、にも包括ケア研修等受講
- ・講師としての要請もあった

- ・町民の活動は活発で、班長交代制の導入もあり、活動者が広がったと評価されています。しかし役割の固定化の傾向は続いていることから、より一層の、全員参加への環境づくりが課題とされています。

- ・町や社協では、地域づくり会議（協議体第一層）、地域と関係者との連携が「一部実施」、「未実施」となっていました。これからは、社協が呼びかけて行う住民主体の地域福祉の推進と、さまざまな主体が連携できるプラットフォームづくりが課題として考えられています。

□基本施策3 人のつながりを大切にする心、故郷を愛する心の醸成

- ・人とのつながりと故郷を愛するさまざまな祭りや季節行事、伝統芸能などは、コロナ禍の時期には一部中止となったものの、令和5年度に行事の種類も増え、盛んになってきました。
- ・町が行う研修会や講座、講習会なども増えて、さまざまな講座を通して人とのつながりを大切にする心、故郷を愛する心の醸成が必要とされています。

【評価結果での取組例】

文化芸術活動	・第48回町民文化祭	・芸術鑑賞会
健康に関する活動	・食生活改善推進員育成研修会	・健康・栄養教室
	・減塩講話	・健康づくり講演会
	・食育教室	・健康プロジェクト 健康・食育講座
サロン活動	・ふれあいサロン、いきいきサロン	
見守り	・実業団と区開催で子どもも神輿を地区の全世帯を回った	
地域行事	・昔から行っている「やぶさめ」	・4年ぶりに地域の行政区の「夏祭り」
	・みなと祭りへの参加	

- ・委員（町民）の回答からは、伝統芸能は若い担い手が少ないことが課題とされており、参加者層の拡大が必要であるとのコメントが寄せられています。
- ・社協では、今後は出前講座など多様な方法で、人と人、地域とのつながりをつくることが課題と考えられています。そのためには、社協や事業者が協力し、サポートをしながら、積極的に地域づくりを支援していくことが必要です。



以上のことから、第3次計画に当たっては――

○町民の日頃からの地域活動や支え合い活動がやや低迷している状況です。互いを思いやり、地域や郷土への愛着を深めることで、支え合いの基礎になるつながりや顔の見える関係づくりを再構築し、住民相互の交流・親睦を育んでいくことが必要です。

そのためには、地域活動やボランティア活動を盛んにしていき、地域福祉を育む人材育成に更に力を入れていくことが重要です。あわせて、町、事業者、関係機関が町民が互いにつながれるきっかけづくりを増やすとともに、住民が自発的に活動できる機会を増やしていくことが重要です。

住民の意識づくりと住民が主体となった人づくり・活動づくりを通して、改めてつながり合い支え合う地域づくりを充実していくことが課題です。

(2) 基本目標2 包括的な支援の仕組みづくり

① 基本目標別にみた、具体的取組の実施状況（率）のまとめ

【女川町】(17具体的取組)

福祉に関するさまざまな相談への対応、生活支援体制整備事業、地域見守りネットワーク、認知症まちづくり等のさまざまな仕組みづくりを行ってきました。令和5年度は「未実施」だった「消費者被害」については、民生児童委員協議会での説明も行い平均が1.94となっています。

【社協】(22具体的取組)

令和4年度は、活動者の発掘、市民後見人の養成への働きかけなど、「一部実施」の項目が多く平均が1.50でしたが、令和5年度には、それらも含めた相談体制の強化に向けた取組を多数実施したことから、平均は1.90となりました。

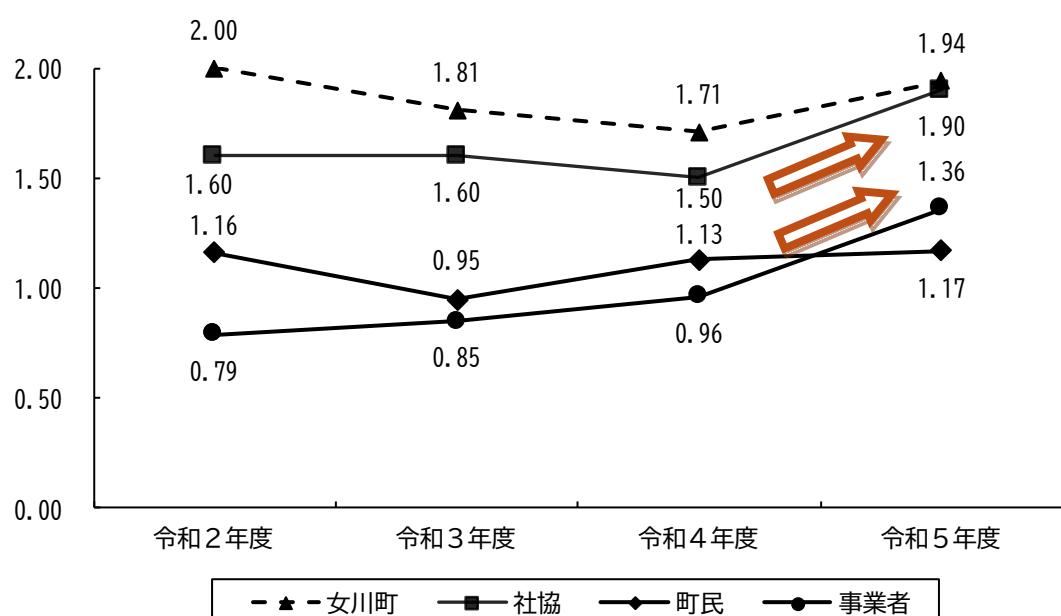
【町民】(22具体的取組)

令和2年度の1.16から、令和5年度の1.17と変化がありません。令和3年度はコロナ禍の影響で、助け合い活動やボランティアなどが低調でしたが、令和4年度以降は、参加の割合が高まっています。

【事業者】(16具体的取組)

令和2年度と3年度は、地域住民との情報共有やネットワーク、見守り活動、地域のイベント、地域行事への参加、地域活動団体との連携の項目で一部実施・未実施が多く、それぞれの平均は0.79、0.85でしたが、令和5年度には多くが実施に転じ、平均1.36となっています。

「基本目標2 包括的支援の仕組みづくり」の平均点（※1）の推移（主体別）



「基本目標2 包括的支援の仕組みづくり」の評価結果（主体別）

主体	取組	評価 (※2)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女川町	17	○	17	27	25	30
		△	0	2	3	0
		×	0	2	3	1
社協	22	○	16	16	15	18
		△	0	0	0	2
		×	4	4	5	0
町民	22	○	56	38	42	51
		△	66	70	42	53
		×	32	46	25	24
事業者	16	○	32	32	25	48
		△	24	31	23	20
		×	55	49	23	19

※1：平均点は○：2点、△：1点、×：0点で計算しました。なお、町民・事業所は、推進委員会町民委員7名、推進委員会事業所委員6名が評価したため、それぞれの施策ごとに平均点（無回答は母数から除く）を出しており、その施策ごとの平均点となっています。

※2：女川町、社協は、1つの施策の中に複数事業があり、評価が分かれているため、評価の結果の合計と対象施策数は一致しません。町民・事業所は、推進委員会町民委員7名、推進委員会事業所委員6名が評価したため、評価の結果はそれぞれの回答数となっています。なお、無回答は記載していません。

② 基本施策別にみた具体的取組の課題のまとめ

基本施策4 包括的な相談支援体制の構築

- ・相談への対応は、町、社協、町民、事業者とも、おおむね計画どおり実施できたとの回答がありました。得られた情報は個人情報に留意し、「地域ケアネットワーク」、「後援会」、「子ども食堂」等の活動で共有され、関係者間で課題解決に向けた検討が行われています。
- ・今後の地域の変化に対応していくために、引き続き、社協・事業者らとともに、住民の相談に対応する仕組みや生活支援を充実させるとともに、新しいニーズや見えにくいニーズを把握するための体制づくりに取り組んでいくことが必要とされています。
- ・社協は、相談機関としての質の向上や相談機関同士の情報の共有を目指した「総合相談ケアパス」を作成しています。社協では、この取組が今後の「包括的な相談支援体制」に生かされていくことが必要であると考えています。

基本施策5 住民主体による地域生活課題の解決力強化

- ・地区の役員が中心となった活動が実施されています。委員からは、区長や民生児童委員を相談役として、さまざまな活動が行われているとの回答が寄せられています。
- ・町・社協が推進する生活支援体制のうち、全町的な組織である、第1層の協議体が令和4年度以降開催されていないため、課題となっています。
- ・事業者や教育機関もコロナ禍が収束した頃から、地域の見守り等の交流を行っていますが、町と社協の「協議体」、社協が実施する「地区座談会」への参加は、未実施、一部実施との回答が多くなっています。今後は住民と関係者が相互に連携しながら、地域の生活課題を一緒に考えていくことが望まれています。
- ・以上のことから、今後も多様な主体が連携した関係の構築が課題となっています。

基本施策6 コミュニティづくりに向けた住民活動の支援

- ・社協の生活支援コーディネーターの活動や集いの場づくりについては、計画どおり実施できたことが評価されています。
- ・行政区ごとの地域活動はコロナの期間は「一部実施」の回答が多くなっていましたが、令和4年度以降「実施」に転じたものが多く、記載されている活動内容も増えています。
- ・参加者が固定化しているとの課題も指摘されていることから、今後は、活動者層の幅を広げながら、活性化させていくことが課題となっています。
- ・福祉サービス事業者や教育機関の協力も得ながら、利用者や子どもを中心に、さまざまな方法で住民との交流・活動を広げていくことが課題となっています。

基本施策7 一人ひとりの尊厳を守るための仕組みづくり

- ・成年後見制度に関する町の取組は、町長申立の事案もあり、利用促進が進んでいます。町社協が行う権利擁護支援の取組は、これまで一部実施の回答があった「まもりーふ」の啓発活動や市民後見人の養成、法人後見などは、令和5年度にはすべて実施となりました。
- ・ひとり暮らしでも安心して町民生活を送れるよう、これからも権利擁護や成年後見の利用促進、市民後見人の育成等が必要であり、町と社協が一体となった仕組みづくりが必要です。さまざまな機会をとらえ、相談支援連携ネットワークを深めていくことが課題です。
- ・事業者の権利擁護の取組は、事業で順守されていますが、これからもさまざまな研修を通して、学びを深めていくとともに、利用者と日頃からの顔の見える関係をつくり、権利擁護支援に取り組んでいくことが求められます。
- ・集まりの中で、権利擁護に関する学習機会を増やし、理解を深めていくことが必要です。

基本施策8 福祉的課題を抱える人への支援

- ・生活困窮者の相談支援については、巡回相談の実施などで早期発見が行われ、各種相談窓口の対応、生活資金貸付や生活支援、フードバンク等へのつなぎなど、社協が主体となり、町の協力も得ながら成果をあげました。
- ・福祉のニーズは時代や社会の状況とともに変化することから、課題を「みえる化」されるよう、日頃から顔の見える関係づくりを進めることができて、 「子ども食堂」や「居場所づくり」などの具体的な場づくりが必要です。
- ・自殺対策として、ゲートキーパー養成講座などを実施しましたが、今後は府内のネットワークとリスクを抱える人を地域で見守り、一体的に支援する仕組みが重要となっています。



以上のことから、第3次計画に当たっては――

- 今後も引き続き、生活困窮者支援や福祉的課題を抱える人への支援、権利擁護などの取組を進めることができます。
- 相談支援については、町民からの相談の状況を踏まえ、地域生活課題や福祉ニーズの変化を把握し、町民に寄り添う支援の在り方や、新たなニーズの把握、サービスの検討を行う必要があります。

(3) 基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

① 基本目標別にみた、具体的取組の実施状況（率）のまとめ

【女川町】(10具体的取組)

新たな地域資源の開発、防災体制、生活支援体制などを幅広く実施し、令和5年度の平均は1.82でした。令和5年度からは新たな防災計画に沿った避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の作成が一部実施されているため、取組は「一部実施」となっています。

【社 協】(8具体的取組)

避難行動要支援者名簿の作成を町が主体的に実施したことや、防災体制の構築におけるボランティア人材の確保、他地区への支援者派遣が「未実施」だったため、令和4年度は1.00でした。令和5年度は「一部実施」「実施」となり、平均は1.63でした。

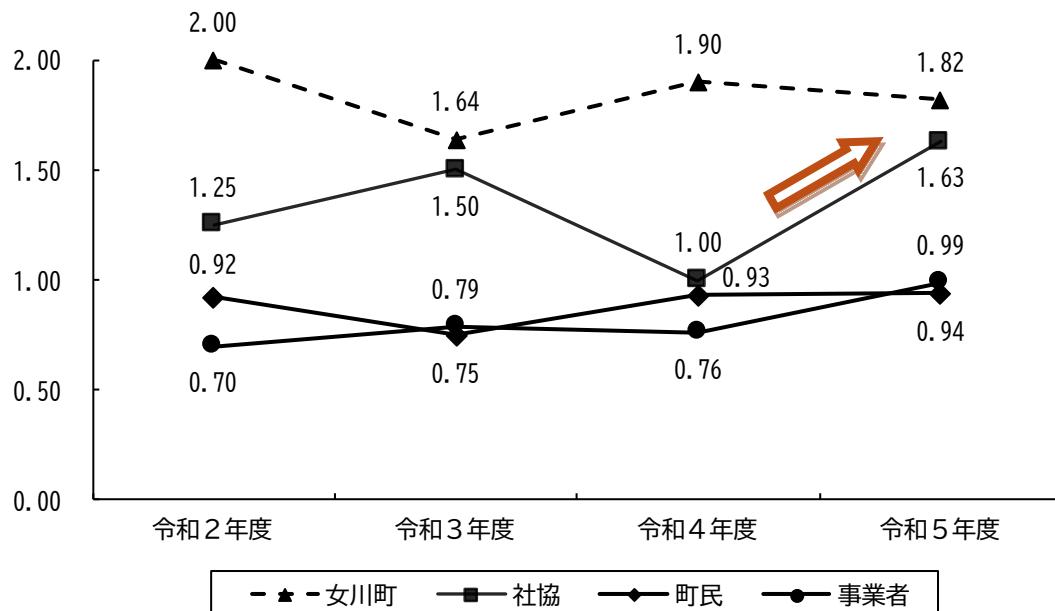
【町 民】(11具体的取組)

地域の避難訓練、危険個所の把握、消防団への参加など、「実施」から「未実施」まで回答が分散していたため、令和2年度の平均0.92から、令和5年度の平均0.97まで、実施状況に変化がみられませんでした。

【事業者】(9具体的取組)

防災対策への協力、避難行動要支援者の避難のための実態把握や関係づくり、生活支援の実施とともに、実施から未実施まで回答が分散したため、令和5年度平均は0.99となっています。

「基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり」の平均点（※1）の推移（主体別）



「基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり」の評価結果（主体別）

主体	取組	評価 (※2)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女川町	10	○	10	8	9	9
		△	0	2	1	2
		×	0	1	0	0
社協	8	○	5	6	4	6
		△	0	0	0	1
		×	3	2	4	1
町民	11	○	20	16	16	14
		△	31	26	28	27
		×	26	35	18	15
事業者	9	○	16	16	11	19
		△	12	18	11	16
		×	35	29	18	16

※1：平均点は○：2点、△：1点、×：0点で計算しました。なお、町民・事業所は、推進委員会町民委員7名、推進委員会事業所委員6名が評価したため、それぞれの施策ごとに平均点（無回答は母数から除く）を出しており、その施策ごとの平均点となっています。

※2：女川町、社協は、1つの施策の中に複数事業があり、評価が分かれているため、評価の結果の合計と対象施策数は一致しません。町民・事業所は、推進委員会町民委員7名、推進委員会事業所委員6名が評価したため、評価の結果はそれぞれの回答数となっています。なお、無回答は記載していません。

② 基本施策別にみた具体的取組の課題のまとめ

基本施策9 新たな地域資源の開発

- 町では、空き家や遊休施設の活用を、社協では、地区の見守り等への同行訪問や生活支援に対する住民ニーズ、地域ニーズの把握等を行いました。
- 資源開発は、町と社協が中心となって行う生活支援体制でのサービス創出など、これらの町民の暮らしやすい生活に不可欠です。今後は、既存の会議体を活用した新しい支援の在り方の検討も必要です。
- ニーズの把握と併せ、町においても地域資源の把握、発掘などを支援し、新たな地域資源の開発を一体的に進めていくことが必要です。

【評価結果での取組例】

- 女川町空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）として町公式Webサイトに空き家情報を掲載
- 地区の見回り、見守り活動への同行支援を行った。（3地区）
- 第6次地域福祉活動計画策定に向けた地区座談会を開催し、住民ニーズを把握した。（6地区）

基本施策 10 防災体制の充実

- ・町と社協が一体となった、地域の住民全体、特に見守りを必要とする町民にも配慮した平時の防災意識の徹底、災害時の避難訓練等の防災体制の構築が必要となっています。
- ・要配慮者・避難行動要支援者への対策としては、町全体での避難行動要支援者名簿の改定、個別支援計画の作成を行い、地区単位での取組としていくことが必要です。
- ・地域の事業者や関係機関と連携し、地域ぐるみで協定を結ぶなど、災害時の支援体制を確立していくことが課題となっています。

基本施策 11 生活の利便性の向上

- ・生活の利便性を向上する移動支援、生活支援は、従来からの福祉課題です。
- ・さまざまな福祉関連計画アンケートの結果からも、高齢者や障害者のおでかけ支援、通院支援、移動支援、生活支援のニーズが高まっており、それらに対応する交通対策の在り方検討が引き続き必要とされています。
- ・評価からは、いつまでも安心して暮らせるよう、多様な状況にある町民の立場に立つて、話し合いを重ねながら、地域全体で仕組みづくりをしていくことが求められています。



以上のことから、第3次計画に当たっては――

○ともに生きる豊かな地域社会に向けて、町、社協、町内の関係機関が連携・協働の体制をつくり、相談支援や町民の権利擁護、人材育成、災害時・非常時の支援等、長期的な観点から、本町のまちづくりの体制を強化していくことが望まれます。

6 計画策定に当たっての課題

計画策定に当たっての課題をまとめると次のとおりです。

(1) つながり合い支え合う人づくり・地域づくり

- ・ アンケート調査から本町の状況をみると、居住歴では10年末満が18.3%（前回調査8.4%）であり、東日本大震災後に本町に居住した人が増えています。
- ・ 普段の近所づき合いの程度をみると、今回は「家を行き来するなど親しい」人が減り、「あいさつする程度」の人が多くなっています。
- ・ 住民相互の自主的な支え合い・助け合いが必要だと思う割合や、支え合いの仕組みづくりで必要なことの割合についても、前回調査と比べて多くで割合が低くなっています。
- ・ 地域の課題を解決するために必要な方策として最も多いのは、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」が最も高く、「地域の担い手となる人々を増やす」が続いています。
- ・ ボランティア活動に参加していない人の割合が増えており、理由の1位が「仕事が忙しいから」などとなっています。
- ・ 関係機関・団体等への調査の結果においては、以上のような町民同士の関係性の変化などを受けて、これまでの見守りや支え合いよりむしろ、緩やかなつながり合いの継続が重要との意見があげられています。具体的には、居場所づくりやお茶会等を増やし、民生委員の参加を促すことなどが考えられます。

——以上のことから、町が培ってきた、助け合い・支え合いの精神と地域のきずなが、徐々に弱まりつつある状況といえます。第3次計画では、すべての町民が日頃から地域とつながる機会を増やし、さまざまな地域福祉の活動に参加しながら、つながり合い支え合う地域づくりへの参加を深め、気軽に利用できる居場所を増やす等の取組を通して、地域のきずなを取り戻すことが課題です。

(2) 包括的支援の仕組みづくり

- ・ アンケート調査から本町の状況をみると、日頃の生活が「大変苦しい」と「やや苦しい」と感じる町民が3割いることが明らかとなり、経済的な困窮経験のある人も2割弱となっていました。こうした中、地域の課題を解決するために必要な方策としては「相談窓口の充実」や「地域の問題を専門の福祉サービスにつなげる」という相談ニーズに関するものが増え、社協の活動で特に力を入れるとよいものとしては、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」や「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」などが上位となりました。
- ・ 福祉関連団体・制度についてみると、「福祉活動地域の福祉の相談・サービス提供体制」に満足している割合は3割にとどまり、成年後見制度の認知度、また自殺対策のゲートキーパーを知っている割合は低くなっています。相談体制の充実と併せ地域住民が地域福祉のサポーターとして、地域の福祉課題解決に参加できる体制づくりが必要です。
- ・ 関係機関・団体等への調査の結果では、新たな相談として、子ども・若者の相談支援、

ニート・ひきこもり、ヤングケアラー相談なども出されたほか、独居世帯の増加などの福祉ニーズの変化を受けた相談支援の必要性が示されました。

——以上のことから、改めて町民のさまざまな相談ニーズに対応できる相談支援体制を拡充し、各課はもとより、社協、福祉事業所、地域住民、民間機関とも連携した、多機関協働の包括的支援体制を構築することが必要です。また地域の困りごと相談に応じ、引き続き生活困窮者自立支援などの多様な福祉課題への対応や、県や社協と連携しながら地域に住み続けるための権利擁護支援、再犯の防止、自殺対策の推進など、さまざまな課題を抱える人が地域で自分らしく暮らせるような取組を推進していくことが必要です。

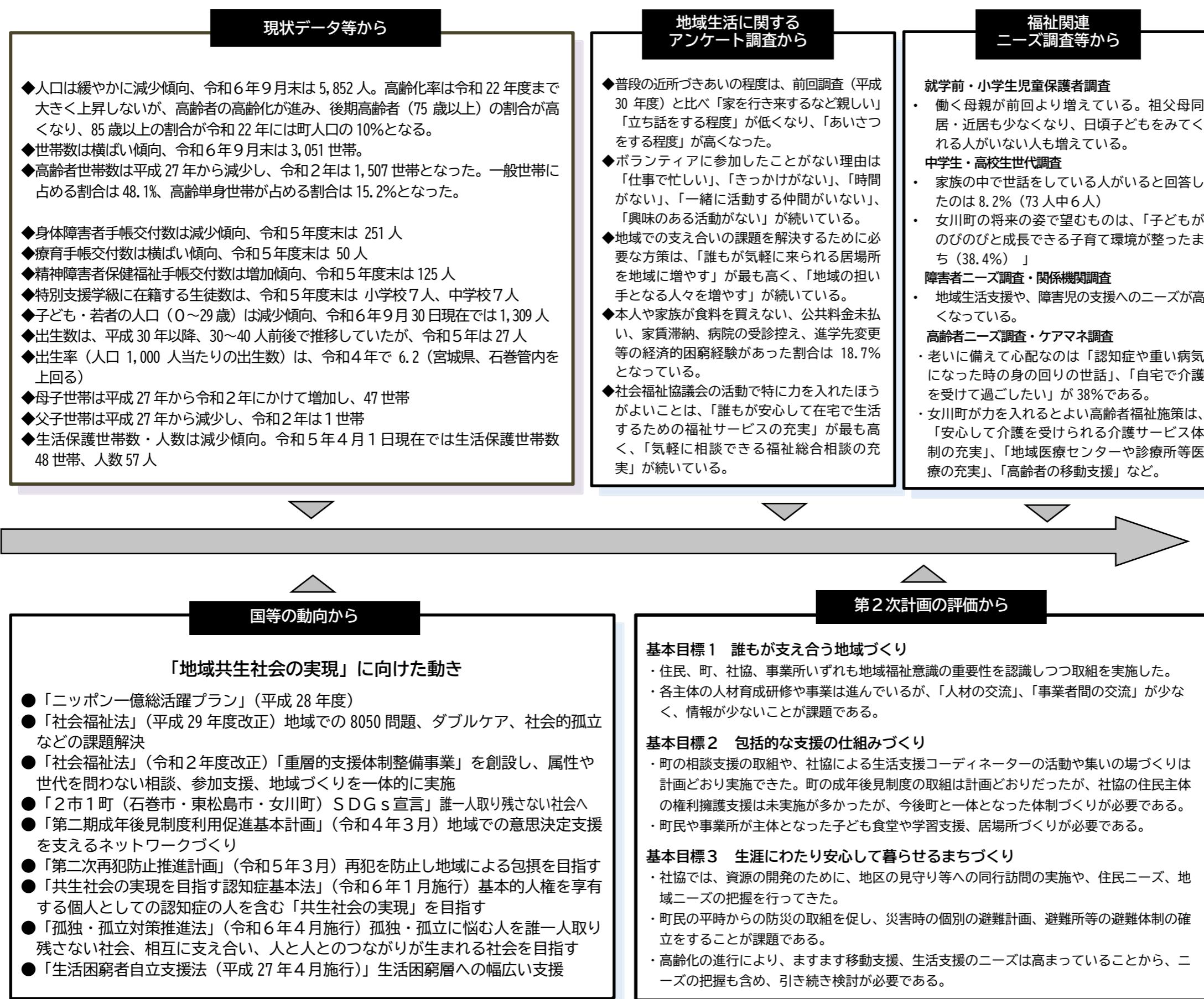
(3) 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

- ・ アンケート調査から本町の状況をみると、女川町の将来の姿で望むものは、「最期まで健康で安心して暮らせるまち」が最も高く「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち」が続いています。中高生世代へのアンケートでは「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち」の回答が最も多くなっています。
- ・ 他方、町民アンケートで住んでいる地域の中での問題点や不足していると思うものとして、多い順に「公共交通」、「緊急時の対応体制」、「世代間の交流が少ない」などとなっています。
- ・ 高齢者への調査（令和4年度、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によれば、老いに備えて心配なのは「認知症や重い病気になった時の身の回りの世話」、「自宅で介護を受けて過ごしたい」が最も多く、町が力を入れるとよい高齢者福祉施策としては、「安心して介護を受けられる介護サービス体制の充実」、「地域医療センターや診療所等医療の充実」、「高齢者の移動支援」など、暮らし続けられる医療・介護、生活支援へのニーズが高くなっています。
- ・ 関係機関・団体等への調査の結果では、少子高齢化の進行を受け、住み慣れた地域に暮らし続けるために、福祉や医療ニーズの変化を受けた新たな支援策の検討が必要との意見が多数寄せられています。具体的には、福祉人材の育成・研修、孤立・孤独対策の推進、総合事業のサービス開発、公営住宅優先入居支援、老いじたく・終活の支援など多様な支援策が考えられています。

——以上のことから、第2次計画に続き、誰もが安心して暮らし続けることができるために、地域における防災活動を積極的に支援する必要があります。また、誰にでもわかりやすい災害時の避難方法等の周知を進めるとともに、災害時要支援者の避難計画の検討をする必要があります。

＜まとめ＞女川町地域福祉計画（第3次）に向けた課題と方向

女川町地域福祉計画（第2次）



女川町地域福祉計画（第3次） 策定に当たっての課題

1 つながり合い支え合う人づくり・地域づくり

○地域のきずなと支え合いを取り戻すため、さまざまなきっかけづくりで、地域福祉の意識づくり・風土づくりを育むことが改めて必要である。

○地域福祉を支える人材育成を更に推し進めることが必要である。地域の中で、活動や集いの場を積極的につくり連携を促していくことが必要である。

○災害や緊急時に備え、住民相互の支え合いの体制を育み、地域づくりをしていくことが必要である。

2 包括的支援の仕組みづくり

○女川町役場の全庁的な相談支援の体制が必要である。

○必要に応じて開催する、関係機関を巻き込んだ多機関協働のネットワークの構築が必要である。

○相談への対応と併せ、少子高齢化、地域の変化に伴う住民ニーズや福祉ニーズの変化を把握する方法と、福祉課題に対応する支援体制が必要である。

○地域に住み続けることができるような権利擁護と、意思決定支援の仕組みが必要である。

3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

○頻発する災害にも対応できるよう、平常からの防災意識、地域の取組強化、避難行動要支援者の個別避難計画、又は避難所の周知が必要である。

○安心して暮らし続けるための生活支援や交通環境の整備、新たな福祉の資源開発が必要である。

第2部 女川町地域福祉計画（第3次）

第1章 基本理念・理念実現のための視点・基本目標

1 基本理念

女川町地域福祉計画では、第1次計画から、「一人ひとりの幸せが 地域の支え合いとつながりで実現するまち おながわ」を基本理念とし、計画づくりを進めてきました。

その考え方は、「女川町総合計画2019」の将来像である、「『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち」に受け継がれ、保健・医療・福祉施策の目標として、本町の政策の柱となっています。

第2次計画においては、「地域共生社会の実現」に向けて、地域での支え合いをより重視する方向から、基本理念を「地域の支え合いとつながりで 一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ」とし、「人権尊重」、「あらゆる人・主体の参画」、「まちづくり」の視点を掲げた基本理念としました。また、本町が推進しているSDGsでも、その基本理念に地域福祉の理念と重なる「誰一人取り残さない」を掲げています。

一人ひとりの幸せと地域の幸せはつながり合うものです。まずは互いを認め合い誰もが自分らしく生きる地域社会をつくることが大切であり、更に日頃からつながり合い支え合い、みんな（協働）で地域福祉を推進していくことが必要です。そのことがこれからの「地域共生社会の実現」につながっていくと考えます。

以上のことから、本計画は第1次計画の「一人ひとりの幸せ」と、第2次計画の「つながり合う」の考えを重視して継承し、新たに「一人ひとりの幸せに向けてつながり合い支え合うみんなのまち おながわ」を基本理念とします。

一人ひとりの幸せに向けて
つながり合い支え合う みんなのまち おながわ

2 基本理念を実現する視点

本計画では、次に掲げる4つの視点で施策を進めます。

（1）人権尊重の視点

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きがで生きる地域社会の実現を目指します。

（2）多様な主体の参画の視点

高齢者、障害者、子ども、その家族も含めたあらゆる人、また団体、企業、事業者等のあらゆる主体が、福祉の受け手、担い手という関係を超えて参画し、支え合い、つながっていくことをを目指します。

（3）予防の視点

地域福祉の推進に当たり、福祉ニーズの発生をあらかじめ予防したり、サービスを利用しやすいよう改善するための環境整備を進めることなど、住みやすく暮らしやすいまちを目指した予防的な視点からの支援を大切にします。

（4）まちづくりの視点

変わっていくことや新しいことを受け入れていく中で、住民の暮らしと日常を守りつつ、変化をうまく取り入れながら、町に住んでいる人、働く人、町に関わる人、皆がつながりの種をまき、そのつながりの芽をみんなで育て、さまざま花が咲くようなまちづくりを目指します。

3 基本目標

基本目標1 つながり合い支え合う人づくり・地域づくり

本町が培ってきた支え合いと地域のきずなは、互いを知り合いつながり合う関係づくりから始まりました。改めて、町民一人ひとりが家庭や地域、学校、職場の中で、互いに思いやる心を持ち、関係づくりを育てることを通して、新しい支え合いと郷土づくりにつなげます。

そこで、つながり合い支え合う人づくり・地域づくりのために、住民が主体となって地域福祉を育む意識づくり・風土づくりの取組、さまざまな住民が行う地域福祉を育む人づくり・活動づくりの取組、住民相互の支え合いの地域づくりを進めていきます。

基本目標2 包括的支援の仕組みづくり

従来の枠組みでは対処しきれない、複合的な地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、包括的な相談支援体制を構築します。

また、福祉的課題を抱える町民が安心して暮らせるまちとなるように、生活困窮者の支援体制、自殺対策の推進、再犯防止のための施策を推進するとともに、地域社会の変化に伴う福祉ニーズの変化も把握し、対応していきます。さらに、地域で自分らしく暮らせるための権利擁護支援や成年後見制度の利用促進のための体制とネットワークづくりを行います。

基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

防災体制の充実、災害時要援護者の支援体制の整備等、町と地域や事業者が協働で、安心・安全を守るための体制づくりを進めます。

あらゆる人が生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域におけるサービス基盤を整備するとともに、生活の利便性の向上に取り組みます。

公共交通網の形成などにより、生活の利便性を高めていきます。

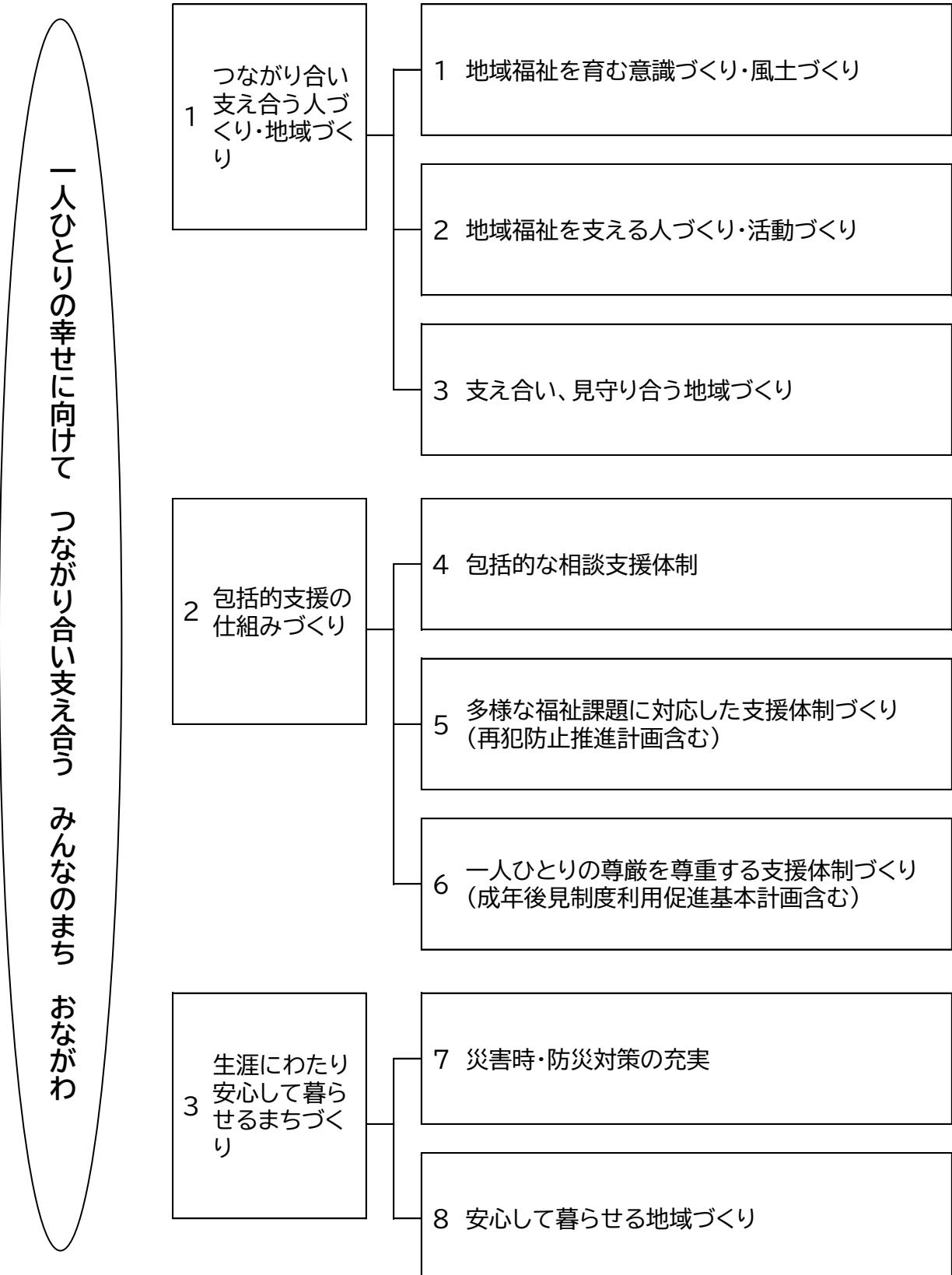
4 施策の体系

第3次計画は、第2次計画の考え方を深め、3つの基本目標と8つの基本施策で進めます。

＜基本理念＞

＜基本目標＞

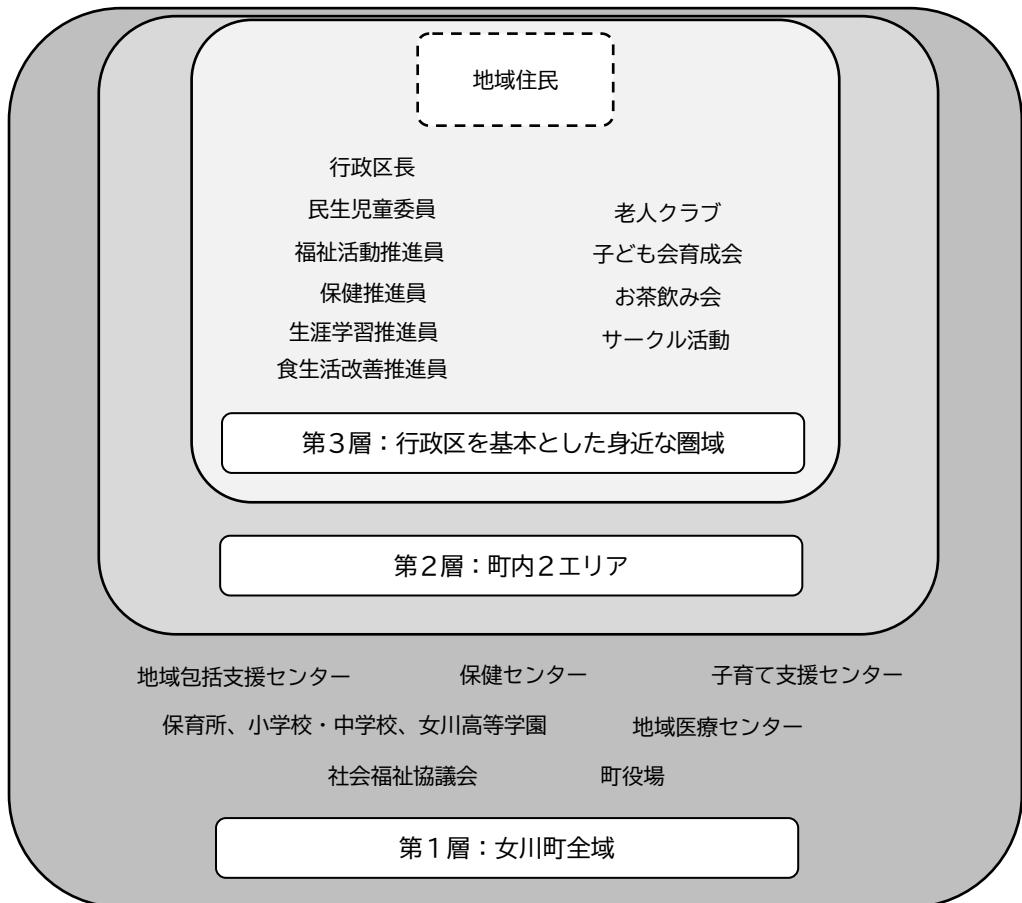
＜基本施策＞



5 計画における圏域の考え方

本町では、圏域の考え方を3層で構成しており、「地域住民」が主体となって地域生活課題に取り組む身近な範囲（行政区）を第3層とし、地域に対する専門的な支援を検討する範囲（町内2エリア）を第2層としています。また、階層間での連携を図り、施策を検討することを目的に町全域を第1層としています。

図表 「地域」の考え方



◆地域の範囲の考え方

第1層	<ul style="list-style-type: none">町全域を対象とした総合的な施策を企画・推進し、広域での調整、隣接市や県・国との協議等を行う範囲 (協議体第1層、地域ケア会議)
第2層	<ul style="list-style-type: none">地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し、関係機関が解決に向けた検討を行う範囲 (協議体第2層、エリア会議)
第3層	<ul style="list-style-type: none">地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくりなどを行う範囲地域活動者間のネットワークの構築等により、地域の課題やニーズの掘り起こしを行い、地域主体で解決に向けた取組を行う範囲 (協議体第3層、33行政区の活動、地域づくり会議)

6 数値目標の設定

第3次計画では、成果指標として、次にあげる施策の周知度や町民の活動状況や満足度に関する数値目標を設定し、アンケート調査の結果に基づき、計画の進捗を把握します。

	基本目標	No	数値目標となる項目	現況 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	つながり合い支え合う人づくり・地域づくり	1	自宅以外に気軽に行ける「居場所」がある割合	56.5%	60.0%
		2	住民相互の自主的な支え合い・助け合いが必要だと思う割合	69.1%	75.0%
		3	何らかの地域活動に参加している割合	49.6%	55.0%
		4	ボランティア活動に参加したことがある割合	38.6%	45.0%
		5	隣近所で困っている家庭に手助けしていることがある割合	21.9%	30.0%
		6	隣近所で困っている家庭に手助けできることがあると答える割合	65.5%	70.0%
2	包括的支援の仕組みづくり	7	民生児童委員について内容を知っている割合	41.1%	50.0%
		8	社会福祉協議会について内容を知っている割合	36.2%	45.0%
		9	成年後見制度について内容を知っている割合	22.0%	30.0%
		10	経済的な理由で困ったことの経験がある割合	18.7%	10.0%
		11	地域の福祉の相談・サービス提供体制に満足している割合	31.8%	40.0%
		12	ゲートキーパーを知っている割合	13.9%	20.0%
3	生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり	13	住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものがないと答える割合	24.8%	30.0%
		14	地域の防災体制に満足している割合	36.3%	40.0%
		15	女川町が好きな中学生・高校生世代の割合（中学生・高校生世代調査）	67.2%	70.0%
		16	女川町に住み続けたい、当面住むつもりと回答した保護者の割合	就学前児童保護者 72.8% 小学生児童保護者 68.3%	就学前児童保護者 75.0% 小学生児童保護者 70.0%

第2章 施策の展開

基本目標1 つながり合い支え合う人づくり・地域づくり

基本施策1 地域福祉を育む意識づくり・風土づくり

【課題と方向性】

- 地域福祉を育む意識づくりは、町民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、支え合い・助け合おうとすることで生まれます。また、町民が地域活動に取り組んでいくことにより、地域福祉を推進する風土づくり、郷土づくりへつながっていきます。そのためにも、町民がさまざまな場面で地域福祉を育むための機会づくりを更に進め、子どもの頃から高齢者や障害者に接する機会を持ち、すべての人が支え合えるまちを目指すことが大切です。さらに、町内に外国人居住者も増えていることから、子どもの頃から多文化共生教育を進めていくことが重要です。
- アンケート調査によると、以前と比べて近所づきあいが希薄になっている傾向にあります。地域の支え合いを進めるために、地域の人々が知り合う機会や、誰もが利用できる居場所づくり、地域活動の場所の確保が求められています。
- 誰もがボランティア活動ができるよう、ボランティアセンターの活動支援を行うとともに、ボランティア活動の中でも福祉施設や事業所等での交流を深める機会を増やしていきます。
- 本町が培ってきた人と人との交流や地域のふれあい、コミュニティの醸成を図る機会を増やし、さらに、自然とのふれあいを通して、心身ともに健康で暮らせるような機会を作っていきます。

町民の皆さんに期待すること

- ☆普段からのあいさつ、声掛けなどを通して、隣近所との関わりを持ちましょう。
- ☆地域にはさまざまな町民がいること、また皆が支え合って暮らしていく必要があることを理解し、日頃からの交流を深めていきましょう。
- ☆趣味や生きがいを持ち、いきいきとした生活を送りましょう。

【具体的取組】

(1) 地域福祉の意識づくり

性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、あらゆる町民が互いに尊重し合い、認め合い、つながり合いながら、地域活動への参加を通した地域福祉の意識づくりを進めます。

取組名	取組内容	担当
顔の見える関係づくり	高齢化や生活環境の著しい変化の中、行政区内外の地域での顔の見える良好な関係づくりを充実させ、安心して生活できる環境づくりを進めます。	町民生活課
コミュニティ形成促進事業	町民による地域活動の自主運営と継続を図り、地域内の関係性を深めていくことを支援し、災害時にも地域で助け合える環境づくりを推進します。	町民生活課
人権・多文化共生教育の推進	町民が地域福祉に关心を持ち、高齢者、障害者、認知症、多文化共生など多様な人権問題を学びます。さまざまな交流ができるきっかけづくりを行い、地域福祉への理解と关心を深め地域活動への参加を促します。	教育局
地域協働教育の推進	学校と地域の連携・協働による教育の推進に当たり、地域福祉をテーマに取り組むことにより、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域づくりを進めます。	教育局 健康福祉課 社協
ボランティア活動の支援	小中学校での地域ボランティア活動をはじめ地域におけるさまざまなボランティア活動を支援します。	教育局 社協
認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい理解や認知症の方への接し方を身につけ、地域での暮らしを支える人材を育成するため、地域包括支援センターで認知症サポーター養成講座を実施します。	健康福祉課
地域サポーターの支援	自治会活動、サークル活動、趣味活動、通いの場等さまざまな地域コミュニティの中での活動におけるリーダーの育成・活動支援を行います。	健康福祉課

(2) 地域や郷土を大切にする風土づくり

本町の自然環境や先人から継承された伝統文化を大切にすることで、地域や郷土を大切にする地域福祉の心を醸成し、地域のつながりや伝統を次世代につなげる風土づくりを進めます。

取組名	取組内容	担当
伝統文化の継承による 地域福祉意識の醸成	獅子振り等の地区ごとの伝統行事・芸能の継承と充実が行われるとともに、祭りが開催され、地域のつながり、故郷を愛する心が醸成されることを目指します。	教育局
世代間の交流を通じた 食文化の継承	地域に根づいた食材を活用し、長年伝承されてきた郷土料理を普及し、町の水産業への関心を高め地産地消を推進します。また、世代間交流を通じた食文化の継承を目指します。	健康福祉課 教育局 産業振興課
町民農園整備事業	町民が野菜及び花きの栽培を通じて自然とふれあい、健康的でゆとりのある生活の実現を図る事業であり、活動の支援を通して幅広いコミュニティの醸成によるつながりを図り、活力のあるまちづくりを目指します。	産業振興課

(3) 生きがいづくり・社会活動の推進

あらゆる世代の町民が地域でいきいきと暮らしあり続けるよう、気軽に参加できる各種事業や、活動の場づくりを進めるとともに、専門職の支援も仰ぎながら地域ネットワークづくりを進め、町民の生きがいづくり・社会活動を推進します。

取組名	取組内容	担当
多様な世代の生きがいづくり活動の促進	生涯学習と地域福祉を連携させ、多様な世代の生きがいづくりを検討し、町、町民、民間企業が連携して事業に取り組みます。 ・町民音楽祭実施事業 ・芸術鑑賞会実施事業 ・生涯スポーツ推進事業 ・老壮大学 ・総合キッズスポーツ事業 など	教育局 健康福祉課 社協
地域お茶会の実施	地域お茶会を継続させ、日頃からの関係づくりを通して「お茶っ子文化」の継承と、高齢者の生きがいづくり活動の参加を促し、フレイル予防・健康づくりにつなげます。	健康福祉課
チームオレンジの発足活動推進	地域包括支援センターが行う認知症サポート養成講座を受講した人向けのフォローアップやスキルアップ研修を実施し、地域の中で認知症の方やその家族の支えや、見守り活動、生活支援につながる人材の育成に取り組みます。	健康福祉課

基本施策2 地域福祉を支える人づくり・活動づくり

【課題と方向性】

- 地域共生社会の実現に向けて、すべての地域住民と地域の多様な主体が「支え手」「受け手」という関係を超えて、支え合い、助け合う地域福祉の担い手になることを目指します。
- 地域福祉活動の核となる福祉活動推進員等に、より積極的に地域福祉活動に取り組んでもらうための仕組みづくりが必要です。既に福祉活動が進んでいる地区では、新たなリーダーを育てる仕組みづくりが必要です。
- 地域活動やボランティア活動に興味を持った人を地域活動に気軽に参加できる仕組みをつくり、地域福祉の担い手人材の確保・育成を行うことが必要です。本町はスポーツ活動が盛んであることから、多世代でのスポーツを通した地域づくりなども考えられます。
- 専門職人材の確保・育成については、福祉の資格を持たない町民の資格の取得の支援、就業の機会の支援とともに、資格があっても現在仕事をしていない潜在的な人材への復職を支援します。また、働き方の多様化への支援、子育て支援・介護者支援の充実など、働きやすい環境づくりに努めます。
- 町が行う地域・産業の活性化、後継者育成のための人材育成や雇用促進を、地域共生社会の実現に向けた視点から推進していくことが必要となっています。
- 地域福祉を支える人づくり・活動づくりの基盤整備として、情報発信がますます必要になっています。年代で利用しやすい情報提供媒体が異なることから、引き続き「広報おながわ」を中心に、パンフレット・リーフレットのみならずインターネットによる情報提供にも努めます。
- 子育て情報については、子育て世代のスマートフォン用の子育て情報提供アプリ「おながわすくすくナビ」の提供を充実させていくことが必要です。

町民の皆さんに期待すること

- ☆地域の清掃活動などのボランティアが、地域の誰かの手によって担われていることを理解して、自分も参加できるかどうか、考えてみましょう。
- ☆子どもの見守りやサロン、カフェでの傾聴ボランティアなど、関心のある活動があったら参加してみましょう。福祉施設では、資格がなくてもできることができます。 「これならできる！」と思うことを、ボランティアセンターに問い合わせてみてはいかがでしょうか。
- ☆女川町の福祉について知りたいと思ったら、役場の窓口で聞いたり、「広報おながわ」、ホームページ、各種パンフレットなどで調べてみましょう。子育て情報については、スマートフォンのアプリ「おながわすくすくナビ」があります。

【具体的取組】

（4）地域福祉の担い手の確保・育成・活用

多様な地域福祉の担い手になりうる人材の確保・育成を行うとともに、教育局や社協ボランティアセンター等とも連携して町民の地域活動を支援します。

取組名	取組内容	担当
地域福祉の担い手になりうる人材の確保・育成	福祉活動推進員や保健推進員、民生児童委員、食生活改善推進員等の地域福祉の担い手の確保・育成のため研修等を行い、地域での活動につなげます。	健康福祉課 社協
地域サポーター等各種サポーターの養成	認知症サポーター、地域サポーター、介護予防サポーターなど地域福祉を支える各種サポーターの活動を更に活性化していきます。	健康福祉課
ボランティアセンターの活動支援	社協が運営するボランティアセンターに関する情報提供、団体の運営支援に取り組みます。また、ボランティア団体同士での交流を進めます。社会関連事業者などによるボランティアの受入れ機会の拡充や、福祉・介護の体験機会の提供機会を増やします。	健康福祉課 社協
子育て支援ボランティアの育成（子育てサポーター）	地域の中で子育て支援を積極的に展開するため、子育て支援ボランティア（子育てサポーター）を支援していきます。	健康福祉課 社協
ボランティア団体、活動グループの育成・支援	地域でのボランティア活動や活動団体・グループでの活動を支援します。あわせて、個人や団体による、福祉事業所や高等学園等との交流が育まれるような支援も行います。	健康福祉課 社協
生涯学習人材登録と活用の推進	芸術文化をはじめ各分野で活躍している町民を指導者として登録し、出前講座やまなびっこ、子ども会活動等の講師としての活用を推進します。	教育局
手話奉仕員の養成	手話によるコミュニケーション術を学ぶ、手話奉仕員の養成を目的とした講座を開催します。	健康福祉課

（5）福祉の専門人材の確保及び雇用の創出

福祉の専門人材の確保・育成・定着支援及び町の活性化に向けて、更に多様化する地域の福祉課題に対応するために、地域の状況や地域のニーズの把握に努めます。

取組名	取組内容	担当
資格取得のための情報提供	広報・ホームページ等で資格取得に向けた情報提供を充実します。	健康福祉課
人材育成補助事業の実施	本町の活性化に貢献する方々を応援するため、資格取得を伴わない研修会等の受講経費の一部及び団体が主催する研修会等の開催経費の一部を助成します。 漁業や林業の担い手となる人材育成及び新規就業者数の拡大と定着を図るため、人材育成制度の活用等を支援し、担い手の積極的な確保に努めます。	企画課 産業振興課
介護人材確保・育成事業	2市1町が連携する介護人材確保事業に取り組み、介護人材の確保・育成・定着支援を支援します。	健康福祉課
介護員養成研修に関する情報の提供	介護に携わる方の基本的な研修として県が実施している「介護員養成研修」（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の情報提供等を行い、介護分野における町民の資格取得と参加を促します。	健康福祉課

（6）地域福祉に関する活動基盤づくりと情報の周知

多様な活動助成による地域活動の立ち上げや組織づくりの支援、保健・医療・福祉に関する情報提供を通して、地域福祉に関する活動基盤づくりと情報の周知を行います。

取組名	取組内容	担当
地区自治会活動支援事業	「地区自治活動事業補助金」を交付し、行政区などで住民が主体となって行う福祉活動や組織の立ち上げなど、住民間の親睦と融和を促進するための地区自治活動を支援します。	総務課
介護保険・障害福祉・保健医療等に関する情報提供	町の保健・福祉サービスに関する情報提供を行い、町民の保健医療や介護への理解を促します。また、町民も参加する「医療と介護の懇談会」を通して、老いじたくや看取りへの理解を深め、啓発を進めていきます。	健康福祉課
各種福祉に関する情報の提供	広報おながわ、各種パンフレット・リーフレットのほか、若い世代の情報ニーズにも対応し、インターネットを活用した福祉サービスの情報提供を行います。	健康福祉課
子育てに関する情報の提供	子育て世代向けには、子育て支援アプリ「おながわすくすくナビ」による情報提供を行います。	健康福祉課

基本施策3 支え合い、見守り合う地域づくり

【課題と方向性】

- 地域づくりの出発点は、地域で町民同士がつながりを持ち交流をしていくことで、抱えている悩みごとの解決や情報交換が行われることです。これが、支え合いの地域づくりに最も大切なことのひとつです。
- 本町には、地域を単位とした多様な主体（自治会、民生児童委員、福祉活動推進員、保健推進員、活動団体に所属する人等）が活動し、困りごとが共有されています。今後は地域から町全体までの地域づくりを進める「地域づくり会議」（協議体）を充実することが大切です。
- 地域づくり会議により、多くの住民が参加してもらうことも大切です。活動者を増やす方策や活動者を支える体制づくりを進めることがこれからの課題です。
- 令和5年度に実施した地域生活に関するアンケートでは、ともに支え合い、地域生活課題を解決する方策として、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」、「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保する」という回答が多く、「居場所」づくりを求める声が最も多くなっています。本町ではこれまで、各地区の集会所開設や運営、高齢者の通いの場の整備に力を入れてきましたが、地域福祉の推進に当たっては、子ども・若者、高齢者、障害者、その家族など、あらゆる町民が気軽に通うことができ、安心して過ごせる居場所を増やしていくことが大切です。
- これまでの評価で指摘されていたように、現在の活動の担い手である行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員の活動に、負担が偏っているとの意見が多いことから、これから一層、地域の住民全員が担い手となって地域を支えていくことが重要になっています。そのためには、隣近所の小さな問題は住民間で解決していく、助け合っていく精神を育み、取り組んでいくことが重要です。
- 地域づくりのための住民主体の取組や、老人クラブや当事者団体、各種サークルの活動の支援、また、福祉サービス事業所連絡会議などの保健、医療、福祉、教育等の連携体制を充実させ、地域づくりの輪を広げていくことが重要です。

町民の皆さんに期待すること

- ☆地域の身近な人と一緒に、地域の行事やサークル活動に参加してみましょう。
- ☆ひとり暮らしや子育て中の世帯など、隣近所の人や知り合いが困っていたり、身边に気になる人や家族がいたら、声がけして話を聴いてみましょう。
- ☆地域や社会とのつながりを持ち続けることの大切さに気づき、挨拶や地域の行事への参加などのつながりを保てるよう、工夫していきましょう。

【具体的取組】

(7) 支え合い・見守り合う地域づくり

地域住民や団体などが、子ども、若者、ひとり暮らし高齢者、障害者、子育て世帯などを見守り、互いに支え合う地域づくりを進めます。

取組名	取組内容	担当
地域での見守り支援	行政区ごとの地域見守り活動である「見回り隊」の活動や運営を通して、全町的な地域見守りネットワークを充実します。 認知症ほっとカフェや認知症サポーター、チームオレンジ、徘徊SOSネットワーク等とも連携し、認知症の人やその家族への地域の見守りを通して、認知症にやさしい地域づくりを進めます。	健康福祉課 社協
気軽に参加できる居場所づくり	子どもが放課後安心して過ごせる居場所や、若者が交流できるスペース、高齢者の通いの場等、あらゆる町民が気軽に立ち寄り、仲間づくりを行うことができる場づくりを進めます。まちなか交流館での活動の場を確保し、活動の充実を図ります。	健康福祉課 産業振興課
子育て支援センターの充実	子育てに関する相談や地域の子育て関連の情報の提供、子育てサークルへの支援や各種子育て支援の講習会等を実施し、地域の子育て支援を行います。	健康福祉課
民生児童委員等による見守り活動	民生児童委員等による住民主体の見回り活動を、引き続き支援します。	健康福祉課 社協

(8) 地域づくりのための福祉関連団体ネットワークの充実

地域づくりのための住民主体の活動を支援するとともに、活動を支援する福祉関連団体ネットワークを充実します。

取組名	取組内容	担当
当事者団体・家族会等への支援	当事者団体や家族会の運営支援を通して、当事者・介護者同士の交流と支え合いを支援します。	健康福祉課 教育局
育児サークルの活動支援	子育てサークルの運営支援を通して、子育てに関する情報の共有、保護者の交流と支え合いを支援します。	健康福祉課
老人クラブ活動支援	地域住民が主体となって行う老人クラブ等の福祉活動に関する発足支援や組織化支援を社協が中心となって行い、町は「老人クラブ活動助成金」の交付により支援します。	健康福祉課 社協
介護保険事業者・地域ケアネットワーク会議等の開催	介護保険事業者会議や地域ケアネットワーク会議の開催を通して、情報共有と連携を図ります。	健康福祉課
保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築	保健・医療・福祉・教育等の関係機関や団体が連携して顔の見える関係を築き、課題共有をする場の機会を増やし、活動を活性化していくことを目指します。	健康福祉課

基本目標2 包括的支援の仕組みづくり

基本施策4 包括的な相談支援体制

【課題と方向性】

- 本町では、震災直後から「こころとからだと暮らしの相談センター」により、町民が抱えるあらゆる相談に対応してきました。現在、その相談体制は地域に移行し、生活支援体制整備事業、地域づくり会議（協議体）として展開されていますが、改めてこれまでの取組を生かした、包括的支援体制の整備を進めていくことが考えられます。
- 福祉相談は健康福祉課を中心に、町民生活課、社協、地域包括支援センター等で来所や電話での相談等を受けています。近年、本町においても複合的で複雑な課題に関する相談が増えていることから、庁内の相談体制をベースに、社協や各専門機関が参加する多様な相談支援体制の構築が必要となっています。
- 重層的支援体制は、分野別の支援体制ではカバーできない、複雑化・複合化した課題に対応する体制をつくる目的で創設された機能であり、断らない相談支援、相談者と社会とのつながりをつくる参加支援、さまざまな場づくりのため地域づくり支援で構成されています。
- 生活困窮者自立支援事業に関する相談については、県の委託事業である巡回相談により、相談内容に応じて就労支援、家計相談、住居確保支援を行っていますが、更に社会参加と自立支援につながるような視点での支援が必要となっています。
- 若者の相談支援については、石巻市地域若者サポートステーションが担っています。近年、相談件数も増え、就学・就労へのニーズも高まる状況にあることから、これからも多様な相談機関の一つとして連携が必要となっています。
- 生活支援体制整備事業は、平成29年度から始まっており、地域の支え合い活動・生活支援体制整備の推進役として生活支援コーディネーターが2名配置されています。生活支援コーディネーターの主催で町内を2地区に分けて協議体（第2層）を実施し、関係機関、専門職が集まり、地域課題を検討しています。今後は本町のニーズの変化に伴い、新たな資源の開拓が必要になると考えます。

町民の皆さんに期待すること

- ☆困っている人や地域から孤立していると感じる人を見過ごすことのないよう、自分ごととしてとらえる意識を持ち、声掛けをしてみましょう。
- ☆困りごとを抱えている人に気づいたら、相談に乗ったり、地域でできることがあるかを話し合ってみましょう。
- ☆困りごとを抱えている人について、民生児童委員、地域活動団体とも情報を共有し、行政や専門機関の支援についてみましょう。

【具体的取組】

（9）総合相談ネットワークの構築

高齢者・障害者・子ども等の相談への対応を充実させ、相談者の年代や相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止めることのできるような相談体制の強化を図ります。

また、更に多様化する福祉課題に対応していくための、課題解決の仕組みづくりを充実させ、複雑な生活課題を抱える個人や世帯が、孤立することなく、必要な支援につながり、安心して暮らせるようにしていきます。

なお、本町における包括的支援体制の構築に向けた取組は次頁のとおりです。

取組名	取組内容	担当
高齢者・障害者・子ども等の相談への対応の充実	高齢者・障害者・子ども等に関する困りごとの相談や、保健・医療・福祉に関する相談への対応を充実します。	健康福祉課
相談支援体制の強化	高齢者・障害者など対象者ごとの、相談者の属性によらない生活上の多様なニーズや生活のしづらさ、生きづらさに耳を傾け、家族支援、地域支援に考慮した相談対応ができるよう、多機関による連携体制を構築します。 相談支援に当たっては、健康福祉課内の情報共有・連携を図るほか、社協・地域包括支援センターなどとも連携し、迅速で専門性の高い対応を目指します。	健康福祉課
地域ケア会議の強化	医療・介護の専門職をはじめ、多様な地域の関係者が協働し、課題分析や支援を行い、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の重度化の防止に取り組みます。また、多職種協働による、ネットワークの構築を通して、地域の課題解決につながるような会議を実施します。	健康福祉課
相談支援シートの活用	社協が作成する相談業務での課題共有と業務の平準化のための相談支援シートを、本町の関係機関全体の相談支援の仕組みとして共有し、活用します。	健康福祉課 社協

本町における包括的支援体制の構築に向けた取組

<本町が目指していること>

- 相談を丸ごと受け止め、「誰一人取り残さない」地域づくりを目指す
- 支援が必要な一人ひとりの町民に寄り添いながら、最期まで伴走していく
- 相談を通して、新しい福祉ニーズを発見し、これからの支援につなげていく

<本町の包括的支援体制を目指す取組>

区分	支援内容	担当
相談支援 町や関係機関が実施している福祉相談	地域包括支援センターによる総合相談 (高齢者・介護サービス等)	健康福祉課 地域包括支援センター
	人権・いじめ相談	町民生活課
	生活困窮者巡回相談 (生活困窮)	宮城県
	子どもに関する相談、保育子育て相談、家庭相談 赤ちゃんほっとダイヤル (子ども)	健康福祉課 東部保健福祉事務所
	相談支援事業所等による障害相談	健康福祉課
参加支援 本町の事例) 認知症カフェ、サロン、子ども食堂、子どもケアハウス	消費生活相談	産業振興課
	高齢、障害、子ども、不登校、ひきこもりなど多様な課題を抱える町民が社会とつながるよう場の提供、社会参加、就労支援を行う	健康福祉課、社協 産業振興課、教育局
地域づくり 各分野における地域づくりの取組	地域介護予防活動支援事業 (高齢)	健康福祉課、社協
	生活支援体制整備事業 (高齢)	健康福祉課、社協
	地域子育て支援拠点事業 (子ども)	健康福祉課
	在宅医療・介護連携事業 (高齢)	健康福祉課

<多機関協働による取組>

○地域ケアネットワーク会議



○看取り座談会



○ケアマネ研修会



<世代や属性を超えて交流する多様な地域づくりの取組>

○介護予防



○集会所



○子ども食堂



○地区座談会

○生活支援体制

(10) 多様なニーズに寄り添う相談・支援

今後、更に多様化する福祉ニーズに対応していくために、相談・支援の充実を図り、地域の状況や地域のニーズの把握に努めます。

取組名	取組内容	担当
家族介護者等支援	専門職による日頃の支援を通して、家族介護者の交流や離職防止の支援、児童虐待、ダブルケアラー、ヤングケアラーへの気づきを促し、関係機関などとも情報を共有し、必要な支援を講じていきます。	健康福祉課
特別な配慮が必要な子どもへの支援	発達など特別な配慮が必要だったり、障害のある子どもと保護者の相談を受け、多様なニーズに寄り添い、関係機関と連携した支援を行います。そのため、相談員の専門性の向上に努め、ニーズに合わせた就学相談や情報提供ができるよう支援します。	健康福祉課 教育局
子ども・若者相談の充実	石巻市地域若者サポートステーションとも連携しながら、町内の子ども・若者の相談ニーズを把握し、対応ていきます。	健康福祉課

コラム

生きづらさ、不安、心配ごとと一緒にのり超えるために
生きづらさ、疾病や障害の不安、心配ごと、つらい気持ちを吐き出したい、同じような思いを抱える人と話したい、DVを相談したい。
次のような、専門機関や当事者による相談機関・電話相談をご存じですか。

【子ども・若者の困りごと】

NPO法人T E D I C
石巻圏域子ども・若者総合相談センター
学校のこと、進路や就職、友だち関係のこと、
不登校やひきこもり、必要な支援機関を紹介。
チャイルドラインみやぎ
18歳までの子どもがかける子ども専用電話。
「聴く」ことで子どもに寄り添い、子どもたち
が自分の持っている力に気づくための活動。

【自殺予防専門ダイヤル】

自殺対策支援センターライフリンクが実施
#いのちSOS
自殺念慮のある人の自殺予防の専門ダイヤル。
電話とメール、WEBサイトでの相談がある。
生きづらびっと
生きづらさを感じる人の相談をさまざまな分野
の専門家や全国の地域拠点と連携して行う「生
きることの包括的な支援」のための電話相談。

【DV・児童虐待に関する】

宮城県女性相談センター
(配偶者暴力防止支援センター)
みやぎ女性のためのメール・チャット相談
(NPO法人ハーティ仙台運営)
みやぎ夜間・休日DVほっとライン
配偶者やパートナー・恋人などからDV被害を
受けている、悩んでいる方からのさまざまな相
談に応じ、解決に向けて助言・援助を行う。

【認知症の本人や家族の想い】

おれんじドア(宮城の認知症とともに考える会)
認知症と診断された方の相談に応じ、診断後の
不安を共に乗り越える物忘れ総合相談窓口。
若年性認知症コールセンター
若年性認知症の方やその家族に寄り添い、専門
的な相談に対応する相談窓口。
認知症の人と家族の会宮城県支部電話相談
認知症の方と家族からの悩みごと相談や介護方
法の助言を無料で行う相談窓口。

基本施策5 多様な福祉課題に対応した支援体制づくり

【課題と方向性】

- 近年の福祉ニーズは、対象者ごとの属性を前提としたものでなく、多様で複合化、複雑化の一途をたどっています。全国的にみても、家族の問題、ひきこもり、社会的な孤立などの課題が指摘されるようになっており、権利擁護や再犯防止における福祉と司法との連携のように連携体制が欠かせない領域が増えています。このことからも、あらゆる地域課題の背景にある福祉ニーズの把握とそれらに対応した支援体制づくりが課題です。
- 生活困窮者対策については、生活保護に至る前に、困窮者を早期に把握し、支援につなげ、町民の複合的な課題を適切に把握し、状況に応じた支援を行うこと、また生活困窮者の状態に合わせて、就労支援の内容を充実させることが重要になっています。
- 子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を防ぎ、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律に則し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を進め、福祉、医療、教育等多くの関係機関や団体とも連携していく必要があります。
- 高齢者のひとり暮らしや頼れる親族がない人が増える中で、身寄りのない人の入院医療や意思決定に関する支援、看取り、死後事務などでの支援が必要と言われるようになっており、今後は老いじたく支援などの検討が必要となっています。
- 孤独・社会的孤立にある人への支援については、課題を抱える当事者や家族等が、一人ひとりの状況やニーズに合わせて切れ目のない相談支援を受けられるよう、地域での見守りや相談機関の連携を行うことが求められています。
- 自殺対策については、さまざまな悩みが原因となり、心理的に追い詰められた状態になったり、社会的なつながりの減少や役割の喪失感等から危機的な状態に追い込まれてしまう「誰にでも起こるいのちの危機」が指摘されています。こうした課題に地域全体で取り組み、解決していくことが必要であり、既に本町では、いのちを守る取組推進計画（第2次）を、「女川町健康増進計画（第3次）」の中で位置づけています。
- 再犯防止については、犯罪や非行の半数が再犯であるとされていることから、より一層の取組が必要となっています。再犯をなくすことは、安心して暮らせる社会をつくることにつながること、また、罪を犯した者等が社会に復帰したあとも地域で孤立することなく、生活できる支援が必要になっていることから、本町でも、明るい社会づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

町民の皆さんに期待すること

- ☆困りごとは一人で抱え込まず、家族や隣近所、相談先に相談をしましょう。
- ☆罪を犯した者等の更生、再犯防止の取組への理解を深め、温かく見守りましょう。
- ☆身近な人や情報を必要としている人には積極的に情報を伝えていきましょう。

【具体的取組】

(11) 生活困窮者への支援

経済的に困っている町民を適切な支援につなげ、自立生活が送れるよう、県とも連携して支援します。また、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援のための取組も行います。

取組名	取組内容	担当
生活困窮者の早期把握、自立相談支援機関へのつなぎ	生活困窮者の早期把握に努め、県が実施主体である自立相談支援事業につなげます。	健康福祉課
子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに対する医療費の助成、経済的理由で就学困難な保護者に対する援助、子どもの居場所の確保、教育や就労の支援を行います。	健康福祉課 教育局
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援のために、相談や情報提供の充実、経済的支援も行います。	健康福祉課

(12) 多様な福祉課題を抱える人への支援

生活困窮者への支援と並び、多様な福祉課題を抱える人への支援はますます必要となっています。社協とともに、身寄りのない人の課題や、ひきこもり、社会的孤立の背景にある、困りごとや生きづらさ、言葉の問題などの制度の狭間にある課題を抱える町民に向き合い、支援につなげます。あわせて、ゲートキーパーの養成などで自殺のリスクを低下させ、誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指します。

取組名	取組内容	担当
身寄りのない人への支援	ひとり暮らしや頼れる親族がいない人が増える中、身寄りのない人の入院医療や意思決定に関する情報提供を行い、老いじたくと合わせた支援を行います。	健康福祉課 社協
社会的孤立にある人への支援	ひきこもり、社会的孤立の問題を抱える当事者や家族等が、個々の状況やニーズに合わせて切れ目ない相談支援を受けられるよう支援します。社協の相談や地域での見守り活動との連携、相談機関同士の連携を進めます。	健康福祉課 社協
自殺対策の推進	自殺対策については、ゲートキーパー等の支援者や専門職の育成、町職員の研修、相談・支援体制の整備を進め、保健、医療、福祉のネットワークを活用し、誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指します。	健康福祉課

(13) 再犯防止の推進

本計画を再犯防止推進計画（第2次）として位置づけ、誰もが社会の一員として互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人への理解を深め、温かく見守る地域社会の実現を目指します。更生保護活動として、犯罪者や非行少年の更生支援や犯罪非行の予防・啓発について保護司会等の関係機関や地域と連携し、次のような取組を推進します。

取組名	取組内容	担当
更生保護支援団体との連携推進	再犯防止に関する啓発活動として、犯罪・非行の防止と立ち直りを支援する「社会を明るくする運動」を推進します。更生保護支援団体（保護司会や更生保護女性会）の活動支援を通して、学校等と連携した子どもの健全育成に取り組みます。	町民生活課
生活の基盤を確保するための支援	就労や住居の確保等、安定した生活のための相談体制を整備します。また、協力雇用主やハローワーク、保護司等とも連携し、就労を支援します。	町民生活課
保健・医療・福祉サービスの提供	保護司等と連携し、支援が必要な対象者（高齢者、障害者等）の生活課題を共有し、保健、医療、福祉サービス等の相談や提供を通して、安心して町民生活が送れるよう支援します。	町民生活課

コラム

ひとり暮らしでも地域で住み続けていくために ～身寄りのない人を助ける仕組みづくりが進んでいます～



ひとり暮らしの高齢者が増える中、身寄りのない方の身元保証や生活支援などが課題となっています。国では、身寄りがない人も十分な医療を受けられ、終身にわたりサポートが受けられるよう、各種ガイドラインを作成しています。

◆身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

入院及び医療に係る意思決定が困難な方への支援、身寄りのない方の対応フローが定められています。本ガイドラインは、医療等ケアチーム、福祉や介護、権利擁護の相談支援や、金融機関等の関係者の利用が想定されています。

◆高齢者等終身サポート事業に関するガイドライン

近年、身元保証を行う高齢者サポート事業者が増えていますが、一方で契約トラブルも増えています。このガイドラインでは、消費者の立場から、葬儀や届け出、遺品整理や住まいの処分など、死後事務の在り方や、終身サポート事業を行う事業者が公表すべき情報を明らかにしています。

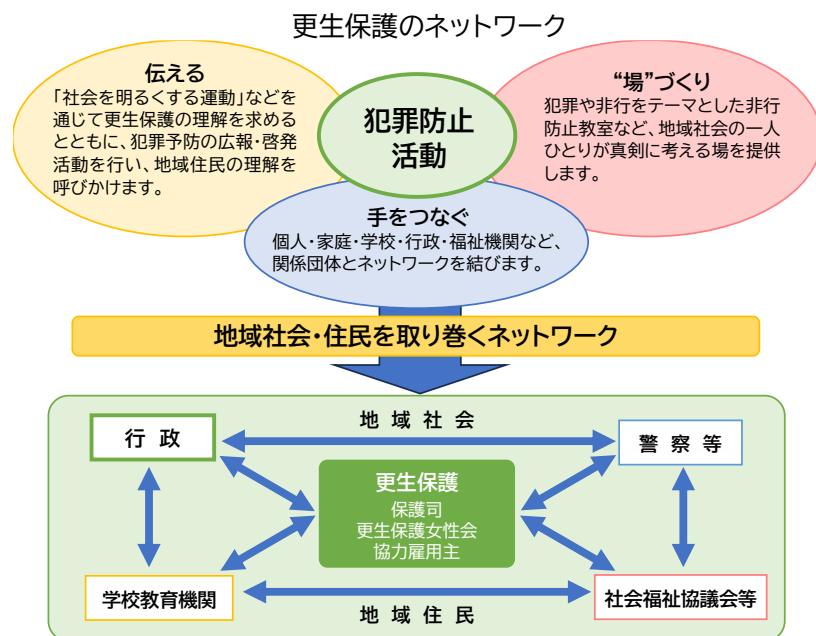
——以上のことも踏まえ、まずは、一人ひとりが、老いじたくの自己点検シート、エンディングノートを準備しておくことも大切です。また、地域の居場所や地域ネットワークに参加しながら、老いじたくを考え、まわりと話す機会を増やしたり、相談機関に相談することも必要です。

コラム

「更生保護」を理解して、見守ろう、参加しよう

「更生保護」とは、犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。

罪を犯した人等の中には、高齢である、障害があるなどの理由で、自分の力だけで社会復帰し、自立した生活を送っていくことが困難な人がいます。犯罪や非行をしたことの責任を自覚し、立ち直りに向けて自助努力をすることはもちろん大切です。その一方で、自分の力だけで社会復帰をすることが難しい場合は、その人のニーズに合った、福祉・医療的支援や就労支援を受けながら、支援のもとで自立した生活を営んでいくことも大切なことです。そのことが、再犯を防止し、安全で安心な地域社会を築くことにつながります。（*1）



更生保護と地域福祉との関わり、高齢化等で自立が困難な刑務所出所者等への福祉サービスの支援事業が始まったのを契機に、社会福祉士の活動としても重要になっています。

近年は、犯罪や非行予防の取組として、「社会を明るくする運動」が盛んになっています。この活動には、保護司や更生保護女性会など、地域のたくさんの人たちがボランティアとして関わっています。（*2）



参考:WAMNET 更生保護～一人ひとりにできる立ち直り支援～（*1）

法務省 社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ（*2）

基本施策6 一人ひとりの尊厳を尊重する支援体制づくり

【課題と方向性】

- 高齢者を対象とした町民アンケートによれば、老いに備えて心配なことは「認知症や重い病気になった時の身の回りの世話」が最も多く、老いへの備えは大きな関心ごとになっています。老後の不安を和らげ、これから的生活を充実させるためにも、老いじたくの必要性や具体的な方法を学び、備えることが必要です。
- 本町でも、認知症高齢者の増加や独居高齢者、夫婦高齢者世帯の増加により、財産管理や身上保護など権利擁護支援の必要性が高まってきています。町ではこれまで、成年後見制度の町長申立や、社協とともに県の日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の普及啓発などを通して成年後見制度の利用促進を進めてきました。しかしながら、制度や相談先の周知が十分でなく、利用が進んでいないこと、また町内外の専門職や関係機関とも連携した連携ネットワークの構築が課題となっていました。今後、団塊の世代の高齢化によって、認知症高齢者が増えるなど支援のニーズが増大し、更に多様化すると考えられることから、町民が住み慣れた町で暮らし続けていくために、権利擁護支援も含めた成年後見制度の利用はますます必要となっています。
- 国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、近隣市との広域ネットワークをつくり、権利擁護支援を進めていくことが必要です。またその基礎となる仕組みとして、社協と一体となって、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりを進めていきます。
- 近年多様化する「特殊詐欺」などの消費者被害から高齢者をはじめとする地域住民の財産を守るために、町では、広報おながわや防災無線の活用、また消費者被害防止パンフレットにより情報提供を行っています。今後は関係者や事業者等から情報収集を行い、更に消費生活相談員等の関係機関との連携を図りながら、消費者被害の予防策の啓発活動に取り組みます。
- 虐待については、地域に暮らす一人ひとりの町民の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見・対応に取り組んでいます。第2次計画の評価では、事業所による虐待防止の対応は、見守りや研修の実施など、この5年間で大きく進展しました。今後も引き続き、町民や利用者との日頃からの顔の見える関係をつくり、虐待防止の対応や通報の体制などを運用していくことが必要です。
- 虐待には高齢者や障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力などがあります。通報だけでなく、健康診査やカンファレンス、会議等で課題を発見し、関係機関と連携して対応します。

町民の皆さんに期待すること

- ☆在宅医療、介護、認知症や障害について関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
- ☆成年後見制度や権利擁護の事業について、学んでみましょう。
- ☆隣近所で、高齢者や子どもの虐待を疑うような、異変を感じる出来事があったら、行政区長や民生児童委員、役場に連絡してみましょう。

(14) 地域で暮らし続けるための権利擁護の推進

【具体的取組】

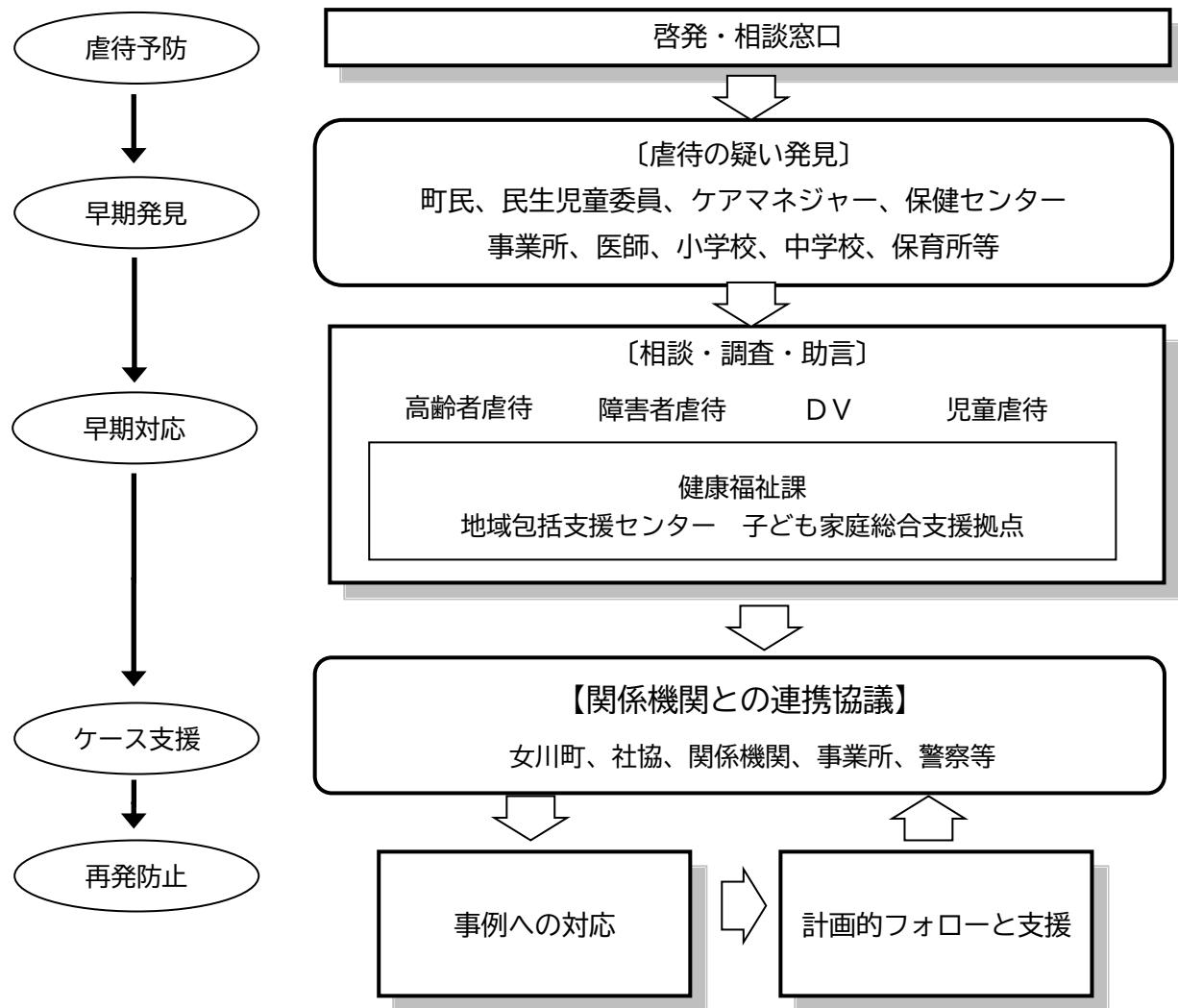
若い頃からの老いじたくも含めた地域における権利擁護支援を推進します。また、消費者被害や虐待等への対応を講じるとともに、講座や情報提供などにより予防・啓発活動を進めます。

取組名	取組内容	担当
老いじたくの推進（若いうちから備える権利擁護の普及啓発）	老いじたくとして、元気な頃から必要な備えを行うための、情報提供や支援をします。 下記の情報について情報提供 ・利用している金融機関や財産のリスト化 ・権利擁護のための契約 ・遺言や公正証書の作成 ・金銭管理や代理人等の検討と契約 ・緊急連絡先、上記の共有など	健康福祉課 社協
権利擁護に関する知識・制度の普及啓発	成年後見制度、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」についての周知・啓発を行います。また、地域包括支援センター等における相談内容に応じた各種制度の説明や関係団体の案内等を行います。	健康福祉課 社協
消費行政の強化及び推進事業	訪問・勧誘販売や特殊詐欺による被害から高齢者や障害者を守るために、町広報や防災無線を活用して情報伝達を行います。具体的な消費生活相談と併せた消費者講座の開催を通して被害の未然防止と啓発に取り組みます。	産業振興課
虐待等の早期発見・対応	相談支援、通報窓口をはじめとする虐待防止体制の強化を図り、関係機関と密接に連携し早期発見・対応に取り組みます。高齢者・障害者・児童虐待、また配偶者からの暴力については近隣の通報だけでなく、健康診査やセンファレンス、地域ケア会議等でも発見し、関係機関と連携し対応します。	健康福祉課



◆ 本町の虐待予防・発見・相談・対応の流れ ◆

本町の虐待の予防・発見・相談・対応の基本的な流れは次のとおりです。



(15) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする人が、地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、関係機関とともに支援します。そのために、町と社協が連携した体制づくり、家庭裁判所や関係者などで構成される地域連携ネットワークを構築していきます。

取組名	取組内容	担当
相談機能の充実	日頃からの町・社協・地域包括支援センター等への相談から、制度利用に関するニーズを把握し、利用が必要な対象者の把握に努めます。また町は地域の相談窓口として、町民からの相談を受け、関係者とともに制度の利用を支援します。	健康福祉課
成年後見制度の利用促進	相談機能の充実と併せ、以下の取組を通して、成年後見制度の利用促進を図ります。	
町長申立の実施	成年後見制度町長申立を行います。	
利用支援事業	対象となる方へ制度の利用に要する費用申立手数料、登記手数料、鑑定費用、後見人の報酬など)助成、広報・普及活動等を通して、成年後見制度の利用を支援します。	健康福祉課
家族後見人の支援	家族後見人への支援として、手続きや具体的役割などの相談支援を行うとともに、家族信託なども含めた制度に関する情報提供等を行い、家族後見人への支援を充実します。	
制度の不正防止	後見開始後の後見人からの相談や、関係機関との調整、被後見人との関係について、町が必要に応じて後方支援することで、後見業務が円滑に運用されるよう支援します。	
成年後見地域連携ネットワークの構築	福祉・行政・専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）や家庭裁判所など関係機関と連携し、本町における成年後見制度の運用と利用促進策の検討、町民ニーズに対応した支援を行います。	健康福祉課

成年後見地域連携ネットワークの構築に向けて

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、どの地域でも制度の利用が必要な人が利用できるよう、各地で「地域連携ネットワーク」の構築を進めることとしています。

本町においても町内の関係団体や近隣市とも連携し、町民、民間団体、家庭裁判所など関係者が連携した、権利擁護支援の地域連携ネットワークが必要となっています。

地域連携ネットワークの構築に当たっては、「中核機関」を設置し、段階的に協議会等の整備を検討することが必要です。また、社協が推進している「市民後見人」や、「法人後見業務」の仕組もネットワークの中で機能させていくことが必要です。

本町では、ネットワークの構築を通して、認知症や障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる仕組みを作りたいと考えています。

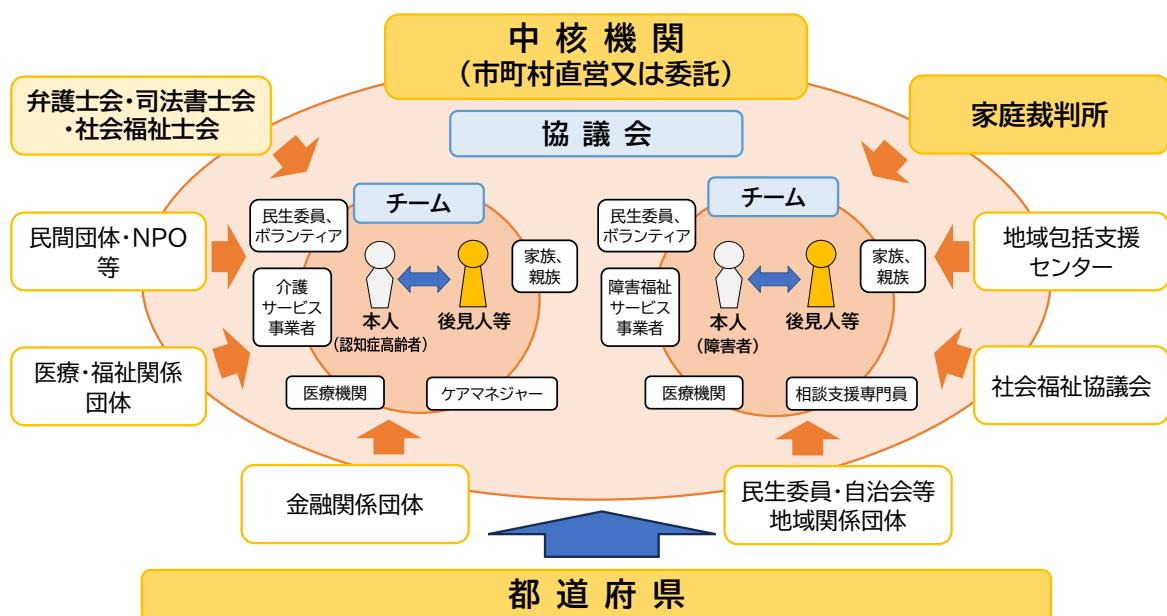
【中核機関】①広報、②組織、③制度利用促進(受任者の調整、担い手の育成・活動促進)

④後見人支援などの機能を構築します。

【協議会】福祉や法律の専門職団体や関係機関が連携を強化するための合議体です。

【チーム】本人に身近な親族や福祉医療、地域等の関係者と後見人が一体になって、本人の見守りや意思決定を支援します。

地域の権利擁護支援ネットワークのイメージ



参考:厚生労働省 成年後見制度利用促進のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

成年後見はやわかり <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

仙台地方・家庭裁判所 ページ

<https://www.courts.go.jp/sendai/about/syokai/index.html>

基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

基本施策7 災害時・防災対策の充実

【課題と方向性】

- 「女川町地域防災計画」では、大規模災害時に住民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町民、事業者自らが事前の対策で被害を減らし、行政が後押しすることが必要であるとしています。
- 町では、津波ハザードマップのほか、防災ハザードマップとして水害・土砂災害・高潮及び原子力災害のハザードマップのほか広域避難マップを作成しています。
- すべての町民が行う備えと対策としては、個人や家庭ごとに、避難計画を作成する「マイタイムライン」の作成を推奨しています。
- 高齢者、障害者等の要配慮者には、情報伝達、避難時支援、二次災害、指定避難所等での健康維持等のさまざまな過程において多くの問題が介在しているとしているため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の専門分野の連携による支援体制を整備することが必要となっています。
- 平成25年の「災害対策基本法の一部改正」において、要配慮者のうち災害発生時の避難等に支援を要する「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられました。さらに、近年の大規模災害に対応するために、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が促進されており、令和3年の見直しにおいては個別避難計画の策定が努力義務化されました。この取組を引き続き進めるとともに、今後は役割を担う人材の確保・育成、組織等の推進体制の構築が必要となります。

町民の皆さんに期待すること

☆いつ起こるかわからない災害のために、災害用品の準備、危険な場所の確認など、自分の身は自分で守る備えをしておきましょう。

☆家族構成や生活環境に合わせて、台風の接近などによる風水害が起こる可能性があるときに、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理しておく、「マイ・タイムライン」を作成しましょう。

逃げ遅れゼロへ！～家の避難計画 マイ・タイムライン

https://www.town.onagawa.miyagi.jp/pdf/bousai/mytimeline_youshiki_s1.pdf

☆災害に備えて、定期的に隣近所が一緒に参加できる防災訓練を行いましょう。

☆大雨など予測できる自然災害の場合、テレビやラジオ、SNSなどで情報をキャッチし、事前に家族や隣近所で声をかけあっていきましょう。

☆平時から、消防団の活動や地域の防災活動に参加したり、介護が必要な高齢者や障害者のいるお宅を調べて、避難時の支援に役立てるようになります。

【具体的取組】

(16) 日頃からの防災対策と体制の整備

町民の生命及び身体の安全を守るため、防災に関する意識啓発、自主防災組織育成、防災教育により日頃からの防災意識を高め、日常の備えや地域での防災体制の整備に努めます。

取組名	取組内容	担当
防災に関する意識啓発	町民の防災に関する日頃からの意識を高め、災害発生時に取るべき行動の啓発を図ります。地域での出前講座を実施するほか、防災・津波ハザードマップの活用に関する情報提供を通して、町民の防災意識を高め、具体的な行動につながるよう呼びかけます。	企画課
自主防災組織の育成	日頃からの声掛けや助け合いを行える関係づくりを進め、区長会における自主防災組織構築の呼びかけを行います。また地域の消防団活動を充実させ、災害時や緊急時の支援体制づくりを進めます。	企画課
防災教育の推進	子どもの頃からの防災教育を通して、防災、災害時の行動の根底にある「自らの身の安全は自らが守る」という意識や行動に関する啓発を行います。	企画課 社協
実践的な防災訓練の実施	地区や関係機関が防災訓練を定期的に実施し、関係者とともに、わかりやすい避難方法について学ぶとともに、地域の避難所を知り、災害ごとの正しい避難先が選択できるよう周知を徹底させます。	企画課 社協

(17) 要配慮者への支援体制づくり

地域防災計画に沿って、要配慮者への支援体制づくりを進めます。

取組名	取組内容	担当
災害時要支援者名簿の更新	避難行動要支援者名簿を作成し、名簿は本人の同意を得たうえで、消防機関、警察機関、民生児童委員、社協、自主防災組織等で共有します。	企画課
個別避難計画の策定	避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰がどのような支援を行うのかを避難行動要支援者別に具体的に記載し、個別避難計画の策定を行います。	企画課 健康福祉課

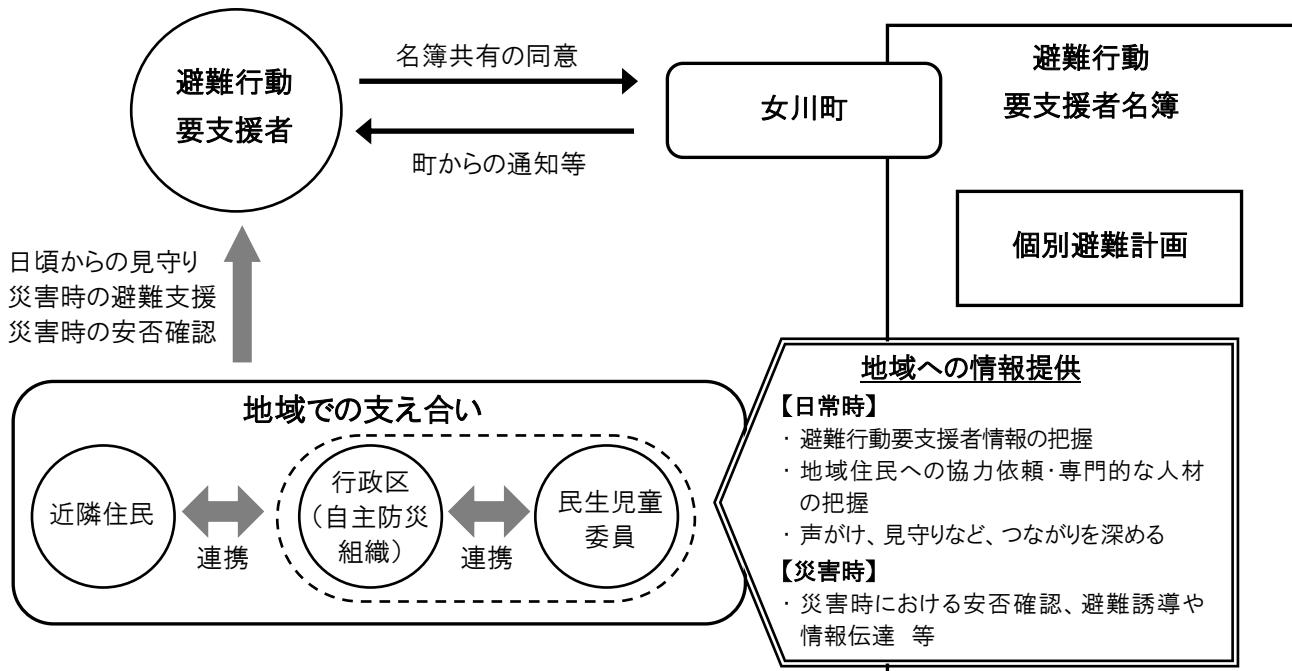
取組名	取組内容	担当
福祉避難所の整備・確保	県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定します。	企画課

◆ 女川町における避難行動要支援者◆

○生活の基盤が自宅にあり、地域による支援を希望する方で、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3以上を受けている者で、障害高齢者の日常生活自立度がB1以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者
- ② 身体障害者手帳2級以上の聴覚・視覚障害者又は3級以上の肢体・体幹障害者
- ③ 療育手帳Aの所持者
- ④ 精神保健福祉手帳2級以上の所持者で単身世帯の者
- ⑤ その他支援が必要な者（難病者等）

◆ 女川町における避難行動要支援者支援体制 ◆



基本施策8 安心して暮らせる地域づくり

【課題と方向性】

- 「地域共生社会」とは、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合い、暮らしていく社会です。その実現のためには、多様な参加機会の創出と地域の持続可能性を確保する観点からも、住まい、まちづくり、環境などの分野とも連携し、さまざまな主体が協働で取組む体制が必要となっています。
- 本計画の推進に当たっては、本町が進めてきた協働・連携の取組を踏まえ、社協や関係機関はもとより、NPOや民間企業等と連携し、人材育成を進めていくことが必要となっています。
- 令和5年度に策定された「女川町地域公共交通計画」では、「地域の暮らしを支える利便性の高い公共交通の実現」を目指したさまざまな取組が進められています。高齢化率が40%に近い本町では、公共交通の充実は、車をもたない「交通弱者」の方だけではなく、すべての住民にとって気軽に利用できるものとなる必要があることから、町、交通事業者、団体・企業、住民、利用者が一体となって、これから公共交通拠点やネットワークの在り方を検討していくことが必要です。
- 地域福祉の推進は、地域の生活課題の把握、人材育成、地域づくりのため、地域の多様な主体が時間をかけて取り組み、成果を生み出していくものです。本計画の総合的・計画的な推進に当たっては、これまでも、保健、医療、福祉、生活支援、防災、交通等の全般で、社協とともに地域福祉の推進を共に進めてきましたが、社協との更なるパートナーシップの強化が求められています。
- 生活支援体制整備事業は、平成29年度から始まっており、地域の支え合い活動・生活支援体制整備の推進役として、生活支援コーディネーターが2名配置されています。地域コミュニティの中で、生活支援などの支え合いの仕組みが必要であり、住み慣れた地域で生活していくための地域づくりと併せて資源開発が課題となっています。
- 地域資源が不足している中で、本町では介護保険サービスと障害福祉サービスを同一事業所で提供する「共生型サービス」を実施しています。このサービスは、高齢者と障害者の福祉ニーズに臨機応変に対応できるものであり、地域共生社会を実現する一助と考えられています。この共生型サービスを、今後も引き続き提供していくことが必要です。
- 復興まちづくりの中で整備された町内の空き家等を、新たに町民の交流や地域福祉活動の場として活用することが考えられます。

町民の皆さんに期待すること

- ☆日頃から、交通ルールを守った歩行や車の安全運転に心がけましょう。
 - ☆助け合い、支え合いの心で、高齢者、障害者などの道路での通行を助けましょう。
 - ☆交通安全パトロールに参加して、町民の防犯・安全活動に参加しましょう。
 - ☆「まちは舞台。主役はあなた！」町民会議にあなたも参加してみませんか？
- https://www.town.onagawa.miyagi.jp/onagawa_tyounin_kaigi.html

【具体的取組と事業】

(18) 生活支援・外出支援の推進

機器による見守り支援や生活支援・外出支援が必要と判断された方を対象とした配食や訪問介護等による支援を行います。

取組名	取組内容	担当
緊急通報システム設置事業 (貸与事業)	緊急通報システムなどのツールを使った見守りを継続します。	健康福祉課
配食サービスの実施	ひとり暮らし高齢者の増加や、在宅介護ニーズが高まる中で、在宅福祉サービスとして、ニーズのある配食サービス事業を引き続き実施し、生活支援を行います。	健康福祉課
紙おむつ等助成券支給事業	高齢者、障害者を介護している世帯の経済的負担の軽減を図るため、高齢者等に対して、紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤及び使い捨て手袋を購入する費用の一部を助成します。	健康福祉課
ホームヘルパー派遣事業	身体上又は精神上の障害により日常生活に支障のある高齢者等を抱えている家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事、介護等の日常生活を支援します。	健康福祉課
離島地区生き活き活動助成支援	離島地区のニーズに対応した地域公共交通の再構築を行います。	健康福祉課
福祉タクシー券の発行	要介護・要支援認定及び障害者手帳の認定を受けた方の一部が、通院等でタクシーを利用する際に運賃の一部を助成する福祉タクシー券を発行し、外出を支援します。	健康福祉課

(19) 地域福祉を進める取組

地域共生社会の実現に向けて、新たな福祉ニーズに基づき、町、社協、町民、事業者等が連携して地域福祉の資源開発を行います。

取組名	取組内容	担当
共生型サービスの提供	町内事業所での共生型の通所サービスの取組など、高齢者、障害者の分野横断での福祉サービスの提供を継続します。	健康福祉課

取組名	取組内容	担当
生活支援体制の整備	生活支援コーディネーター2名を中心に、地域づくり会議（協議体）を開催し、地域生活課題を検討します。さらに、官民・住民が一体となって協議する協議体の開催を通して、本町に必要な地域づくりの方向性を検討し、地域の支え合いと生活支援体制の更なる充実を図ります。	健康福祉課
空き家バンク活用促進事業	東日本大震災からの復興まちづくりの中で整備された住宅等を有効活用し、町への移住希望者が利用できるように方策を検討します。	企画課
新たなサービスの開発	さまざまな機会をとらえ住民ニーズを掘り起こし、社協や町民、事業者とともに、介護や生活支援の新たなサービスを検討します。また今後、近隣市とも連携しながら、子どもの居場所づくり等を検討します。	健康福祉課 社協

(20) 協働で進める公民連携の地域づくり

町のリーダーシップのもと、社協、町民、事業者、企業等との協働により、他分野との協働による、公民連携による地域づくりを進め、人材育成を推進します。

取組名	取組内容	担当
町民会議の推進	あらゆる年代、立場の人が積極的にまちづくりに参画できる仕組みづくりとそこから生まれる活動を支援します。高齢者や子ども・若者が活躍できる場の創出とそれらの活動が継続できる仕組みを検討し、町民会議のイベントや個別プロジェクトを支援します。	企画課
「女川町地域公共交通計画」に沿った交通環境の整備	「女川町地域公共交通計画」に沿った交通環境の整備を進めます。高齢者、障害者、子ども等いわゆる「交通弱者」の安全確保とともに、誰もが快適に移動できる交通環境づくりと、公共交通の仕組みづくりを推進します。	企画課 町民生活課 教育局
交通安全の向上	交通安全教室の実施や上下校時の見守りなど交通安全意識の啓蒙や環境整備により、交通事故の減少を図ります。また自転車の走行環境の整備を図り、ヘルメット着用やポスター掲示など交通安全の向上を推進します。	町民生活課 教育局

第3部 計画の推進体制

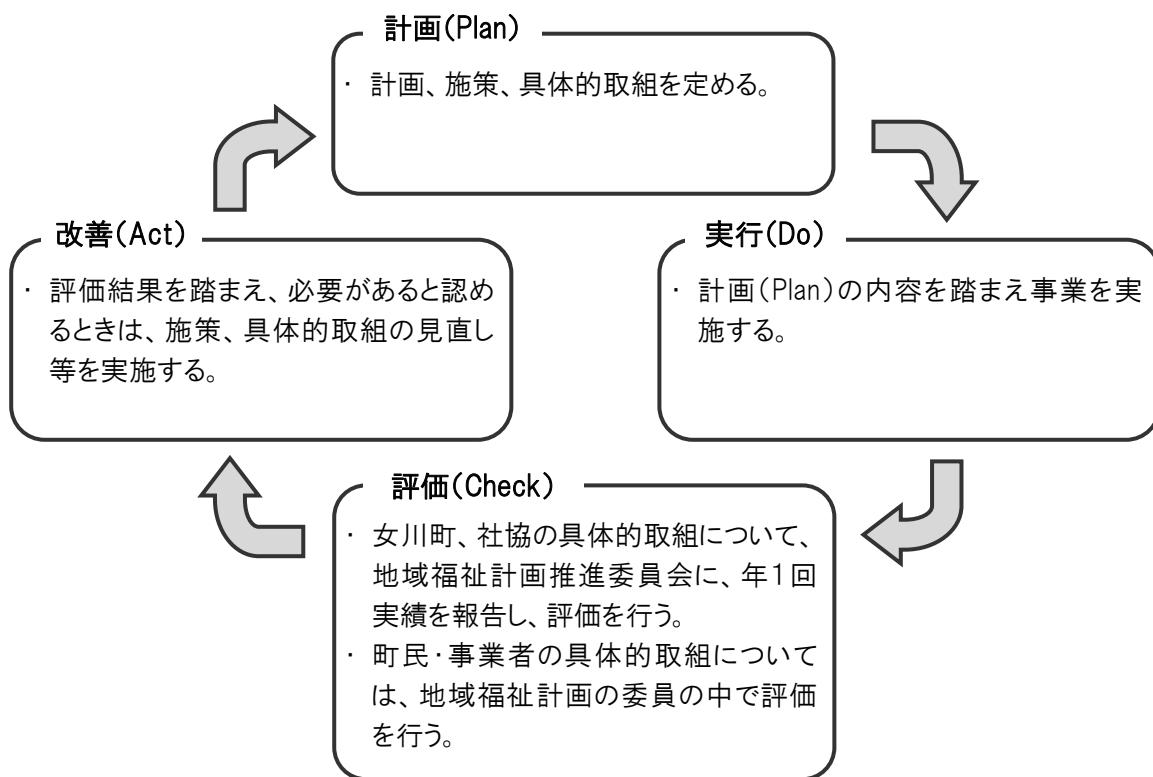
第1章 計画の推進体制

1 進行管理システム

本計画を着実に推進するため、地域福祉計画推進委員会を開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

計画の進捗に当たってはP D C Aサイクルにより、町民・事業者・社協等も参加する地域福祉計画推進委員会において、施策・具体的取組（女川町・社協・町民・事業者）の進捗状況について、年1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や施策・具体的取組の見直し等を実施します。

図表 P D C Aサイクルの図



2 進行管理スケジュール

本計画は計画期間が令和7年度から11年度の5年間のため、次期計画は令和12年度からになります。計画の見直しに当たっては、町民調査・計画の検討を行うことを踏まえて、令和10年度・11年度の2年間をかけて検討することを考えます。

計画の進行管理としては、基本目標・基本施策ごとの「具体的取組の評価・見直し」を行います。

図表 女川町地域福祉計画進行管理スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委員会開催	女川町地域福祉計画推進委員会（隨時）				
計画の見直し				次期計画の検討 町民アンケート 本計画の評価・課題	
計画の評価	進行管理、評価・見直し → 具体的取組の検討	進行管理、評価・見直し → 具体的取組の検討	進行管理、評価・見直し → 具体的取組の検討	進行管理、評価・見直し → 具体的取組の検討	進行管理、評価・見直し → 具体的取組の検討

資料編

1 検討体制

◆女川町地域福祉計画推進委員会

【任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日】

(順不同、敬称略、令和7年3月31日現在)

氏名	所属等
◎高橋 孝信	社会福祉法人女川町社会福祉協議会 会長
○豊田 正利	東北文化学園大学 現代社会学部 学部長
阿部 求	女川町行政区長会 会長
勝又 恵子	女川町介護保険運営委員会 委員
斎藤 康隆	女川町老人等保健福祉計画推進委員会 副委員長
原田 直信	女川町子ども・子育て会議 委員
斎藤 充	女川町健康づくり推進協議会 会長
遠藤 悅子	女川町食育推進会議 委員
阿部 美喜子	女川町民生児童委員協議会 委員
木村 征郎	女川町老人クラブ連合会 理事
斎藤 俊	社会福祉法人永楽会特別養護老人ホームおながわ 園長
渡邊 智仁	ぱんぱきん株式会社 代表取締役
沼田 利恵	NPO法人きらら女川 就労継続支援B型事業所きらら女川 所長
熊谷 雅幸	女川町立女川小学校・女川中学校 校長
浅水 啓一郎	宮城県立支援学校女川高等学園 校長

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経緯

◆女川町地域福祉計画推進委員会

回数	開催日・場所	会議事項
令和5年度 第1回	令和5年 7月31日（月） 15:00～16:30 女川町保健センター 保健指導室	1. 第2次計画における令和4年度評価（町・社協）について 2. 次期計画策定に係るアンケート調査票（案）について
令和5年度 第2回	令和5年 12月1日（金） 15:00～16:30 女川町保健センター 保健指導室	1. 委員長・副委員長の選任について 2. 第2次計画における令和4年度評価（事業所・町民分野）について 3. 次期計画策定におけるアンケート調査結果報告について 4. 女川町第3次地域福祉計画検討スケジュール
令和5年度 第3回	令和6年 3月18日（月） 14:00～15:30 女川町保健センター 保健指導室	1. 女川町地域福祉計画（第3次）策定に当たって ・社会福祉法改正と地域福祉計画【資料1】 ・背景と動向【資料2】 ・地域福祉計画（第2次）の評価【資料3】 ・女川町地域福祉関連計画の全体像【資料4】 ・アンケート結果の概要と見直し課題のポイント
令和6年度 第1回	令和6年 6月3日（月） 17:30～19:00 女川町保健センター 保健指導室	1. 女川町地域福祉計画（第3次）について ・女川町地域福祉計画（第3次）の目的と枠組み ・女川町の地域福祉を取り巻く現状 ・女川町地域福祉計画（第3次）に向けた課題と方向 ・女川町 地域福祉計画（第3次）が目指す考え方 ・「女川町地域福祉計画」の体系（案）について ・再犯防止計画推進計画の策定について ・ヒアリング調査計画（案）
令和6年度 第2回	令和6年 8月23日（金） 14:00～15:30 女川町保健センター 保健指導室	1. 女川町地域福祉計画（第2次）における評価結果（令和2年度から令和5年度）について 2. 女川町地域福祉計画（第3次）について

回数	開催日・場所	会議事項
令和 6年度 第3回	令和6年 12月24日（火） 14:30～15:40 女川町保健センター 保健指導室	1. 女川町地域福祉計画（第3次）素案について
令和 6年度 第4回	令和7年 2月25日（火） 14:00～15:00 女川町保健センター 保健指導室	1. 女川町地域福祉計画（第3次）について

3 コミュニティデータシート

全域	【人口】 5,852 人	505 人	【年少人口割合】 8.6%		
	【0~14歳（年少）人口】	3,027 人	【生産年齢人口割合】 51.7%		
	【15~64歳（生産年齢）人口】	2,320 人	【高齢化率】 39.6%		
	【65歳以上（高齢者）人口】	1,424 人	【後期高齢化率】 24.3%		
	(女川町住民基本台帳（令和6年9月末）)				
【要支援・要介護認定者数】 542 人（「介護保険事業状況報告年報」令和5年度 3月月報）					
【身体障害者手帳交付数】 251 人		【療育手帳交付数】 50 人			
【精神障害者保健福祉手帳交付者数】 68 人		【自立支援医療受給者】 120 人			
アンケート調査結果			地域資源		
地域福祉（18歳以上の町民） 【R 5】	近所づきあいをしていない割合	10.6%	主な公的施設	・女川町役場・女川町保健センター ・女川町地域福祉センター ・女川町地域医療センター ・女川町まちなか交流館 ・女川温泉ゆぽっぽ ・女川町総合運動場（スタジアム） ・女川町勤労青少年センター	
	住民相互の自主的な支え合い・助け合いが必要だと思う割合	69.1%			
	自宅以外に気軽に「居場所」がある割合	56.5%			
	ボランティア活動に現在参加している割合	26.4%			
	経済的困窮経験がある割合	18.7%			
高齢者（65歳以上の町民） 【R 4】	介護予防リスク	運動機能低下リスク	16.6%	介護保険等事業所	・女川町地域包括支援センター ・女川町地域医療センター ・特別養護老人ホームおながわ ・ぱんぱきん介護センターヘルパーステーション女川 ・グループホームのどか ・デイサービスセンターおながわ ・デイサービスふらっとおながわ ・千優訪問介護事業所 ・介護老人保健施設「のぞみ」
		転倒リスク	28.2%		
		閉じこもりリスク	33.1%		
		認知機能低下リスク	41.0%		
		咀嚼機能低下リスク	36.0%		
		嚥下機能低下リスク	24.9%		
	昨年と比べて外出の回数が減った割合	32.3%			
	地域づくりへの参加意向がある割合	参加者として	41.5%		
		企画・運営者として	28.1%		
障害者（手帳所持者等） 【R 5】	ほとんど近所づきあいをしない割合	身体障害	14.5%	障害福祉サービス等事業所	・きらら女川（就労継続支援B型） ・女川町地域活動支援センター うみねこ園
		知的障害	55.6%		
		精神障害	29.0%		
	緊急時の単独避難ができない割合	身体障害	36.3%		
		知的障害	33.3%		
		精神障害	19.4%		
子どもの保護者（0~11歳の児童の保護者） 【R 5】	働いている母親の割合	就学前	66.4%	子ども・子育て支援施設	・女川町子育て支援センター ・女川小学校 ・女川中学校 ・女川町立第四保育所 ・女川町立しおかぜ保育所 ・病児・病後児保育「じょっこおながわ」
		小学生	84.0%		
	日頃子どもをみてくれる親族、友人・知人がいない割合	就学前	21.6%		
		小学生	13.8%		
	子育てするうえで気軽に相談できる人（場所）ない割合	就学前	4.0%		
		小学生	2.4%		
	経済的な理由で食料を買えなかつた経験がある割合	就学前	15.2%		
		小学生	18.8%		
中学生・高校生世代（12~17歳の町民） 【R 5】	家族の中で世話をしている人がいる	8.2%	その他	・生涯学習センター	
	地域行事に参加している割合	50.7%			
	自分のことが好きだと回答する割合	78.1%			
	女川町が好きな割合	67.2%			
	町へ意見を伝える機会への参加意向がある	23.3%			

4 用語集

ア行

アウトリーチ

援助が必要と判断される問題を抱え、社会的に不適応の状態にありながら、自発的に援助を求めるようとしない対象者に対して、援助機関側から積極的に働きかけ、その障害を認識し、援助を活用するように動機づけ、問題解決を促進する技法、その支援を指します。

アプリ

アプリケーションのことであり、コンピュータのOS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアのことです。

NPO (Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれ、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。

カ行

介護離職

家族の介護や看護を理由として、仕事を辞めることを指します。

カンファレンス

会議や検討会のことですが、本計画書では、事例の援助過程において、的確な援助を行うために援助に携わる者が集まり、討議する会議のことを指します。

共生型サービス

共生型サービスは高齢者や障害児者がともに利用できるサービスであり、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の指定も受けやすくするものです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険のサービスを利用したいときに相談し、各種のサービスを紹介、斡旋する福祉や医療の専門職のことです。要介護者・要支援者との契約に基づき介護計画（ケアプラン）を作成します。また、サービス事業者との連絡調整や、医療機関との連携を図りながら継続的な支援を行っていきます。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

更生保護女性会

女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体で、東北少年院等の訪問や子どもたちの下校時刻に合わせた見守り活動を実施しています。

子育て支援センター

子育てに関する相談や地域の子育て関連の情報の提供、子育てサークルへの支援や、各種子育て支援の講習会等を実施しています。

サ行

死後事務

成年後見人がその職務として成年被後見人の死亡後に行う事務をいいます。具体例としては、

遺体の引取り及び火葬並びに成年被後見人の生前にかかった医療費、入院費及び公共料金等の支払などがあげられます。

司法書士

司法書士法に定められた法律家であり、相続や贈与、抵当権抹消、売買などの不動産登記、裁判所・検察庁・法務局への提出書類の作成、成年後見業務、遺産承継業務、法定相続情報証明及び債務整理を通した多重債務者の救済等多岐にわたっています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されており、地域の福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間組織です。住民が主体となり、民生児童委員、社会福祉法人・社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関とネットワークを持ち、協働を通じて、誰もが住み慣れたまちで安心して生活するためのさまざまな活動を行っています。

社会福祉士

社会福祉専門職の国家資格で、「専門的知識及び技術を持って、身体上若しくは精神上の障害がある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」をいいます。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される法人をいいます。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。本町においても多様な活動を関係団体とともに協力し合い、実施しています。

生涯学習推進員

各地区に配置され、地域の社会教育活動の推進と地域ニーズの掘起こし、地区と町との調整役や、町の生涯学習事業の周知等を行い、地域における社会教育活動の充実を図る役割をしています。

食生活改善推進員

本町の地場産品を用いた調理の指導を通して、食生活の改善・向上及び地域への愛着形成を図るなどの取組をしています。中学生や小学生を対象とした料理教室、地域住民への郷土料理の普及・食の大切さの伝達をしています。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者をいいます。

自立相談支援機関（自立相談支援センター）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う機関です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に規定した身体上の障害程度に該当すると認定された方に対して身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために交付される手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害等の状態にあることを証明し、各種の支援サービスを受けやすくすることにより精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進を目的として交付される手帳です。

生活支援コーディネーター

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のことです。

生活保護

生活保護は、病気や身体の障害、思いがけない事故など、さまざまな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う制度です。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人々の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護等を行います。

ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのことです。

夕行

ダブルケア

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けます。背景には晩婚化・晩産化等があるとされています。

地域医療センター（女川町地域医療センター）

15床の診療所と80床の介護老人保健施設等の包括的医療施設です。平成23年10月1日から「公益社団法人地域医療振興協会」に指定管理を委ねています。

地域活動支援センター

障害者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、地域生活の支援を行う日中活動の場を提供しています。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関です。保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポートを中心とした支援者をつなぐ仕組みを指します。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現

金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む）のことを指します。

特別養護老人ホーム

介護老人福祉施設のことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

ナ行

難病

昭和47年に当時の厚生労働省が定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としています。

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」

「まもる」と「びりーぶ（信じる・信頼するの意味）」を組み合わせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害者、精神障害者で、日常生活に不安を持っている人のさまざまな相談に応じ、暮らしのサポートをしています。

ニッポン一億総活躍プラン

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭、職場、地域、あらゆる場で、誰もが活躍できるような、全員参加型の一億総活躍社会を実現するための取組を指します。

認知症サポーター

何かを特別にやるのではなく、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になり、認知症サポーターの印として、ブレスレット（オレンジリング）を所持します。

ハ行

8050（はちまる・ごうまる）問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えることを指します。背景には子どもの「ひきこもり」の長期高齢化があるとされています。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）

P D C Aサイクル

「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つです。

福祉活動推進員

地域の「福祉の担い手」として社協会長が委嘱しており、主にd、民生児童委員等と協力しながら地域住民の福祉課題などを把握し、社協と連絡調整を行いながら活動しています。また、社協主催の社会福祉事業の推進に協力し、地域住民の福祉を高める運動にも努めています。

福祉避難所

要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた避難所で、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定する場合もあります。

保健推進員

保健推進員は、地区住民の健康の維持や向上・改善の意識を高めるために、保健推進員自身が健康に関する正しい知識を学習し、町の保健活動に協力しながら地区住民へ健康に関する正しい知識を伝えるために活動している人です。

保健センター

保健センターは、健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設です。

保護司

保護観察官と協働し、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支え、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察を受けている人と定期的に面接を行い、助言や指導、就労の手助け等を行っています。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、又は行為全般を表す言葉です。個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することです。

マ行

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、例えば台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する際に、自分自身がとる標準的な防災行動を、時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものです。

民生児童委員

民生児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、ひとり暮らしの支援や高齢者・障害者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合う等、地域のパイプ役として活動しています。

ヤ行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指します。

遊休施設

県が所有する施設で現在使用されておらず、かつ今後の利用方法が定まっていないものを指します。

要介護

介護保険制度で要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態を指し、状態像によって要介護1～5の認定に分かれています。

要支援

介護保険制度で要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食

事等の日常生活における基本的な動作の一部について、6か月間にわたり継続して常時支援を要する状態であって、軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態を指し、状態像によって要支援1～2の認定に分かれています。

ラ行

老人クラブ

高齢者による小地域ごとの自主的な組織です。いきがいと健康づくりのための社会活動を通して、高齢期の生活を豊かなものにすることを目的として、文化・スポーツ活動、地域活動、懇親会など、さまざまな活動に取り組んでいます。

療育手帳

知的障害のある方が、一貫した療育・援護、各種制度やサービスを受けやすくなるために交付される手帳です。障害程度により、A（重度）とB（その他）に区分されます。

女川町地域福祉計画(第3次)

令和7年3月

発行:女川町(健康福祉課)
〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
電話:0225-54-3131(代表)

